

平成 28 年 第 1 回定例会

青 木 村 議 会 会 議 録

平成 28 年 3 月 8 日 開 会

平成 28 年 3 月 18 日 閉 会

青 木 村 議 会

平成28年第1回青木村議会定例会会議録目次

第 1 号 (3月8日)

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○欠 員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○議事録署名議員の指名	4
○会期決定	4
○村長挨拶	5
○議案第1号の上程、説明	1 5
○議案第2号の上程、説明	1 6
○議案第3号の上程、説明	1 7
○議案第4号の上程、説明	1 8
○議案第5号の上程、説明	1 9
○議案第6号の上程、説明	2 0
○議案第7号の上程、説明	2 0
○議案第8号の上程、説明	2 2
○議案第9号の上程、説明	2 3
○議案第10号の上程、説明	2 4
○議案第11号の上程、説明	2 5
○議案第12号の上程、説明	2 7
○議案第13号の上程、説明	2 7
○議案第14号の上程、説明	2 8
○議案第15号の上程、説明	4 0
○議案第16号の上程、説明	4 1
○議案第17号の上程、説明	4 2

○議案第 18 号の上程、説明	4 4
○議案第 19 号の上程、説明	7 1
○議案第 20 号の上程、説明	7 3
○議案第 21 号の上程、説明	7 5
○議案第 22 号の上程、説明	7 7
○議案第 23 号の上程、説明	7 9
○議案第 24 号の上程、説明	8 1
○議案第 25 号の上程、説明	8 4
○平成 27 年度青木村社会福祉協議会会計補正予算及び平成 28 年度青木村社会福祉協議会会計予算の説明	8 5
○散会の宣告	8 8

第 2 号 (3 月 10 日)

○議事日程	8 9
○出席議員	8 9
○欠席議員	8 9
○欠 員	8 9
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 9
○事務局職員出席者	9 0
○開議の宣告	9 1
○議事日程の報告	9 1
○一般質問	9 1
沓 掛 計 三 君	9 1
堀 内 富 治 君	10 4
山 本 悟 君	12 1
片 山 順 雄 君	13 3
金 井 とも子 君	15 0
○総括質疑	16 2
○委員会付託	16 3
○散会の宣告	16 4

第 3 号 (3月18日)

○議事日程	1 6 5
○出席議員	1 6 6
○欠席議員	1 6 6
○欠員	1 6 6
○地方自治法 1 2 1 条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1 6 6
○事務局職員出席者	1 6 7
○開議の宣告	1 6 8
○議事日程の報告	1 6 8
○委員長審査報告	1 6 8
○議案第 1 号の質疑、討論、採決	1 7 1
○議案第 2 号の質疑、討論、採決	1 7 2
○議案第 3 号の質疑、討論、採決	1 7 6
○議案第 4 号の質疑、討論、採決	1 7 7
○議案第 5 号の質疑、討論、採決	1 7 8
○議案第 6 号の質疑、討論、採決	1 7 9
○議案第 7 号の質疑、討論、採決	1 8 3
○議案第 8 号の質疑、討論、採決	1 8 6
○議案第 9 号の質疑、討論、採決	1 8 8
○議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	1 8 9
○議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	1 8 9
○議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	1 9 0
○議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	1 9 1
○議案第 1 4 号の質疑、討論、採決	1 9 3
○議案第 1 5 号の質疑、討論、採決	2 0 1
○議案第 1 6 号の質疑、討論、採決	2 0 1
○議案第 1 7 号の質疑、討論、採決	2 0 3
○議案第 1 8 号の質疑、討論、採決	2 0 4
○議案第 1 9 号の質疑、討論、採決	2 0 5

○議案第 2 0 号の質疑、討論、採決	2 0 6
○議案第 2 1 号の質疑、討論、採決	2 0 7
○議案第 2 2 号の質疑、討論、採決	2 0 7
○議案第 2 3 号の質疑、討論、採決	2 0 8
○議案第 2 4 号の質疑、討論、採決	2 0 9
○議案第 2 5 号の質疑、討論、採決	2 0 9
○日程の追加	2 1 0
○議案第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 1
○閉会の宣告	2 1 3
○署名議員	2 1 5

平成 2 8 年 3 月 8 日（火曜日）

（ 第 1 号 ）

平成28年第1回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

平成28年3月8日（火曜日）午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議案第 1 号 青木村辺地対策総合整備計画の変更について
- 日程第 4 議案第 2 号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 5 議案第 3 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 4 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につい
て
- 日程第 7 議案第 5 号 青木村行政不服審査会条例について
- 日程第 8 議案第 6 号 信州昆虫資料館設置条例について
- 日程第 9 議案第 7 号 青木村不育症治療費給付金交付条例について
- 日程第10 議案第 8 号 リフレッシュパークあおきの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第 9 号 青木村くつろぎの湯の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第10号 青木村老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第11号 青木村高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第12号 寄附採納について
- 日程第15 議案第13号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄すること
について
- 日程第16 議案第14号 平成27年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第17 議案第15号 平成27年度青木村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第18 議案第16号 平成27年度青木村別荘事業特別会計補正予算について
- 日程第19 議案第17号 平成27年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予
算について
- 日程第20 議案第18号 平成28年度青木村一般会計予算について
- 日程第21 議案第19号 平成28年度青木村国民健康保険特別会計予算について

- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 平成 2 8 年度青木村簡易水道特別会計予算について
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 平成 2 8 年度青木村簡易水道建設特別会計予算について
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 平成 2 8 年度青木村別荘事業特別会計予算について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 平成 2 8 年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 平成 2 8 年度青木村介護保険特別会計予算について
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 平成 2 8 年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 2 8 一般質問

出席議員（9 名）

1 番	金 井 とも子 君	2 番	宮 下 壽 章 君
3 番	沓 掛 計 三 君	4 番	片 山 順 雄 君
5 番	居 鶴 貞 美 君	6 番	内 藤 賢 二 君
7 番	小 林 和 雄 君	9 番	堀 内 富 治 君
1 0 番	山 本 悟 君		

欠席議員（なし）

欠 員（1 名）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	沓 掛 英 明 君
参 事 兼 総務企画課長 兼 事業推進室 長	井古田 嘉 雄 君	建設産業課長	片 田 幸 男 君
住民福祉課長 兼 保健衛生係 長	花 見 陽 一 君	教 育 次 長 兼 公 民 館 長	横 田 孝 君
保 育 園 長	多 田 治 由 君	会計管理者兼 税務会計課長	小宮山 俊 樹 君
建 設 産 業 課 建 設 係 長	横 沢 幸 哉 君	住 民 福 祉 課 課 長 補 佐 兼 上下水道係長	若 林 喜 信 君
建 設 産 業 課 農 業 振 興 係 長	奈良本 安 秀 君	住 民 福 祉 課 課 長 補 佐 兼 住民福祉係長	宮 下 剛 男 君

総務企画課 総務係長	稲垣和美君	総務企画課 企画財政係長	依田哲也君
建設産業課 商工観光係長	小林利行君	総務企画課 総務係推進室長	塩澤和宏君
教育係長	上原博信君	建設産業課 国土調査係長	小林義昌君
代表監査委員	上原一二君		

事務局職員出席者

事務局長	井古田嘉雄	事務局員	稲垣和美
------	-------	------	------

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（小林和雄君） おはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから平成28年第1回青木村議会定例会を開催いたします。

◎議事録署名議員の指名

○議長（小林和雄君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、1番、金井とも子議員、5番、居鶴貞美議員を指名します。

◎会期決定

○議長（小林和雄君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

お諮りします。

去る3月3日、議会運営委員会において、本定例会の会期は本日8日から22日までの15日間と決定されましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3月22日までの15日間と決定しました。

日程について、別紙日程表をお配りします。

日程について申し上げます。

本日8日開会、議案説明のみで散会といたします。9日は議案審査のため休会、10日木曜日は一般質問と平成28年度一般会計及び特別会計の予算についての総括質疑と委員会付託、11日金曜日は社会文教委員会の委員会審議、12日土曜日と13日日曜日は休日のため休会、14日月曜日は議案審査のため休会、15日火曜日は総務建設産業委員会の委員会審議を行います。16日と17日は議案審査のため休会、18日金曜日は委員長報告・審議・採決、19日土

曜日から21日月曜日までは休日のため休会、22日は審議・採決といたします。

◎村長挨拶

○議長（小林和雄君）　ここで、村長より挨拶があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君）　おはようございます。

本日、平成28年第1回青木村議会3月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆様方に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

日ごろ、議員の皆さんには村政の運営に御理解、御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

平成27年度は、地方創生に鋭意取り組んだ一年間でした。

青木村の地方創生は、村の仕事をつくり、村の経済を活性化させ、若者の定住を促し、村独自の創意工夫を生かした施策を実施するとともに、同じ土地をともに生きていく人々の心と力を合わせることを第一に取り組んでまいりました。地方創生が目指すのは、地域に住む人々がみずからの地域の未来に希望を持ち、そして個性豊かで潤いのある生活を送ることができる地域社会を形成することです。今後とも、ふるさと青木村の未来に希望を持てるような、「元気で豊かで、もっと輝き日本一住みたい村」の実現を目指してまいります。

最近、大手出版社主催による、住みたい田舎ベストランキングで、青木村は574市町村中、村の部門で1位に選定されました。これは、交通の便、子育てのしやすさ、災害リスク、都市住民との交流、移住者支援制度の充実度、老後の医療介護体制など、106項目の調査結果でありますので、日ごろの村の取り組みの方向が評価されたものと思っております。

昨年12月21日、知事から国道143号青木峠新トンネルの建設に向けた調査を今年度から実施する旨のお話をいただきました。村にとりましては、長年の悲願が実現する大きな第一歩を踏み出すことができました。トンネルの完成後は、人口25万人の文化都市であります松本市や、観光施設の多い人口10万人の安曇野市と20分程度の時間短縮で結ばれまして、観光・経済・生活・防災など、多面的な効果が期待されます。今後は、県のトンネルの各種調査に協力いたしますとともに、早期着工を力強く働きかけてまいります。

道の駅あおき農産物直売所のリニューアル事業であります、昨年タイミングよく国土交

通省から重点道の駅に選定されたことや、現在の施設の耐震化工事をしなければならないこと、売り場・ヤード・駐車場が手狭なこと、また国道143号青木峠新トンネルが開通すると、より来客数の増が見込まれることなどから、この度大改修工事を実施することにいたしました。この、道の駅あおきの全面的な改修を地方創生の拠点といたしまして、社会的・経済的な好循環を生み出し、若者の雇用を創出し、人口減を克服して地域に貢献することを目指してまいります。

国の27年度補正予算の中で、農産物直売所及びストックヤードの工事費に対しまして、大変有利な補助金を得られましたことから、高機能拠点施設事業といたしまして、今議会で補正予算及び28年度予算をお願いしております。

さて、昨年暮れに、政府は平成28年度予算案を決定いたしました。一般会計の総額は、27年度当初比0.4%増の96兆7,218億円と過去最大を更新し、歳出では、安倍首相が掲げております一億総活躍社会の実現に向けた子育て支援、介護サービス等の施策や防衛・外交に重点配分されました。

また、地方自治関係では、平成28年度地方財政対策につきまして、地方交付税総額は地方税が増収となる中で、前年度とほぼ同じ程度の16.7兆円を確保されております。地方財政計画の歳出には、地方の重点課題である高齢者支援や自治体情報システム改革等に取り組むために必要な経費といたしまして、重点課題対応分が計上されております。

まち・ひと・しごとの創生事業は、引き続き1兆円が確保されております。

農林水産関係予算につきましては、27年度補正予算では4,008億円を確保いたしまして、環太平洋パートナーシップ協定対策の新規事業について3,122億円を前倒しで計上しております。農業の競争力強化や農村地域の国土強靱化、農地中間管理機構による担い手への集積・集約化、水田フル活用、中山間地域に対する高性能な機械・施設の導入に重点配分されております。

マイナンバーカードの発行等に関する経費は、情報セキュリティ対策の強化、地方公共団体の情報システムの整備支援などが計上されております。

2月25日付の内閣府月例経済報告では、先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。ただし、海外経済で弱さが見られており、中国を初めとするアジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。こうした中で、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとしております。

さて、さきの平成27年12月定例会閉会后、本日までの主な行政等の報告をさせていただきます。

昨年12月22日、ソニー教育財団の理事長から、昨年8月に田沢温泉を中心に開催されました、全国の小・中学生対象の自然科学教室、科学の泉を28年度も引き続き青木村で開催することについて協力依頼がありました。

1月10日、新春恒例の青木村消防団出初式が盛大に行われました。2年目となります3名の女性消防団員と、小学生によるあおきっこ消防団も行進・観閲に参加しました。引き続き行われました式典では、団のますますの発展を誓いました。

1月13日、義民顕彰会を関係の皆さんの参加のもと、開会いたしました。従前から会長でありました横山十四男先生から、高齢のため村で事務局を引き受けてほしいとのお話があり、その御意向に従うことにいたしました。ただいま全国のメンバーに、今後の会の運営について意向確認をしているところでございます。

1月22日、蕎麦焼酎たち茜お披露目会を、道の駅あおき味処こまゆみで、村内の多くの関係の皆さんの御出席をいただき開催いたしました。おかげさまで売れ行きも大変好評でございます。今後は、栽培から販売へと村のブランド品といたしまして大きく育ててまいります。

1月24日、宮原信之氏の旭日双光賞受賞祝賀会を、上田小県歯科医師会との共催で実施し、宮原さんの長年の地域歯科医療活動に感謝いたしました。

1月27日、埼玉県のスーパースタジアムで開催されました彩の国ビジネスアリーナに出席してまいりました。約500社が出展した国内最大級のビジネスマッチングイベントで、村の商工会工業部会の皆さんも昨年の引き続き参加し、大きな成果があったとのことでございます。

2月2日、上田地域広域連合正副連合長会議が開催されまして、この中で、ごみ処理広域化計画が決定されました。これは第3次計画でございまして、この中で村の可燃ごみの減量化、平成32年度目標を23%減の、現在1人1日506グラムから390グラムにする計画です。新たな資源循環型施設をつくるため、候補地の地元交渉をスムーズに行うためにも、全村民の皆さんの御協力をいただき、実現させていかなければなりません。

同じ2月2日に、東京農業大学の担当教授が来村されまして、村と大学のお互いの持っているフィールドを活用し向上させる連携のお話をいただきました。農業を基幹産業とする当村にとりましてはありがたいお話でありますので、積極的に協議を進めてまいります。

2月3日、国道143号青木峠新トンネルの現地調査を、松本建設事務所の皆さんと実施いたしました。具体的なトンネルの坑口やズリの捨て場など、現地で検討をスタートさせたと

ころでございます。

2月4日、国土交通省関東地方整備局、石川雄一局長に、国道143号青木峠新トンネルの現況と重点道の駅あおきの御視察をいただきました。今後熱心に御支援をいただけるものと思います。

2月8日、千曲川ワインバレー特区連絡協議会設立総会が開催されました。村内にあるファンキーシャトーは、週刊誌にも取り上げられるほどの高級品を醸造しております。また、村内にもまとまった一定面積のワイン栽培適地がありますので、その実現に向けて取り組んでまいります。

2月17日、資源循環型施設の建設候補地となっている清浄園周辺自治会等との意見交換会が開催されました。行政に対するさらなるごみの減量化を強く求められました。

2月21日、道の駅あおき運営組合通常総会が開催されました。売り上げ及び来客数も大幅に伸び、純利益も計上されました。特に12月の売り上げ及び来客数が大幅に伸びたのは、ふるさと公園あおきのオープンの好影響と解析いたしました。

2月23日、長和町と青木村共同でし尿を処理する事業協定書調印式を実施いたしました。長和町の多大な御協力をいただき、28年度から着工する運びとなりました。

2月24日、道の駅あおきで電気自動車急速充電器の運用開始式を行いました。村民の皆さんや観光客の利便性を高めるとともに、内蔵している蓄電池により、災害時停電の際、電力供給にも利用できます。

2月26日、明治25年小県蚕業学校初代校長で、その後県内の蚕業と産業・教育の振興と発展に尽くされました、三吉米熊翁顕彰記念講演会に出席してきました。この会に出席していた大日本蚕糸会や信州大学繊維学部の関係の皆さんに、今後の信州昆虫資料館の学術的・観光的な活用につきましてアドバイスをいただくことになりました。

2月27日、農林業シンポジウム in あおきが、野生鳥獣被害防止対策及び松枯れ防止対策をテーマに開催されました。約100人を超える皆さんに御出席をいただき、関心の高さを実感したところでございます。

3月6日、夫神区義民祭が開催されました。参加者一同で清水半兵衛などの義民たちの墓にお参りをいたし、追悼供養をしてまいりました。

次に、今年度の主な事業の進捗状況について申し上げます。

総務企画課関係。

まず一般会計でございますが、新地方公会計制度準備の委託の状況についてでございます

が、固定資産台帳整備業務委託は、評価基準に基づき、各担当課より洗い出し作業と公認会計士による評価の作業中でございます。

地方創生関係であります。まず青木村総合戦略策定は完了いたしまして、2月に概要版の全戸配布をいたしたところでございます。

次に、地方創生先行型事業についてであります。地方創生プレミアム消費券事業は98%の進捗、地方創生総合戦略策定業務、これは完了いたしております。雇用創出奨励補助金事業は40%、受注拡大に向けた販路拡大イベント参加費補助金、63%、農林業競争力強化コーディネーター設置事業、80%、移住・空き家コーディネーター設置事業、80%、交流人口拡大事業、79%、婚活コーディネーター設置事業、56%でございます。

地方創生先行型上乗せ交付金を利用した道の駅あおきに係る基礎調査の実施についてであります。道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト事業に対しましては、現在基本計画、基本設計を策定中でございます。また、土壌汚染地質調査も調査中でございます。道の駅あおき来場者数、国道143号通行量基礎調査は調査中でございます。

次に、定住促進応援補助金でございます。申請件数13件、1,148万7,000円でございます。

次に、ふるさと納税Webサイト導入に伴います業務委託契約の締結、2月末時点の実績では、寄附金の納入総額は668万5,000円、寄附金納入件数は350件、謝礼金金額は230万6,000円、謝礼品の口数は1,337件となっております。

次に、青木の森別荘特別会計についてであります。青木の森村道1号線道路改良工事は完了いたしました。

次に、税務会計課関係であります。航空写真共同撮影事業でございます。経費削減のため、上田市、長和町と共同で固定資産台帳整備に資するための航空写真を撮影するものでございます。既に撮影は終わりをしまして、近々成果品が納入される予定でございます。

次に、建設産業課関係の、まず農林水産業についてであります。農技連のタチアカネプロジェクト推進事業により委託醸造いたしましたそば焼酎たち茜が完成いたしまして、1月22日にお披露目会を実施いたしました。以後、順調に売り上げが伸びておりまして、早期完売の見込みでありますことから、次年度の醸造を前倒しで行えるよう、醸造会社と調整中でございます。

次に、土木費についてであります。社会資本整備交付金事業の殿戸下奈線道路改良工事は、11月に竣工いたしました。当郷室賀線舗装修繕工事につきましては、2月に竣工いたし

ました。防災・安全交付金事業の、洞橋の修繕工事は、2月に竣工いたしました。荒井坂橋の補修工事については3月完了予定でございます。循環型社会形成事業、農業用水路改修工事、中村水路につきましては1月に竣工、向沖水路につきましては2月に竣工いたしました。

次に、住民福祉課関係についてでございます。ごみの減量化につきまして、可燃ごみ減量化施策といたしまして、生ごみ処理機設置補助金の増額をいたし、雑紙資源ボックスの全戸配布を実施いたしました。村民の皆さんの御協力によりまして、燃やせるごみの減量化につきましては、本年度4月から1月までの家庭から出されましたごみの量は422トンで、前年度の同時期に比べまして10トン減少いたしております。今後も引き続き減量化に御協力をいただきたいと考えております。

次に、教育委員会関係でございますが、インクルーシブ教育システム構築モデル事業についてでございます。文部科学省から指定されているインクルーシブ教育システム構築モデル事業の研究が3年目を迎えました。来年度4月から障害者差別解消法が施行されることを受けまして、県の教育委員会が行っている研修会や、圏域の障害者総合支援センターが主催するシンポジウムに青木村の取り組みが先進的な事例として紹介されるようになっております。

次に、27年度一般会計補正予算の主なものについて申し上げます。

まず総務企画課関係でございますが、歳入につきましては、地方交付税では、地方交付税のうち普通交付税を3,484万7,000円補正いたします。現時点での交付税収入は、普通交付税14億617万6,000円、特別交付税5,266万6,000円でございます。

国庫支出金では、道路改良工事の精算に伴う社会資本整備総合交付金の減額、それから庁内の情報セキュリティ対策のためにかかります整備費の補助金の増額でございます。

繰入金では、当初予算で見込んでおりました基金繰入はしないことによる減額をお願いしてございます。

村債では、道の駅関連施設の建設に対しまして、補助金の裏負担に充てる起債充当分といたしまして、農畜産物販売促進事業費が1億3,450万円の増額をお願いしてございます。

次に、歳出についてでございますが、各会計にわたりまして、一般職の給与に関して国及び県の人事勧告に基づきまして、平成27年4月にさかのぼって給与額と勤勉手当の改定を実施するものでございます。

財産管理費では、国からの指導によりまして、庁内のさらなる情報セキュリティ強化対策費といたしまして1,503万1,000円を補正いたします。繰越事業といたしまして実施させていただきたいと思っております。また、土地購入費につきましては、購入済み以外の予算額を減額

するものでございます。

企画費では、ふるさと寄附金の増額によりまして、謝礼品、W e b サイト業務委託費の176万4,000円を増額するものでございます。

選挙管理委員会費では、平成28年度より投票年齢の引き下げに伴うシステム改修費の増額をお願いしてございます。

次に、建設産業課関係でございますが、農林水産事業費といたしまして、高機能拠点施設事業2億9,989万円、需要に応える園芸産地育成事業といたしまして159万円の増額をお願いしてございます。

住民福祉課関係でございますが、くつろぎの湯に関しまして、燃料費では湯量の確保、単価の減少によりまして202万8,000円の減額を、機械室真空ポンプの修繕等による管理委託料89万円の増額を、長和町・青木村のし尿前処理施設の負担金909万5,000円の減額を、簡易水道特別会計では、殿戸配水池電動弁設置工事918万円の増額をお願いしてございます。

次に、教育委員会関係でございますが、小川原医師の蔵書の寄贈を受けまして、図書館に小川原文庫の棚を設置いたします44万1,000円、来年度の中学校の教科書改訂に伴います教師用指導書を前倒しして購入する費用の124万7,000円の増をお願いしているものが主なものでございます。

さて、今議会では平成28年度予算を御審議いただくことになっております。平成28年度は、国では一億総活躍社会の実現を内政の最重要課題に掲げております。そのためにも、当村にとりまして、まち・ひと・しごと地方創生の深化のための一年となるべく、村独自の創意工夫を生かしまして、施策の策定に力を注ぎ、その実現に最大限の努力をしてみたいと思います。

また、第5次青木村長期振興計画前期5カ年計画のうち、28年度は5年目を迎えます。この計画のテーマであります、「次代に残そう自然豊かな住みよい村を」の実現を目指しまして、村民の皆さんや議会の皆さんの御協力をいただきまして、さらなる飛躍を図ってまいりたいと考えております。

まず、総務企画課関係でございますが、給与に関する条例におきまして、特別職の給与については引き続きの減額をお願いしてございます。

電算処理業務経費といたしまして、新たなシステム導入費、L G W A N 機器更改業務委託費、さらに平成29年度の新地方公会計制度の移行準備といたしまして、固定資産管理データ等システム保守のための委託料と、新たに公共施設等総合管理計画策定支援業務委託料の予算化をお願いしてございます。

第5次長期振興計画の後期基本計画の策定に伴いまして、委託料と印刷代等を含めた経費と、さらに村政要覧・資料編の作成経費をお願いしてございます。

地域おこし協力隊を新年度で1名募集するための関連する経費をお願いしてございます。

青木村合併60周年を迎えます。このために記念式典等の必要な経費を計上いたしました。

平成28年度ふるさと応援寄附金につきましては、1,000万円を目標といたしまして、謝礼品代、振り込み手数料、運営業者への業務委託料と配送業務委託料を計上し、この達成に努めてまいりたいと考えております。

村内地区の防犯灯LED化につきましては、最終年度なりますため、その経費と各地区から要望のございました道路標識・交通安全施設等の経費を予算化いたしました。

若者定住促進事業につきましては、年々伸びておりますために、今年度は当初で7件分の補助金を見込んでおります。

新たに地方創生プロジェクト事業費を計上いたしまして、地域農業、住宅、移住定住、婚活、スポーツツーリズム等に係る経費をお願いしてございます。

少し具体的に申し上げますと、電算処理システムの関係が451万円、財務会計源泉徴収システム導入経費213万9,000円、マイナンバー対応計上費用137万円、公共施設等総合管理計画策定支援業務委託料844万2,000円、庁舎空調更新工事756万円、長期振興計画・村政要覧等の作成関係で967万3,000円、地域おこし協力隊2,126万1,000円、60周年記念式典関連で152万3,000円、ふるさと応援寄附金関連経費で583万7,000円、ふるさと公園あおき関連経費で488万6,000円、観光サポーターズ倶楽部131万2,000円、防犯灯設置補助金475万7,000円、若者定住促進事業補助金700万円。

次に、消防関係についてであります。機能別消防団員関連経費で62万2,000円、消防庫・消火栓設置工事関係で291万6,000円、衛星系防災行政無線設置更新工事で946万5,000円でございます。

次に、村営バス運行管理費といたしまして、地域路線のバス維持対策負担金といたしまして700万円、選挙費といたしまして、参議院の議員選挙費648万7,000円。

次に、地方創生プロジェクト事業についてでありますけれども、地方創生プロジェクト事業費といたしまして1,439万円。

税務会計課関係では、固定資産台帳等基礎資料整備事業につきまして、27年度に行いました航空写真共同撮影事業の成果をもとに、固定資産台帳等の基礎資料を整備するものでございまして、地目の調査業務、家屋図の整備業務、家屋特定調査業務費で749万6,000円をお

願いしてございます。

次に、建設産業課関係で、農林水産業費といたしまして、高機能拠点整備事業3,500万円、新規就農者支援事業300万円、日本型直接支払事業の継続といたしまして2,566万円、水田営農推進機械施設等導入事業といたしまして218万円、松くい虫防除対策事業といたしまして3,938万円、有害鳥獣駆除対策事業といたしまして500万円、野生鳥獣侵入防止柵設置事業といたしまして806万円をお願いしてございます。

次に、商工費・観光費関係でございますが、地域消費券事業への支援金といたしまして429万円、受注拡大事業への支援といたしまして35万円、イベント開催への支援といたしまして170万円、信州昆虫資料館の運営事業費といたしまして725万円をお願いしてございます。

次に、土木費についてでございますが、ふるさと公園あおきの管理費といたしまして490万円、住宅リフォーム補助金といたしまして200万円、防災・安全交付金の事業といたしまして、橋梁の法定点検・長寿命化計画策定業務といたしまして3,240万円、橋梁修繕工事1橋538万円でございます。

次に、辺地対策事業といたしまして、青木の森30号線舗装新設といたしまして1,782万円、除雪対策事業といたしまして、小型除雪機の補助金474万円、大型除雪機の導入といたしまして1,188万円を見込んでございます。

次に、住民福祉課関係についてでございますが、出産祝い金の増額をお願いしてございまして、第1子の5万円を10万円に、第2子10万円を15万円に、第3子の15万円を20万円に、第4子の20万円を25万円に、新たに第5子以上を35万円とする予算をお願いしてございます。

日常生活圏域高齢者ニーズ調査157万6,000円、臨時福祉給付金支給事業といたしまして2,736万2,000円、乳幼児・児童医療給付金といたしまして913万円、児童手当といたしまして6,906万円、未熟児療育医療給付費負担金83万6,000円、不妊症治療費の給付金といたしまして60万円、不育症の治療費給付金といたしまして30万円、クリーンセンター負担金といたしまして964万3,000円をお願いしてございます。また、し尿処理の施設事業につきましては、資源循環型施設の建設に伴い、清浄園が廃止されることが予定されておりますことから、長和町さんと共同で長和町長門の水処理センター内にし尿処理施設を建設いたします。平成28年度から2カ年計画でございまして、平成28年度は施設の経費負担金といたしまして2,650万円を見込み、お願いをしてございます。

次に、国民健康保険特別会計では、保険給付金 4 億1,921万5,000円をお願いしてまいります。

次に、簡易水道の特別会計では、経営戦略策定業務の委託費として432万円、滝川浄水場の薬品室の改修工事といたしまして291万6,000円をお願いしてまいります。

次に、簡易水道建設特別会計関係では、簡易水道の統合整備事業の4年目となります臼川ダム関連の新市之沢浄水場の機械・電気・計装の設備費といたしまして2億7,360万1,000円をお願いしてまいります。

次に、特定環境保全公共下水道事業についてであります、下水道の浄化センター維持管理の委託料といたしまして993万6,000円、下水道浄化センターの長寿命化計画に係る更新事業は、平成28年度から29年度の2カ年を予定してまいります。平成28年度の浄化センターの機械設備・電気設備の更新業務の委託料といたしまして1,000万円をお願いしてまいります。

次に、介護保険の特別会計では、介護保険の給付費といたしまして5億4,516万7,000円を、配食サービス事業といたしまして1,039万円を、介護予防といたしまして97万7,000円を、外出支援サービス事業といたしまして450万円を、緊急通報体制整備事業といたしまして103万6,000円を、寝たきり・認知症老人介護慰労金としまして324万円をお願いしてまいります。

次に、後期高齢者医療の特別会計についてでございますが、後期高齢者の医療広域連合給付金といたしまして5,301万8,000円をお願いしてまいります。

次に、青木村不育症の治療費給付金交付条例の制定についてでございますが、少子化対策の充実を図るために、不育症の治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を目的に、治療費の一部を助成する条例の制定をお願いしてまいります。

次に、教育委員会関係でございますが、英語教育の充実を目的といたしまして、AET派遣事業の充実を図りまして、保育園・小学校・中学校や児童センターに講師を派遣しまして、日常的に英語を使って遊んだり、学習したりする環境の整備を図ってまいります。そのための予算447万2,000円。そして、来年度は中学校が1学級減に伴う県費の教員の減を受けまして、村費の教員の配置を手厚くしてまいりたいと考えております。また、小学校では新入生の入学児童が35名でありますために、村費の職員を1名手配いたしまして、2学級で新一年生をスタートしたいと考えております。

村費の教員の合計では、小学校は6名でございまして、851万6,000円を、中学校では9

名、1,718万1,000円を予算の中でお願いしてございます。

以上、平成28年度当初予算の主な事業につきまして御説明を申し上げます。

この予算編成を通しまして、改めて私が強く感じましたことは、村財政の厳しさであり、その中で村の将来にわたる自主自立した村づくりでございます。先々を見据え、村を活性化させるために、私みずから先頭に立ちまして、住民や議会の皆さんの御協力をいただきながら推進するという決意を新たにしたところでございます。

いずれにいたしましても、平成28年度予算につきましては、村の脆弱な状況の中ではありますが、国からの補助を上手に受け、村の限られた財源を有効かつ合理的に活用し、住民の皆さんの声を反映し、また将来を見据え、職員の英知を結集した予算編成ができたと考えております。引き続き行財政改革をさらに推進いたしまして、効率的で安定的な行財政運営に努めてまいります。

以上で本定例会に提出いたしました議案説明は終わりますが、条例案件で6件、予算関係で12件、その他7件でございます。詳細につきましては、教育長並びに担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上御議決をいただきますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小林和雄君） 村長の挨拶が終わりました。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 日程第3、議案第1号 青木村辺地対策総合整備計画の変更についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○総務企画課長（井古田嘉雄君） それでは、議案第1号について御説明申し上げます。

青木村辺地対策総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年4月25日法律第88号）第3条第8項の規定により、青木村辺地対策総合整備計画の変更について別紙のとおり提出する。

平成28年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

次のページをお願いいたします。

総合整備計画書が記載されております。今回の整備計画の変更内容につきましては、3の公共的施設の整備計画のうち、新たにふえた施設が1件、それから事業費が変更になった施設が1件ございます。

まず、新規の施設といたしまして、村道青木の森30号線の改良舗装、事業費が1,960万円、延長が400メートルでございます。内訳は、内容といたしましては、青木の森内の道路舗装工事費が1,782万円と、設計委託料で178万円となっております。

また、その下段に、除雪機。事業費が1,250万円に変更となっております。豪雪等に対応した常用の除雪作業者を別荘地内で1台購入するものに対しまして、さらに充実した除雪体制を確保したいために購入するものでございます。

ともなうて、合計の欄ですが、まず事業費が5億135万円、財源の中の一般財源額が3億5,813万円、辺地対策事業債の予定額が8,710万円にそれぞれ変更となるものでございます。

以下、次のページには整備計画図がございます。それぞれの施設の場所が記載されておりますので、御確認をいただきたいと思ひます。

以上のとおり、議案第1号について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようお願いし、説明といたします。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 日程第4、議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○総務企画課長（井古田嘉雄君） それでは、議案第2号について御説明申し上げます。

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成28年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

次のページをお願いいたします。

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和35年青木村条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

15 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における村長及び教育長の給料月

額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額の村長にあつては12%、教育庁にあつては2%に当たる額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

附則、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

村の厳しい財政状況であることから、引き続き削減案を上程するものでございます。内容につきましては、村長の給料を12%減額いたしまして、年間で106万5,600円の減、教育長の給料につきましては2%を減額して、年間で13万2,000円の削減とするものでございます。

以上のとおり、議案第2号について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようお願いし、説明といたします。

◎議案第3号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 日程第5、議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○総務企画課長（井古田嘉雄君） 議案第3号について御説明申し上げます。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成28年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

次のページをお願いいたします。

条文が第1条から、ページは少し飛びますが第2条、それから附則分、これにつきましては省略をさせていただいて、最後のページに一部改正の概要書をつけてございますので、それをごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、平成27年の人事院勧告（国）及び県の人事委員会勧告に基づきまして、国、県が平成27年4月にさかのぼって実施する給与制度の見直しを踏まえまして、村も実施するものでございます。

給料表は平成27年4月1日にさかのぼって、県の給料表を適用。勤勉手当についても、支給月額を0.1カ月、再任用職員につきましては0.05カ月引き上げるものであります。また、支給割合につきましては、平成27年度は12月で調整をし、さらに28年度については6月分と12月分に分けて調整する改正内容となっております。

以上のとおり、議案第3号について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようお願いし、説明とさせていただきます。

◎議案第4号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 次に、日程第6、議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○総務企画課長（井古田嘉雄君） それでは、議案第4号について御説明申し上げます。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

平成28年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

次のページをお願いいたします。

記載されています内容につきましては、現行の行政不服審査法の全部改正に伴い、村の関連する条例の文言の整備、それから語句の修正等について記載がされております。

関係する村の条例について申し上げます。

まず、青木村行政手続条例の一部改正、続いて青木村情報公開条例の一部改正、青木村個人情報保護条例の一部改正、それから青木村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正、続いて青木村営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正、それから最後に、青木村消防団員等公務災害補償条例の一部改正となっております。

最後のページをごらんいただきたいと思います。

概要になっております。行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の概要。それから、この後議案第5号で御説明申し上げますが、青木村行政不服審査会条例の概要、合せた内容になっておりますので、お願いいたします。

まず4号の関係になりますが、この法律につきましては、制定以来50年以上にわたりまして実質的な改正がされておりました。この間にさまざまな情勢を踏まえた改正法が施行されたことに伴いまして、村の関係条例の整備を行うものでございます。

ページの中ほどに、行政不服審査法全部改正の概要について記載されております。

項目のみ申し上げます。

アとしまして、異議申し立てを廃止し、審査請求に一元化。

イとしまして、審理員制度の導入。

ウとしまして、標準審理期間の設定。

エとしまして、審査請求期間の延長。

オとしまして、口頭意見陳述における対審制の採用。

カとしまして、行政不服審査会の創設となっております。

なお、条例の施行期日につきましては、平成28年4月1日となります。

以上のとおり、議案第4号について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 次に、日程第7、議案第5号 青木村行政不服審査会条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○総務企画課長（井古田嘉雄君） それでは、議案第5号について御説明申し上げます。

青木村行政不服審査会条例（案）

平成28年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

次のページをお願いいたします。

記載されております内容につきましては、審査会の設置、それから組織体制、審査委員の内容、それから会長の役割、委任等についてそれぞれ記載がされております。また、審査会の設置の理由につきましては、先ほどの議案第4号に添付いたしました概要のところにも記載しておりますので、ちょっとごらんをいただきたいと思います。

下のほうの、カ、行政不服審査会の創設に記載されております、地方公共団体にあつては、執行機関の附属機関として、新法によりその権限に関する事項を処理するための機関を置くということになっておりますので、今回の審査会を設定する条例を上程するものでございます。なお、条例の施行期日につきましては、平成28年4月1日となっております。

以上のとおり、議案第5号について御説明申し上げます。御審議いただき、御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

◎議案第 6 号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 次に、日程第 8、議案第 6 号 信州昆虫資料館設置条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） それでは、信州昆虫資料館設置条例につきまして御説明申し上げます。

議案第 6 号 信州昆虫資料館設置条例（案）

平成28年 3 月 8 日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をごらんください。

この度、新年度から信州昆虫資料館の管理運営を、小川原医師より村が引き継ぐこととなりましたので、これに伴いまして本条例を整備するものでございます。

第 1 条、設置ということで、広く昆虫に関する資料を収集し、保管し及び展示して、教育的配慮のもとに住民の利用、観光及び交流の促進に供するため、信州昆虫資料館を設置するとうたっております。

第 2 条では、名称及び位置、第 3 条では入館及び入館者の制限、第 4 条では入館料についてということで、一番下の別表に規定してございます。一般（高校生以上）については300 円、中学生以下については無料としております。

第 5 条では、損害賠償の義務を規定してございます。

第 6 条、この条例で定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定めるということで、休館日、開館時間、入館料の減免規定等につきましては、別に規則を設けて定めております。

施行期日は平成28年 4 月 1 日からとしております。

以上、信州昆虫資料館設置条例について御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

◎議案第 7 号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 次に、日程第 9、議案第 7 号 青木村不育症治療費給付金交付条例を

議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、議案第7号について御説明申し上げます。

議案第7号 青木村不育症治療費給付金交付条例（案）

平成28年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

次のページをお願いします。

青木村不育症治療費給付金交付条例

（目的）

第1条 この条例は、不育症治療を受けた夫婦に対し、これに要した経費の一部を助成することにより、その経済的な負担の軽減を図るとともに、少子化対策に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「不育症」とは、医師の診断を受けたものをいい、「治療費」とは、不育症に係る保険診療適用外の検査費及び診療費をいう。

（交付対象者）

第3条 第1条に規定する給付金対象者は、次に該当するものとする。

（1）戸籍法（昭和22年法律第224号）による夫婦。

（2）青木村内に居住及び住所を有すること。

（給付の実施）

第4条 村長は、給付金の交付を受けようとする者が治療費として負担すべき額について給付を行う。

（給付の限度額）

第5条 前条に規定する給付金の限度額は、当該年度30万円とする。ただし、限度額に満たないときは、その額を限度とし、長野県が実施する特定不育症治療費助成事業の助成を受けられる時は、その助成金額を控除した額とする。なお、支給総額は、100万円から県の助成金額を控除した額を限度とする。

（申請・請求及び決定）

第6条 給付金は、別紙様式第1号により対象となる夫婦の申請・請求に基づき、村長がその給付額を決定し、別紙様式第2号により申請者に通知するものとする。

(給付の制限)

第7条 給付金の交付を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは給付を行わない。

(1) 青木村内に住所を有しなくなったとき。

(2) 給付金の交付を受けようとする者又は同居の親族が村税又は村に納付すべき負担金等を滞納しているとき。

次のページをお願いします。

(3) その他村長が適当でないと認めたとき。

(請求の時効)

第8条 給付金の請求の時効は、診療月の翌月の1日より起算して1箇年とする。

(給付金の返還)

第9条 村長は、偽りその他の不正な手段により給付金を受給した者があるときは、その者に既に支給した給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

若干説明させていただきます。

少子化対策の強化といたしまして、不育症の治療を受けられる方の経済的な負担を軽減し、生活の安定を図るため、不育症治療費給付金を支給するものです。

不育症につきましては、妊娠はするけれども自然流産を繰り返し、なかなか出産までたどり着けない場合を不育症といいます。取り扱いに当たりましては、プライバシーにかかわる事柄ですので保健師が相談に乗り、丁寧な対応をしていきたいと考えております。よろしく御審議を賜り、御承認いただきますようお願いいたします。説明とさせていただきます。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 次に、日程第10、議案第8号 リフレッシュパークあおきの指定管理者の指定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○総務企画課長（井古田嘉雄君） それでは、議案第8号をお願いいたします。御説明申し上げます。

リフレッシュパークあおきの指定管理者の指定について

リフレッシュパークあおきの指定管理者を次のとおりとしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

1 といたしまして、施設の名称

リフレッシュパークあおき

2、指定管理者となる団体

上田市大字富士山2464-226、信州上小森林組合、代表理事組合長、倉沢明人。

3、指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日

リフレッシュパークあおきの指定管理者の指定につきましては、指定の管理期間が平成28年3月31日で満了となります。そのために、事前に指定管理者候補者選定委員会を開催いたしまして、提出された事業計画書を審査基準に基づいて審査をし、候補者の選定につきましては、地元企業でもあります、開設以来そのノウハウを持っていることから、公募によらず指名として選定する方法といたしました。

以上のとおり、議案第8号について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 次に、日程第11、議案第9号 青木村くつろぎの湯の指定管理者の指定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、よろしくお願いいたします。

議案第9号 青木村くつろぎの湯の指定管理者の指定について

青木村くつろぎの湯の指定管理者を次のとおりとしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年 3 月 8 日提出、青木村長、北村政夫。

1、施設の名称

青木村くつろぎの湯

2、指定管理者となる団体

青木村大字田沢3231番地、社会福祉法人青木村社会福祉協議会、会長、関晴夫。

3、指定の期間

平成28年 4 月 1 日から平成33年 3 月31日まで。

説明をさせていただきます。

青木村くつろぎの湯の指定管理者の選定の経過につきましては、青木村公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第 5 条第 1 項により、公募によらず 1 団体を指名し、選定する方式で行いました。社会福祉法人青木村社会福祉協議会を指名した理由につきましては、青木村くつろぎの湯が高齢者、障害者の健康づくりを支援し、地域住民のくつろぎの場、コミュニティの場として広くかつ有効に利用されており、今後も高齢者、障害者の体力づくりを初めとする福祉の促進、並びに地域住民の癒しの場として寄与するために、開設以来、青木村老人センターと一体で管理運営を行ってきており、衛生面でも万全を期しているため、青木村社会福祉協議会を指定管理者とすることが望ましいと考えるため、指定いたしました。

なお、選考に当たりましては、条例により、青木村くつろぎの湯施設における事業計画に関する書類等を選定委員会にて審議を行い、選定いたしました。

また、指定の期間につきましては、公募によらず特定の団体の管理に委ねるという施設特有の状況から、5 年間といたしました。

以上でございますが、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたしまして、説明とさせていただきます。

◎議案第 10 号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 次に、日程第12、議案第10号 青木村老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、お願いいたします。

議案第10号 青木村老人福祉センターの指定管理者の指定について

青木村老人福祉センターの指定管理者を次のとおりとしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

1、施設の名称

青木村老人福祉センター

2、指定管理者となる団体

青木村大字田沢3231番地、社会福祉法人青木村社会福祉協議会会長、関晴夫。

指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

若干説明をさせていただきます。

青木村老人福祉センターの指定管理者の選定の経過につきましては、青木村公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第5条第1項により、公募によらず1団体を指名し、選定する方式で行いました。

青木村社会福祉協議会を指名した理由につきましては、昭和45年1月の開設以来、村内のお年寄りの生きがいと触れ合いの場として管理運営を行ってきており、これまでの経験を生かして、高齢者の教養の向上、健康の増進、各種の相談、触れ合いの場として、住民の広くかつ有効に利用され、地域住民の皆さんが安心して豊かな暮らしができるよう、事業の展開が図られるものと考えております。また、多くの福祉団体の事務局としてかかわっており、それらの福祉団体も積極的に施設を活用しているため、当該特定団体を指定管理者とすることが望ましいと考えるため、指名をいたしました。

また、指定の期間につきましては、公募によらず特定の団体の管理に委ねるという施設特有の状況から5年間といたしました。

以上でございますが、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたしまして、説明とさせていただきます。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 次に、日程第13、議案第11号 青木村高齢者生活福祉センターの指

定管理者の指定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それではお願いいたします。

議案第11号 青木村高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について

青木村高齢者生活福祉センターの指定管理者を次のとおりとしたいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

1、施設の名称

青木村高齢者生活福祉センター

2、指定管理者となる団体

青木村大字田沢3402番地1、社会福祉法人大樹会、理事長、丸山和敏。

3、指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで。

説明をさせていただきます。

青木村高齢者生活福祉センターの指定管理者の選定の経過につきましては、先ほどと同じ条例によりまして、第5条第1項により、公募によらず1団体を指名して選定する方式で行いました。

社会福祉法人大樹会を指名した理由につきましては、高齢者生活福祉センターはラポートあおきとの併設施設として建設され、要援護高齢者を対象に、通所介護事業、訪問介護事業、村の委託事業でもある配食サービス、外出支援サービス等事業を行っており、また、独立して生活に不安のあるひとり暮らしの老人及び高齢者夫婦世帯の居住棟も有しており、住みなれた地域で自分らしく生き生きとした生活ができるよう、在宅福祉サービスの拠点として社会福祉法人大樹会を指定管理者とすることが望ましいと考えるために指名をいたしました。

なお、選考に当たりましては、条例により、青木村高齢者生活福祉センターにおける事業計画に関する書類等、選考委員会で審議を行い、選定を行いました。

指定の期間につきましては、公募によらず特定の団体の管理に委ねるという施設特有の状況から5年間といたしました。

以上でございますが、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします、説明とさせていただきます。

◎議案第 12 号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 次に、日程第14、議案第12号 寄附採納についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○総務企画課長（井古田嘉雄君） それでは、議案第12号について御説明申し上げます。

寄附採納について

次のとおり寄附の申し出があったので、採納することについて議会の議決を求める。

記といたしまして、寄附者、青木村大字田沢2686番地、宮原正男氏。寄附金額、10万円、青木村奨学基金として。

平成28年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

以上、議案第12号について御説明申し上げます。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議案第 13 号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 次に、日程第15、議案第13号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○総務企画課長（井古田嘉雄君） それでは、議案第13号について御説明申し上げます。

上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて

下記のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

記といたしまして、1、放棄する権利の内容

上田地域広域連合ふるさと基金に対する出資総額5,161万4,000円のうち197万7,000円。

2、権利放棄に係る相手方

上田市上丸子1612番地、上田地域広域連合広域連合長、母袋創一。

3、権利放棄する理由

上田地域広域連合ふるさと基金の一部を平成28年度に実施する長野県上小医療圏地域医療再生計画に係る継続事業（信州大学との連携による医師確保事業、医師研究資金貸与事業、医師就労支援給付金事業、病院群輪番制病院等救急搬送収容事業及び病院群輪番制病院後方支援事業）に充当するものです。

次のページをお願いいたします。

概要につきまして御説明申し上げます。

広域連合のふるさと基金に係る権利の一部を放棄することにつきましては、理由のところにも記載されておりますが、上小医療圏の地域医療再生計画にかかわる継続事業として、昨年の3月議会定例会におきましても、平成27年度分として217万4,000円を議決いただきました。今回は平成28年度の継続事業に充当するために、一部放棄をするものでございます。

権利放棄の総額は9,019万7,000円、そのうち青木村の負担額につきましては197万7,000円となります。また、事業別の青木村の財政支援額を申し上げます。

2ページをまずごらんいただきますと、信州大学等の連携による医師確保事業に135万5,000円、続いて、医師研究資金の貸与事業に36万1,000円。

3ページをごらんいただきまして、医師就労支援給付事業に2万7,000円、それから病院群輪番制病院等緊急搬送収容事業に21万9,000円。

それから、最後4ページになりますが、病院群輪番制病院後方支援事業に5万1,000円となります。

以上のとおり、議案第13号について御説明申し上げます。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議案第14号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 次に、日程第16、議案第14号 平成27年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については井古田総務企画課長より説明し、歳出については各担当課長及び教育長よりお願いします。

井古田総務企画課長。

○総務企画課長（井古田嘉雄君） それでは、議案第14号についてよろしく願いいたします。

平成27年度青木村一般会計補正予算（第6号）

平成27年度青木村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,403万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,378万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による繰越明許費、第3条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用できる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

平成28年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

次に、4ページをお願いいたします。

「第2表 地方債補正」について御説明申し上げます。

今回の地方債補正につきましては、平成27年度国の補正予算に追加された事業の地方負担分に対しまして、新たに地方債を補正するものでございます。

起債の目的は一般補助施設整備等事業債、補正後の欄になりますが、限度額が1億3,620万円、起債の方法が、証書発行または証書借入れとなります。利率につきましては3.0%以内。ただし利率見直し方式で、借り入れる政府資金等について利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率となります。償還の方法は融資先の条件によります。

対象となります事業は、農畜産物販売促進事業に対しまして1億3,450万円、それと情報セキュリティ強化対策事業に170万円の内訳となっております。

5ページをお願いいたします。

「第3表 繰越明許費」について御説明申し上げます。

いずれも平成28年度への繰越事業の内容ですが、款2総務費、項1総務管理費、事業名が情報セキュリティ強化対策事業1,503万1,000円は、国より情報セキュリティの強化対策のために一層の向上を図り、個人番号等住民情報の流出の防止をすることを目的といたしまして実施するものでございます。財源は、国庫補助金と起債の充当となります。

款5農林水産業費、項1農業費、事業名が高機能拠点施設整備事業2億9,989万円は、道の駅全体の整備事業の中で、農産物直売所とストックヤードを新築するための事業を実施す

るもので、財源は国庫補助金と起債の充当となります。

それでは、８ページのほうをお願いいたします。

２ 歳入について一括して御説明申し上げます。

款９項１目１地方交付税3,484万7,000円を追加し、12億2,384万7,000円となり、普通交付税が見込みより増でございます。

款11分担金及び負担金、項１分担金、目１農林水産業費分担金１万2,000円を減額し、27万円となります。節１の農業費分担金の村単土地改良事業分担金が事業費の減に伴う減額となります。

款11項２負担金、目４土木費負担金の1,008万円が、受託工事の事業実施期間の延長によりまして皆減となりました。

款13国庫支出金、項２国庫補助金、目１総務費国庫補助金1,139万8,000円を減額し、3,056万8,000円とするもので、節１の総務管理費補助金の社会資本整備総合交付金が事業費の減によりまして1,690万円の減、社会保障・税番号制度システム整備補助金が15万2,000円の見込みによりまして増、あわせて情報セキュリティ強化補助金が地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業分としまして、基準額の２分の１補助によりまして535万円の増となります。

次のページをお願いいたします。

款13項２目２民生費国庫補助金93万3,000円を追加し、1,807万2,000円とするもので、節２の児童福祉費補助金の児童健全育成事業補助金といたしまして新たに計上し、補助対象額の３分の１の率となっております。

目２土木費国庫補助金349万5,000円を減額し、692万4,000円とするもので、節１の土木費補助金の防災・安全交付金が橋梁工事費等の減に伴いまして351万5,000円の減額となります。節２の住宅費補助金の住宅・建築物耐震改修等事業補助金が２万円で、見込みより増となります。

目７農林水産業費国庫補助金を、新たに１億5,044万5,000円を計上するもので、節１の農業費国庫補助金の農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業補助金といたしまして、農産物直売施設の実施設設計費と工事費合計の２分の１、あわせて案内板の補助内容となっております。

それから、款14県支出金、項２県補助金、目４農林水産業費補助金61万7,000円を減額し、6,678万9,000円とするもので、節１の農業費補助金の、中山間地域等直接支払事業交付金

が取り組み面積の減少によりまして135万3,000円の減、需要に応える園芸産地育成事業補助金は、新たに73万6,000円の計上、にんにくの乾燥施設導入施設の2分の1補助となっております。

目5土木費補助金1万円を追加し、1万9,000円とするもので、節1の住宅費補助金の住宅・建築物耐震改修等事業補助金が見込みより増でございます。

目6商工費兼補助金20万円を減額し、300万円とするもので、節2の観光費補助金のうち、元気づくり支援金が事業見込みによりまして50万円の減、外国人旅行者受入環境整備事業補助金が見込みにより30万円の増となっております。

続きまして、款16寄附金、項1一般寄附金は346万5,000円を追加して663万6,000円とするもので、節1のうち、青木村ふるさと応援寄附金が見込みより増額となります。

目4の教育費寄附金10万円を追加して126万円とするもので、節2の奨学資金寄附金が、宮原正男氏からの御寄附による増額でございます。

款7繰入金、項1目1基金繰入金1億595万4,000円を減額し、1,352万5,000円とするもので、節1の基金繰入金の財政調整基金、それから土地開発基金、公共施設整備基金、いずれも当初の金額を減額するもので、美術品収集基金が見込みより5万4,000円の減となります。

款18項1目1繰越金9,079万5,000円を追加し、2億5,576万9,000円とするもので、節1の前年度繰越金が見込みより増となります。

続いて11ページをお願いいたします。

款20項1村債、目13一般補助施設整備等事業債1億3,620万円を新たに追加いたしまして、節1の一般補助施設整備等事業債のうち、情報セキュリティ強化対策事業に補正予算債として起債対象の2分の1に当たります170万円、それから農畜産物販売促進事業といたしまして1億3,450万円を追加いたしました。

続いて、12ページから歳出になります。歳出につきましては、各担当課で御説明申し上げます。

初めに、総務企画課関係について申し上げます。

款1項1目1議会費は、6,000円を追加して4,206万8,000円となり、節12の役務費の保険料、この後開催されます村づくり懇談会のときのレクリエーション保険に伴いまして、見込みより増でございます。

款2項1総務管理費、目1一般管理費216万1,000円を追加して、1億5,610万1,000円と

するもので、節2の給料から節4共済費につきましては、人勸による増減となります。

節9旅費の9万7,000円は、普通旅費が見込みより増となりました。

節11需要費の6万4,000円は、消耗品のコピー用紙、ファイル等が見込みによる増でございます。

節13委託料の80万1,000円につきましては電算処理委託料で、事務用パソコンのバージョンアップに伴う増でございます。

続いて、13ページをお願いいたします。

款2項1節14使用料及び賃借料の21万6,000円は、使用料でE T Cカード使用料が見込みより増に伴うものでございます。

目2の文書広報費98万3,000円を追加して、1,653万3,000円とするもので、節11の需要費の73万3,000円につきましては、印刷製本費で広報あおきに係る印刷代の増でございます。

節12役務費の25万円は、通信運搬料20万円と広告料5万円が見込みより増となっております。

目5財産管理費608万4,000円を減額し、9,312万4,000円とするもので、節12の役務費6万7,000円は、村有物件災害共済分担金が、追加建物によりまして5万円の増、自動車保険料につきましては1万7,000円、見込みより増でございます。

節13の委託料1,580万4,000円は、情報セキュリティ強化補助事業委託料が1,503万1,000円で、地方公共団体の情報セキュリティ強化対策事業といたしまして、内容につきましては、ネットワーク等の工事で171万2,000円、備品購入でパソコンを3台、317万1,000円、ソフトウェア等の整備費で1,014万7,000円が内訳となります。

電算機器設定委託料の77万3,000円につきまして、通知カード・個人カード関連事務委託料で、追加補正による増でございます。

節17公有財産購入費の2,133万4,000円の減は、土地購入費が見込みにより減でございます。

節19負担金補助及び交付金の62万1,000円の減は、番号制度中間サーバープラットフォーム利用負担金で、番号制度導入のシステム費用が見込みより安価に構築できたことによる減額でございます。

続いて、14ページをお願いいたします。

款2項1目6企画費176万4,000円を追加し、5,948万8,000円とするもので、節8の報償費107万6,000円は、ふるさと応援寄附者への謝礼で、今後の見込みを含めて増とさせてい

いただきました。

節13委託料の68万8,000円は、ふるさと寄附金のW e b サイト運用業務委託料で48万1,000円、同じくW e b サイト配送業務委託料で20万7,000円、いずれも今後の見込みにより増とさせていただきました。

目7諸費は、848万7,000円を追加して、2,786万2,000円となり、節19の負担金補助及び交付金、補助金の若者定住促進事業補助金が当初の3件に対しまして13件申し込みがあるため、増とさせていただきました。

目8情報通信サービス事業費は3万6,000円を追加し、2,949万5,000円となり、節2の給料から節4の共済費までは人勧にかかわる増となります。

目10の地方創生プロジェクト事業費、補正額はございませんが、通信運搬料の増に伴いまして43万円を、次のページの委託料から振り替えをさせていただくものでございます。

続いて、飛んで16ページをお願いいたします。

款2項1選挙費、目1選挙管理委員会費は2万6,000円を追加し、68万1,000円となり、節13委託料の選挙事務電算委託料が、投票者年齢の変更に伴う電算システム変更による増でございます。

続いて飛びますが、31ページをお願いいたします。

給与費明細書になります。1、特別職につきましては、比較が出てまいりません。

次のページの32ページ。

一般職についてでございますが、職員数の比較は出てございませんが、人勧等によりまして、右の合計欄において給与費と共済費の合計、比較で338万2,000円の増となっております。

以下、34ページまでは記載のとおりですので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上のとおり、議案第14号について、歳入全般と総務企画課関係の歳出について御説明申し上げます。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小林和雄君） 次に、小宮山税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） それでは、税務会計課関係の歳出について御説明申し上げます。

当課の関係は、13ページに会計管理費、15ページに徴税費がございますが、いずれも人勧実施等による給料、職員手当等の補正でございます。

以上でございます。

税務会計課関係の歳出についてよろしく御審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（小林和雄君） 次に、花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

15ページをお願いします。

款2総務費、項4戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費13万6,000円を追加し、1,833万6,000円とするものでございます。

節2給料から節4共済費につきましては給与改定によるものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費14万2,000円を追加し、6,078万6,000円とするものでございます。

節2給料から、次のページ、節4共済費につきまして、給与改定によるものでございます。

目3老人福祉費99万円を減額し、2億2,714万5,000円とするもので、節11需要費、燃料費ではくつろぎの湯の灯油代が減額となります。これは単価が下がったことが主な要因となっております。

節13委託料、くつろぎの湯管理委託料89万円は、入浴料の減少、機械室真空ヒーターの修繕費の増によるものです。003老人センター管理委託料14万8,000円につきましては、カラオケ使用料の減額に伴うものです。

目4地域包括支援センター費5万9,000円を追加し、1,407万5,000円とするもので、職員の給与改定等によるものです。

項2授産所費、目1一般管理費4万3,000円を減額し、1,729万9,000円とするもので、職員の給与改定等に伴うものでございます。

次の19ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費34万円を追加し、1,085万6,000円とするものでございます。

節19負担金補助及び交付金、合併浄化槽清掃補助、ブロアー交換補助金につきまして、実績見込みによるものでございます。

次のページをお願いします。

目2し尿処理費909万5,000円を減額し、583万6,000円とするものでございます。し尿前処理施設建設負担金として減額となるもので、長和町さんとの共同処理施設の建設に際し、

平成27年度では基本計画、環境アセス、地域計画変更支援委託業務の村負担分となっております。経費負担割合は29.9%となっております。

項3上水道費、目1上水道施設費912万2,000円を追加し、3,715万3,000円とするものでございます。簡易水道特別会計の繰出金の増となっております。これは、殿戸配水池電磁弁設置工事の追加が主なものとなっております。

以上、住民福祉課関係の補正予算を御説明いたしました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（小林和雄君） 次に、多田保育園長。

○保育園長（多田治由君） それでは、保育園関係について御説明申し上げます。

18ページをお願いいたします。

款3民生費、項3児童福祉費、目4保育所費です。190万3,000円を追加しまして、1億977万2,000円とするものでございます。

節1の報酬につきましては、嘱託の職員、保育士分について見込みより増となったものです。

節2の給料から、次のページになりますが、共済費までにつきましては、人勧による増についての補正となっておりますので、よろしくお願いいたします。

節13の委託料ですが、内容としましては、広域利用の委託料ということで、村内に住所を有していて、里帰り出産のために他の市町村に保育を委託した分でございます。2名の3カ月分、40万5,000円をお願いしてございます。

以上、保育所関係の補正予算について御説明を申し上げます。よろしく御審議いただき、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（小林和雄君） 次に、片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） それでは、建設産業課関係補正予算の概要を御説明申し上げます。

20ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費でございますが、2,000円を追加し、522万円とするもので、節14使用料及び賃借料、有料道路使用料が見込みより増となったものでございます。

続いて、目2農業総務費でございますが、節2給料から節4共済費につきましては、それぞれ給与改定による増減でございます。

21ページにまいりまして、目3農業振興費でございますが、21万2,000円を減額し、5,233万9,000円とするもので、節18備品購入費ですが、県の補助2分の1をいただきまして、主ににんにくの栽培を支援するための掘り取り機並びに乾燥機等を購入するものでございます。

節19負担金補助及び交付金ですが、中山間地域等直接支払事業について、今年度から新たな5カ年の取り組みがスタートしております。当初では、今期対策から導入された超急傾斜地加算等に取り組めるであろうと見込んで計上しておりましたが、実際には取り組める集落がなかったこと、また一部取り組み面積が減となったことによります減額の補正でございます。

続きまして、目5農地費であります、28万6,000円を減額し、811万5,000円とするもので、節13委託料ですが、調査設計委託料、農道台帳委託料ともに見込みより減でございます。

節15工事請負費ですが、水路改修工事が見込みより増となり、ここで増額をお願いするものでございます。

続きまして、目8国土調査費でございますが、給与改定に伴う人件費の補正となっております。

22ページへまいりまして、目9高機能拠点施設費でございますが、国の補正予算で要望しておりました農山漁村おみやげ農畜産物販売促進事業補助金の採択を受けましたので、道の駅あおきの直売所部分の建設に係る事業費とパンフレット、看板等の整備に係るソフト事業、合せて2億9,989万円をここで計上させていただくものでございます。補助率は2分の1、補助裏に起債を充当して実施するものでございます。

続きまして、項2林業費、目2林業振興費ですが、11万2,000円を減額し、7,874万1,000円とするもので、節13委託料、樹幹注入事業が入札の結果、予算より安価で実施できましたことによります減額でございます。

節19負担金補助及び交付金ですが、林業振興会事業割会費の増と菅平射撃場の機器更新に伴います市町村負担金をここでお願いするものでございます。

23ページへまいりまして、款6商工費、項1商工費、目3観光費ですが、24万円を減額し、2,534万1,000円とするもので、節8報償費、節18備品購入費、節19イベント補助金につきましては、元気づくり支援金事業の精算によります増減でございます。

節11需要費、修繕料ですが、大法寺第一駐車場トイレの凍結による修繕と、あわせて入口扉を設置するなど凍結対策を実施させていただくものでございます。

款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費ですが、35万7,000円を減額し、2億1,858万4,000円とするもので、節 2 給料から節 4 共済費につきましては、給与改定に伴う補正となっております。

24ページ、節13委託料ですが、道路台帳の補正委託料が見込みより減、耐震診断委託料が見込みより増でございます。

目 2 道の駅管理費につきましては、西側駐車場整備に基金を投入する予定でございましたが、取り崩しなしでの実施ということで、財源振替をお願いしてございます。

目 3 公園管理費ですが、14万7,000円を追加し、207万6,000円とするもので、節11と節14は水道料と下水道使用料、これがそれぞれ見込みより増になったことによります補正でございます。

節16原材料費ということで、花木等の苗代を計上してございましたが、年度内の購入予定がございませんので、ここで減額をさせていただきます。

項 2 道路橋梁費、目 1 道路維持費ですが、73万6,000円を減額し、5,079万5,000円とするもので、節11需要費の修繕料117万2,000円ですが、緊急度の高い道路排水路等の修繕 4 カ所をここでお願いするものでございます。

節12役務費ですが、県貸与の小型除雪機の保険料を計上してございましたけれども、今年度につきましては借用する機会がございませんでしたので、保険料も減額ということでお願いするものでございます。

25ページへまいりまして、節13委託料ですが、測量設計に要する費用19万1,000円が見込みより増でございます。

節14使用料及び賃借料、節16原材料費につきましては、材料支給事業にかかわる什器の借上料、また材料代が見込みより減となったものでございます。

節15工事請負費ですが、当郷区管社の道路、バス回転場の工事で、見込みより増となったもので、26万7,000円の増額をお願いするものでございます。

節17公有財産購入費は、道路工事に伴う用地購入費が見込みより減でございます。

節22補償料補填及び賠償金ですが、道路工事に伴う電柱の移転補償料が、N T T、中電とも 1 本ずつ無償になったことによりまして、減額をお願いするものでございます。

続きまして、目 2 道路新設改良費ですが、1,375万6,000円を減額し、6,787万4,000円とするもので、節 2 給料から節 4 共済費までは、職員の給与改定による補正でございます。

節13の委託料、26ページへ行きまして、節15の工事請負費とともに旧まちづくり交付金に

よる工事に係る予算でございますが、計画の最終年度ということで、国費の精算に伴い、本年度実施予定の箇所及び延長を見直したことに よりまして減額をお願いするものでございます。

節22補償補填及び賠償金ですが、公園横で実施しました殿戸下奈線の改良工事に伴う電柱等の移転補償費が道路の線形を考慮する中で、見込みより減となったものでございます。

目3橋梁維持費ですが、250万円を減額し、1,437万5,000円とするもので、橋梁の修繕2カ所に係る設計委託料、工事請負費がそれぞれ入札等により減となったものでございます。

続きまして、項3住宅費、目2住宅建設費ですが、70万円を追加し、330万円とするもので、節19負担金補助及び交付金で住宅リフォーム補助金、2月末でトータル23件の申請がございまして、ここで70万円の補正をお願いするものでございます。

以上、建設産業課関係の補正予算の概要を申し上げます。よろしく御審議賜り、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（小林和雄君） 次に、杳掛教育長。

○教育長（杳掛英明君） 続きまして、教育委員会関係についてお願いします。

19ページをお開きください。

款3民生費、項3児童福祉費、目5児童福祉施設費でございますが、4万円を増額し、合計1,056万9,000円といたしました。

節4の共済費の増ですけれども、1名が新たに社会保険適用となったためでございます。

次に、27ページをお開きください。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費でございますが、9万8,000円を増額し、合計3,768万円といたしました。給料、職員手当等の増によるもので、人事院勧告による増額でございます。

目3教育指導費でございますが、53万6,000円を増額し、合計1,380万2,000円といたしました。

節20の扶養費の増は、準要保護児童生徒の就学援助費の増によるものでございます。

節28の繰出金の増は、先ほどお話にあった、寄附をいただいた10万円を奨学資金として繰り出すものでございます。

続きまして、項2小学校費は、公共施設設備資金として230万円の財源振替を行ったものでございます。

款9教育費、項3中学校費、目1学校管理費でございますが、138万2,000円を増額し、

合計4,829万9,000円といたしました。内訳ですが、節2給料、節3職員手当、節4共済費につきましては、人事院勧告に伴うものでございます。

節11の需要費の増は、研究室等の部屋の鍵の修繕費用でございます。

節18備品購入費の増は、来年度中学校の教科書が改訂されるために、教師用の指導書の購入に伴う増でございます。

続いて29ページをお願いいたします。

目3文化会館費でございますが、103万2,000円を増額して、1,582万4,000円といたしました。

節11需要費の増は、文化会館の講堂のエアコンの修理代でございます。

節13の委託費の増は、樹木の伐採に係る費用でございます。

目4文化財保護費ですが、101万5,000円の減でございます。

節13委託料の減は、塚穴古墳から出土した直刀等の修繕費用が減になったためでございます。

目6美術館費ですが、5万4,000円の減でございます。

節18の備品購入費の減で、これは森鴎郎の板画の購入費の減によるものでございます。

続いて、目7図書館費でございますが、25万2,000円の減で、1,589万4,000円といたしました。

節1報酬の減は、嘱託職員の報酬が減になったものでございます。

節3職員手当、節4共済費につきましては、人事院勧告に伴う修正でございます。

次のページをお願いします。

節11の需要費の増は、小川原文庫のための本棚設置に伴う増でございまして、前回の全員協議会で御検討いただいた内容でございます。

目2の体育施設費でございますが、35万5,000円を増額いたしました。

節13委託費の増は、木材の伐採に係る費用の増でございます。

節14使用料及び賃借料の増は、下水道使用料が見込みより増になったものでございます。

教育費は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小林和雄君） 説明の途中ですが、ここで11時まで休憩をしたいと思います。

11時から、議案第15号から始めたいと思います。

休憩 午前 10 時 51 分

再開 午前 11 時 00 分

◎議案第 15 号の上程、説明

○議長（小林和雄君） それでは、休憩前に引き続き、次に日程第17、議案第15号 平成27年度青木村簡易水道特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 議案第15号 平成27年度青木村簡易水道特別会計補正予算（第3号）

平成27年度青木村簡易水道特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ925万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,030万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

それでは、5ページをお願いします。

2 歳入

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金912万2,000円を追加し、3,696万5,000円とするものでございます。

款4繰越金、項1繰越金13万1,000円を追加し、263万8,000円とし、見込みより増とするものでございます。

次のページをお願いします。

3 歳出

款1運営管理費、項1総務費、目1一般管理費7万3,000円を追加し、1,120万円とするもので、節3職員手当等、節4共済費では職員の給与改定等によるものでございます。

項2施設管理費、目1維持管理費918万円を追加し、4,465万4,000円とするものでござい

ます。

節15工事請負費、村単事業工事請負費ですが、殿戸配水池電磁弁設置工事によるものです。殿戸地区の原水は山間部の岩からの湧水を利用しておりますが、2月の雨天でも色合いの影響が出てきており、地域住民の皆様には水道水の調整をお願いしてきたところです。これからの梅雨入り前に、施設管理も踏まえ、色度、濁度の異常時には原水を配水池に入れない仕組みにし、安定した水道水の供給を図るものです。

続いて、7ページ以降の給与費明細書については、一般会計に準じたものですので省略をさせていただきます。

以上、御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議案第16号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 次に、日程第18、議案第16号 平成27年度青木村別荘事業特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○総務企画課長（井古田嘉雄君） それでは、議案第16号について御説明申し上げます。

平成27年度青木村別荘事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ225万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,043万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

5ページをお願いいたします。

2 歳入について御説明申し上げます。

款2項1目1繰越金117万5,000円を追加し、446万4,000円とするもので、節1前年度繰越金が見込みにより増でございます。

款3項1目1別荘管理収入107万9,000円を追加し、1,591万8,000円とするもので、節1の現年度分が見込みより増となります。

次のページをお願いいたします。

3 歳出についてになります。

款1事業費、項1目1別荘事業費は225万4,000円を追加し、1,993万4,000円となり、節4の共済費が19万4,000円につきましては、その他保険料の嘱託職員保険料で、社会保険料1人分による増でございます。

節7の賃金30万円は、草刈り等作業員賃金で、村の管理地並びに水路等の作業に伴い、見込みより増でございます。

節11の需要費97万2,000円は、青木の森1号の道路改良工事に伴って、ガードレールの設置をしたことでの見込みより増額でございます。

節12の役務費3万9,000円は、通信運搬料の郵送料見込みより増でございます。

節15工事請負費62万円は、村単工事青木の森1号線の道路改良工事に伴いまして、う回路の工事分が見込みより増となったものでございます。

節16原材料費13万円は、工事材料費のうち有害鳥獣柵資材が設置の延長に伴いまして伸びて、増額となりました。

次に、7ページをお願いいたします。

給与費明細書になります。

内容につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、省略をさせていただきます。

以上のとおり、議案第16号について御説明しました。御審議いただき御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議案第17号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 次に、日程第19、議案第17号 平成27年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、よろしくお願いします。

議案第17号 平成27年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成27年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,751万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

5ページをお願いします。

2 歳入

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道国庫補助金35万8,000円を減額し、272万円とするものでございます。社会資本整備総合交付金で、下水道施設長寿命化対策実施設計費の減額に伴うものでございます。

款5繰越金、項1繰越金61万8,000円を追加し、782万5,000円とするもので、見込みより増とするものでございます。

次のページをお願いします。

3 歳出

款1下水道費、項2公共下水道管理費、目1公共下水道管理費26万円を追加し、5,339万5,000円とするものでございます。

節2給料から節4共済費につきましては、職員の給与改定によるものでございます。

節11需要費、修繕料94万5,000円につきましては、浄化センター濃縮汚泥引き抜きポンプ修繕39万1,000円、マンホールポンプ修繕27万円が主なものとなっております。

節13委託料、下水道施設長寿命化対策実施設計委託料71万6,000円の減額につきましては、入札差金によるものでございます。

続いて、7ページ以降の給与費明細書については、一般会計に準じたものですので省略をさせていただきます。

以上、御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議案第18号の上程、説明

○議長（小林和雄君）　続きまして、日程第20、議案第18号　平成28年度青木村一般会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については井古田総務企画課長より一括説明を求め、歳出については各担当課長及び教育長よりお願いします。

井古田総務企画課長。

○総務企画課長（井古田嘉雄君）　それでは、議案第18号になります。平成28年度青木村一般会計予算について。

1 ページをごらんいただきたいと思います。

平成28年度青木村一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ25億7,440万円と定める。

2　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表　歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条　地方自治法第230条の第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表　地方債」による。

（一時借入金）

第3条　地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れ最高額は2億円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条　地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

予算総額で25億7,440万円につきましては、前年予算額に比べまして1億2,917万5,000円の増、率で5.3%の伸びとなっております。

続きまして、2ページから7ページの第1表の歳入歳出予算につきましては省略をさせていただきます、8ページをお願いいたします。

「第2表 地方債」について御説明申し上げます。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で御説明申し上げます。

臨時財政対策債8,000万円は前年同額でございます。証券発行又は証書借り入れによりまして、3.0%以内、ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率となります。償還は融資先の条件によります。

以下の項目につきましては、起債の方法、利率、償還の方法についてはほぼ同様となっておりますので、よろしくお願いします。

地域活性化事業債3,550万円は、循環型社会形成事業債が400万円、地域資源活用事業債3,150万円の合計となっております。

辺地対策事業債3,320万円は、村道整備事業債が1,960万円、それから除雪機の購入事業といたしまして1,360万円の合計となっております。

緊急防災・減災事業債660万円は、衛星系防災行政無線の設備更新に充てるものです。

一般廃棄物処理事業債2,220万円は、し尿前処理の経費負担金に充てるものでございます。以上となっております。

次に、9ページから11ページにかけてになりますが、歳入歳出予算事項別明細書につきましては省略をさせていただいて、12ページ。

説明に当たりましては、歳入及び歳出の本年度の総額等数値的な部分については簡略をさせていただく部分があるかと思しますので、よろしくお願いいたします。

2 歳入については一括して御説明申し上げます。

款1村税、項1村民税、目1個人分は120万1,000円の増、節1の現年課税分につきましては、前年と比較して、均等割で775万7,000円、人数で16人の減、金額で5万4,000円の減となっております。

所得割につきましては、所得割1億3,420万1,000円は、人数で15名の減、金額で135万5,000円の増となっております。

目2法人分は47万6,000円の減、節1の現年課税分につきましては、前年と比較して、均等割672万円は15万円の減、法人数合計では3件の減となっております。

法人税割428万9,000円は84万6,000円の増で見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

款1項2目1固定資産税は416万8,000円の増、節1の現年課税分につきましては、土地が32万8,000円の増、家屋が339万8,000円の増、償却資産が44万2,000円の増をそれぞれ見

込んでおります。

目2 固有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、1万8,000円の減でございます。

次のページをお願いいたします。

款1 項3 目1 軽自動車税、税制改正によりまして164万4,000円の増、1 節の現年課税分1,519万1,000円につきましては、台数の合計で68台の増、金額で164万4,000円の増を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

款1 項4 目1 たばこ税191万4,000円の増、節1 の現年課税分は2,159万3,000円、本数合計で31万9,600本の増、金額で191万4,000円の増を見込んでおります。

款1 項5 目1 入湯税は9,000円の減、節1 の現年課税分149万3,000円につきましては、宿泊者が174人の減、金額で2万6,000円の減、日帰りのほうが357人の増、金額で1万7,000円の増、いずれも昨年との比較でございます。

次のページをお願いいたします。16ページ。

款2 地方譲与税、項1 目1 地方揮発油譲与税は30万円の減、年々減少傾向にあるため、実績見込みにより減額をさせていただいております。

款2 項2 目1 自動車重量譲与税30万円の増は、国の増加見込みによりまして増額をしております。

款3 項1 目1 利子割交付金6万円の減は、実績見込みにより減額としました。

款4 項1 目1 配当割交付金40万円の増は、やはり実績見込みで増としております。

次のページになります。

款5 項1 目1 株式等譲渡所得割交付税40万円の増は、実績見込みによる増でございます。

款6 項1 目1 地方消費税交付金1,200万円の増は、消費税率の引き上げが平成27年度より反映されたことにより、今年度も増額を見込みました。

款7 項1 目1 自動車取得税交付金300万円の減は、実績見込みによるものでございます。

款8 項1 目1 地方特例交付金20万円の増は、国の増額見込みにより増額といたしました。

次の18ページをお願いします。

款9 項1 目1 地方交付税300万円の減、節1 の地方交付税の普通交付税については国の試算による0.3%の減に基づいて300万円の減とし、また、特別交付税については前年並みで見込んでおります。

款10項 1 目 1 節 1 の交通安全対策特別交付金は、前年並みで見込みました。

款11分担金及び負担金、項 1 分担金、目 1 農林水産業費分担金は、前年と同額でございますが、循環型社会形成事業の当郷水路工事等に係る分担金でございます。

款11項 2 目 1 総務費分担金は前年同額、節 1 の高速情報サービス負担金については、通信サービス加入者負担並びに放送サービス加入者負担がいずれも前年と同額となっております。

目 2 の民生費負担金50万2,000円の増、節 1 の社会福祉費負担金の老人保護措置費入所者負担金は 5 名分を見込んでおります。

節 2 の児童福祉費負担金については、保育料が101人、早朝保育料が65人、それから延長保育料がやはり65人、一時的保育料が延べで170名を見込んでおります。

目 3 衛生費負担金 4 万9,000円の増は、未熟児療育医療受給者負担金となっております。

款12使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 総務使用料の中の項 1 使用料、総務使用料13万7,000円の減、節 1 の総務使用料の中で、バスターミナル喫茶店使用料は前年同額、村営駐車場使用料並びに村営バス運行収入は実績により見込みました。

節 2 の現年度分高速情報通信サービス使用料の通信サービス利用料1,546件分、放送サービス利用料は1,587件分をそれぞれ見込んでおります。

次のページ、20ページをお願いいたします。

節 3 光ケーブル使用料は、固定使用料と加入者による使用料の合計となっております。

款12項 1 目 2 の商工使用料52万5,000円の増、節 1 の観光施設使用料で新たに昆虫資料館使用料を見込んでおります。

目 3 土木使用料82万円の減、節 1 の住宅使用料の教員住宅使用料が 9 件分、村営住宅使用料が98件分でございます。

目 4 の教育使用料は 3 万1,000円の増、節 1 の保健体育使用料から節 3 の技術館使用料までは、いずれも実績により計上をさせていただきました。

次のページをお願いします。

款12項 2 手数料で、目 1 の総務手数料、節 1 から節 3 まではいずれも前年同額となっております。

目 2 の衛生手数料、節 1 の保健衛生手数料のうち、犬の新規登録手数料が20頭分、注射済票の交付手数料は300頭分をそれぞれ見込んでおります。

款13国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金は187万6,000円の増、節 1 の社会福祉費負担金は、いずれも 2 分の 1 の国の負担となっております。

節 2 の児童福祉費負担金は、3 分の 2 の国の負担率となっております。

次のページ、22 ページをお願いいたします。

節 3 保険基盤安定負担金は 2 分の 1 負担となっております。

目 2 衛生費国庫負担金、8 万 3,000 円の減、節 1 の保健衛生費負担金は、未熟児養育医療事業負担金が 2 分の 1 の負担でございます。

款 13 項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金は 1,730 万 4,000 円の減、節 1 の総務管理費補助金の社会保障税番号制度システム整備費補助金が、事務の委任にかかわる交付金、また新たに地方創生新型交付金、仮称となりますが、歳出で計上をしております。地方創生プロジェクト事業費の財源となっております。

節 2 村営バス運行管理費補助金は、内示に基づきまして前年より減額となっております。

目 2 民生費国庫補助金は、1,215 万 6,000 円の増、節 1 の社会福祉費補助金、臨時福祉給付金事業の補助金は、対象者が 750 人を見込んで、事務費とともに国の補助となっております。

節 2 児童福祉費補助金は、児童クラブ運営費、3 分の 1 の補助となっております。

目 3 衛生費国庫補助金 13 万 8,000 円の増、節 1 の保健衛生費補助金の合併浄化槽設置補助金で 1 基分を見込みました。

目 4 土木費国庫補助金 1,237 万円の増、節 1 の土木費補助金の防災安全交付金で、橋梁の修繕、それから法定点検、長寿命化計画策定に対する交付金で、増額となっております。

次のページをお願いいたします。

款 13 項 2 目 5 教育費国庫補助金 11 万 9,000 円の増は、節 1 の教育費補助金で、新たに私立幼稚園就園奨励費補助金 4 名分を計上いたしました。

款 13 項 3 委託料、目 1 総務費委託料 652 万 7,000 円の増は、新たに節 2 選挙費委託金で、平成 28 年度で予定をされております参議院議員選挙費委託金を計上しました。

款 14 県支出金、項 1 県負担金、目 1 民生費県負担金 172 万 1,000 円の増、節 1 の社会福祉費負担金の更生医療給付金負担金から、次のページになりますが、育成医療給付金負担金、率が 4 分の 1 となっております。

続いて 24 ページをお願いしたいと思います。

款 14 項 1 節 2 の授産所費負担金の施設事務費負担金、5 名分を見込んでおります。

節 3 の児童福祉費負担金の児童手当負担金は、3 分の 1 の負担となっております。

節 4 保険基盤安定負担金につきましては、保険基盤安定負担金国保分が前年同額で、軽減

分といたしまして3分の2、それから保険者支援分で4分の1が県の負担となっております。

目2の衛生費県負担金4万2,000円の減、節1の保健衛生費負担金については、県の負担率は保険事業費負担金が3分の2、それから未熟児療育医療事業負担金が4分の1の率となっております。

款14項2県補助金、目1総務費県補助金330万円の増、節1の総務管理費補助金は、地域発元気づくり支援金で、内容につきましては、ふるさと公園あおきのみんなの公園プロジェクト費で280万円、あったかく描くプロジェクト費で70万円の内訳となっております。

目2民生費県補助金が18万1,000円の減、節1の社会福祉費補助金のうち、まず001障害者福祉医療費給付事業補助金は、前年同額で補助率が2分の1、007民生児童委員交付金が民生委員に対する補助金となります。それから、011福祉医療費事務取扱手数料補助金が2分の1補助の内容となっております。

次のページをお願いいたします。

節2の児童福祉費補助金につきましては、乳幼児児童医療費給付補助金が補助率2分の1、それから児童クラブ運営補助金が補助率が3分の1となっております。

目3衛生費県補助金は前年同額で、節1の保健衛生費補助金の合併浄化槽設置補助金は、7人槽が1基分の補助、それから目4の農林水産業費県補助金は89万7,000円の増、節1の農業費補助金のうち、まず003の中山間地域等直接支払事業交付金が事業費の4分の3の補助、028が多面的機能支払事業交付金が、やはり4分の3補助、030新規就農経営継承総合支援事業補助金といたしましては、2名分を見込んでおります。

節2の林業費補助金、その中の002松林健全化推進事業、抜刀駆除になりますが、2分の1の補助、005保全松林健全化事業補助金が70%補助となっております。

次のページをお願いいたします。

26ページになります。

款14項3委託料、目1総務費委託料690万3,000円の件は、前年度の選挙委託金がなくなったことにより減、それで節4の統計調査委託料から国勢調査分の減に伴いまして、今年度は学校基本調査、それから工業統計調査、それから経済センサス活動調査、それから商業統計調査、以上4つの調査を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

款15財産収入、項1財産運用収入、目1の財産貸付収入は1万3,000円の減、節1の土地建物貸付収入は10件分の収入、それから目2利子及び配当金は8万4,000円の減、節1の利

子及び配当金で財政調整基金の利子分となっております。

款16寄附金、目1一般寄附金740万円の増、節1の一般寄附金で青木村ふるさと応援寄附金として1,000万円を見込んでおります。

続いて、28ページをお願いいたします。

款17繰入金、項1目1基金繰入金は747万1,000円の増、節1の財政調整基金は、広域消防負担金、それから道の駅の出資金として計上しております。土地開発基金は土地購入費として、公共施設整備基金については庁舎、道路維持費、橋梁維持費、小学校、それからし尿前処理費等の財源として充当をしてございます。

款18項1目1繰越金、節1の前年度繰越金は、見込みにより増となっております。

次のページをお願いいたします。

款19諸収入、項3目1節1貸付金元利収入は、いずれも前年同額となっております。

項5目1雑入は726万9,000円の増となっております。

次のページをお願いいたします。

節2の消防団員退職報奨金24名分に伴いまして、472万4,000円の増で見込んでおります。

節80市町村振興協会補助金は、新たに衛星系防災行政無線の設備更新工事の補助金として計上をしてございます。

款20項1村債、目1臨時財政対策債は前年と同額、目2の地域活性化事業債3,150万円の増は、節1で循環型社会形成事業債で水路工事に伴うもので、節2の地域資源活用事業債は、道の駅内の直売施設整備に係るものでございます。

次のページをお願いいたします。

款20項1目3の辺地対策事業債2,020万円の増、節1の道路整備歳入の村道整備事業は、青木の森30号線に係るものです。

節1の除雪機購入事業は、辺地地域の弘法・釜房・湯原地区と、それから別荘内に除雪機を購入する内容となっております。

目4緊急防災・減災事業債は、新たに衛星系防災行政無線の設備更新工事に充当するものでございます。

それから、目5の一般廃棄物処理事業債は、新規で長和町さんへのし尿前処理の施設経費の負担分となっております。

32ページをお願いします。

ここからは歳出になります。各担当より御説明を申し上げます。

初めに総務企画課関係で申し上げます。

款 1 項 1 目 1 議会費459万円の減となります。

節 1 の報酬から節 4 の共済費につきましては、議員さん 9 名分の報酬と手当、なお共済負担金の率が下がったことで390万8,000円の減額となっております。

それから、節 9 の旅費の特別旅費につきましては、昨年の岩手県野田村への視察に伴う新幹線代がなくなったことによる減額となっております。

節14の使用料及び賃借料につきましても、同様の理由で賃借料の自動車借上料が減額となっております。

款 2 項 1 総務管理費、目 1 の一般管理費258万1,000円の減、内容につきましては、主に特別職 1 名、それから総務企画課関係の職員 9 名分に係る人件費、さらに事務全般にわたる経費等が計上されております。

それでは、まず節 2 の給料、次のページにかけましての節 3 の職員手当になりますが、これにつきましては特別職 1 名と職員の 9 名分の人件費。

続いて34ページの節 4 の共済費、主には特別職 2 名と一般職全員に係る経費を計上しています。

次のページ、35ページになりますが、節 7 の賃金につきましては臨時職員 2 名分、節10の公債費は前年同額でございます。

節11の需要費の燃料費は、単価の改定により減額、食料費の226万8,000円は、全体の食料費に加えまして、合併60周年記念式典の費用として38万9,000円を追加してあります。

続いて36ページをお願いします。

節13の委託料582万1,000円の増、主な要因につきましては、窓口用のパソコンの入れ替え、それからサーバー機器の保守、さらに L G 1 機器の更新改修業務委託料が新たに追加されております。

節19の負担金補助及び交付金につきましては、ほぼ同様の内容となっております。

続いて37ページをお願いします。

目 2 文書広報費は10万8,000円の減、内容は、毎月発行しています「広報あおき」、それから例規集等に係る経費となっております。

まず、節11の需要費の印刷製本費につきましては、年間の広報あおきの印刷代が計上されています。

続いて節13委託料につきましては、例規集のデータ更新等委託料、それからマイナンバー

導入に伴う安全管理の支援業務、それからシステムの使用料、管理更新業務等が計上されております。

次に、38ページをお願いいたします。

目3の財政管理費、この内容は予算書、それから決算の附属資料の印刷代が内容となっております。

続きまして、39ページのほうをお願いいたします。

目5財産管理費2,118万1,000円の減、内容につきましては、庁舎を含めまして、公共施設、公共用地、それから公用車、さらに積立金等の管理に係る経費が計上されております。

初めに、節11の需要費につきましては、庁舎に係る光熱水費の費用、修繕料は公用車の修理・車検等で、金額については前年ほぼ同額となっております。

節12の役務費、公共施設全体の災害共済費が内容です。

節13の委託料につきましては、ページをおめくりいただきまして、40ページをちょっとごらんいただきたいと思いますが、010電算機器設定委託料、関係する機関に対してのマイナンバー対応のシステム改修業務が終了したことで、1,136万2,000円の減、雨量等監視システム定期点検委託料が、部品交換等に伴いましての増、また、新しく024で、公共施設等総合管理計画策定について、総務省から公共施設の老朽化対策が示されていることで、業務委託料を計上してあります。

それから、節14の使用料及び賃借料の、その中の賃借料、予算額はほぼ同額で、引き続き公用車2台のリースを施行したいと思っております。

節15の工事請負費、これにつきましては度重なる故障によりまして、庁舎の空調機の更新工事、これを平成28年から系統別に分けまして3年間をかけて更新工事を行いたいと思っております、その内容が計上してございます。

節17の公有財産購入費につきましては、実績と今後の見込みにより減額とさせていただきました。

次に、41ページをお願いいたします。

節24の投資及び出資金250万円を新たに計上しまして、道の駅あおきの会社設立に出資するものでございます。

続いて、款2項1目6企画費1,321万4,000円の増、内容につきましては、長期振興計画の策定経費、それから地域おこし協力隊の経費、加えて合併60周年記念式典の経費、さらにふるさと応援寄附金に係る謝礼品、それから運営等の業務に係る経費が計上されております。

まず、節1の報酬は、長期振興計画審議会委員15名分を見込んでいます。

節4の共済費は、嘱託職員1人分の保険料となっております。

それから、節3の報償費につきましては、004ふるさと応援寄附者謝礼で420万円、それから応援寄附金が1,000万円を目標といたしまして、紙による申し込み、それからWebサイトによる申し込みの約4割の謝礼をお返しする費用を計上させていただいております。

続いて、005の報償費1,345万2,000円、この内容につきましては、まず観光サポーターズクラブの地域消費券として82万5,000円、それから地域おこし協力隊が4名分と、新規に1人を加えた1,218万6,000円。それから、公園マネジメント委員会の謝礼として16万5,000円、それから合併60周年記念の記念品として16万8,000円、ふるさと公園の花壇コンテストとして10万8,000円をそれぞれ計上しています。

節1の需要費につきましては、004の印刷製本費、この中で幾つかございまして、長期振興計画で237万6,000円、それから村政要覧と資料編のために162万円、同じく合併60周年記念の関連で32万4,000円、元気づくり事業として80万1,000円の合計を計上させていただいております。

それから、続いて006の修繕費、修繕料につきましては、地域おこし協力隊の住宅修繕2件分を見込んでおります。

続いて、42ページ、次のページをお願いいたします。

節12の役務費は、002の広告料で、合併60周年記念と地域おこし協力隊の募集費を新たに計上しております。

節13の委託料につきましては、まず005の委託料の中で、長期振興計画策定で248万4,000円、村政要覧の作成で54万円、それから村のイメージビデオ作製のために43万2,000円を見込んでおります。

それから、007の都市再生整備計画事後評価業務を、これも新たに計上しております。さらに、ふるさと寄附金でWebサイトの運用業務と配送業務に係る委託料を計上しております。

それから、節14の使用料及び賃借料は、賃借料で地域おこし協力隊の年間の住宅と自動車の借上料を見込んであります。

次のページになります。

節16の原材料費、これはふるさと公園の花壇に植栽する苗代を見込んでいます。

節18の備品購入費は、公園関係で芝刈り機、それから散水機、それから管理機をそれぞれ

新たに計上をいたしました。

節19の負担金補助及び賠償金では、002の補助金の中の、ふるさと公園あおき花壇コンテスト参加補助金を新たに計上いたしました。

続いて款2項1目7の諸費296万7,000円の増、内容につきましては交通安全対策、それから防犯関係等の経費を計上しています。

まず、節1の報酬は、青少年補導委員6名分の報酬となっております。

ページをめくっていただきまして、44ページをお願いします。

節11の需要費の修繕料、それから節15の工事請負費につきましては、いずれも各地区の要望に対して、カーブミラー、それから防犯灯、交通安全標識等の設置並びに修繕料を計上しています。

節19の負担金補助及び交付金では、補助金の防犯灯設置補助金が3年目の最終になります。200基分を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

008の若者定住促進事業補助金、上限100万円となっておりますが、7件分を見込みました。

それから、その下015の国際交流事業補助金は、28年度が青木村に受け入れの年となっておりますので、昨年と比べて減額となっております。

それから、款2項1目8の情報通信サービス事業費169万8000円の減、事業の内容は情報通信センターの設備機器の管理及び保守のために係る経費を計上しています。さらに、今後の更新工事等を見込んで、積立金も計上をしております。

それでは46ページになります。

節13の委託料になりますが、008にサーバー保守委託料、情報電話システム管理保守とセンターの設備保守料をそれぞれ計上させていただいております。

次のページになりますが、節25で積立金として500万円を計上させていただきました。

続いて款2項1目9の地方創生プロジェクト事業1,439万円、これは新たに計上した項目となります。内容につきましては、国の地方創生新型交付金500万円を財源として事業を実施するものでございます。現在実施しています地域農業、住宅施策、移住・定住、婚活等に係る人件費の経費、それからそれに加えて、スポーツツーリズム等の経費を計上しております。

節1から次の48ページの節7の賃金につきましては、嘱託1名分、それから臨時2名にか

かわるものでございます。

節 8 の報償費から節13の委託料につきましては、イベント等に係る経費を見込んでおります。

次のページになりますが、節18の備品購入費、これはレンタルサイクル費を計上いたしました。

続いて、款 2 項 2 村営バス運行管理費、目 1 の一般管理費 3 万3000円の減となります。内容は、村営バスの一般管理事務に対する職員 1 人分の人件費を計上しております。

目 2 の運行管理費392万1,000円の増につきましては、村営バスの運行管理費と地域路線バス等に係る経費を計上してあります。そこにあります節 1 の報酬、それから次のページになりますが、50ページ、4 の共済費につきましては、主に運転手 3 名分の人件費を計上しています。

それから節11の需要費と節12の役務費、これにつきましては村営バス、それからバスターミナルに係る経常経費が計上をされております。

続いて、次のページになりますが、節19の負担金補助及び交付金、その中の地域路線バス維持対策負担金を28年度も700万円計上しました。

続いて、ページが飛びますが、57ページをお願いいたします。

下のほうに、款 2 項 5 選挙費があるかと思います。目 1 選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員 4 名分に伴う経費となっております。

続いて、58ページのほうをお願いいたします。

この58ページから次の59ページにわたります款 2 項 5 目 3 の参議院議員選挙費につきましては、平成28年度に予定されております選挙にかかわる経費となっておりますので、説明については省略をさせていただきます。

次に、60ページをお願いいたします。

60ページの款 2 項 6 統計調査費、目 1 の統計調査総務費265万円の減、平成27年度に実施されました国勢調査の費用がなくなったために減額です。なお、28年度中に予定されています統計調査は、学校基本調査、工業統計調査、経済センサス、それから商業統計調査となっております。

説明については省略をさせていただいて、次に款 2 項 7 目 1 監査委員費につきましては、監査委員さん 2 名分の活動経費が昨年と同額で計上いたしました。

続いて、ページが飛びますが、121ページになります。

121ページの下段のほうに、款8項1 消防費があるかと思います。

まず、目1の常備消防費474万1,000円の増、これは上田広域消防への負担金の内容となります。

続いて、目2の非常備消防費590万円の増、内容につきましては、機能別消防団員が加わりました消防団員全体に係る活動経費が主な内容となっております。

まず、節1の報酬、消防団員手当は、基本消防団員と消防団協力団員、合計250名に係る手当となっております。

続いて、節8の報償費の退職団員報償費は24名分を見込んでおります。

続いて、122ページになります。

節11の需要費の消耗品の中で、機能別消防団に対しましてヘルメット・長靴・安全ベルト・それから誘導棒等を見込んだ経費を盛り込んでいます。

次のページになりますが、節19の負担金補助及び交付金の中の負担金、損害補償掛け金並びに退職報償掛け金、これは団員250名分のもの、それから補助金の中の地域消費券購入補助金は、金額については前年と同額で見込みました。

款8項1目3の消防施設費1,384万4,000円の増となっております。まず、内容につきましては、地区並びに消防団からの要望に対しまして、施設等全般にわたり計上をしてあります。

124ページをごらんいただきたいと思います。

まず、節15の工事請負費、その中で消防庫設置工事、当郷消防庫に係るもので、消火栓については新規で1カ所を見込んでおります。

それから、節18の備品購入費は、消防用のホース、それから消火栓の格納庫6カ所分、それから小型ポンプ1台分を見込んでいます。

節19の負担金及び交付金では、次のページになりますが、衛星系防災行政無線の設備更新工事の負担金が新規となっております。

続いてページが飛びますが、157ページをお願いいたします。

公債費の関係になります。款11項1 公債費、目1 元金1,126万8,000円の減、主な理由は、幾つかの起債が償還の終了に伴っての減額となっております。

目2の利子330万2,000円の減となっております。

続いて、款2項1目1の予備費につきましては、前年と同額になります。

続いて、次のページの158ページになります。

給与費明細書になります。まず、1の特別職につきましては、比較の欄で数が20人の減、その他の欄については記載のとおりでございます。

次の159ページになりますが、2の一般職の（1）の総括表について。比較の欄で職員数が4名の減、次に（2）の給料及び職員手当の増減額の明細から、最後になりますが166ページにかけましては記載のとおりとなっておりますので、説明につきましては省略をさせていただきますと思います。

以上、議案第18号 平成28年度一般会計予算について、歳入全般と、それから歳出の総務企画課関係について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林和雄君） 説明の途中ですが、1時まで昼食のため休憩といたします。

1時から、小宮山税務会計課長から説明をお願いします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（小林和雄君） 休憩前に引き続き議会を再開いたします。

続けて、小宮山税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） それでは、税務会計課関係の一般会計の歳出について御説明申し上げます。

38ページをお願いいたします。

款2 総務費、項1 総務管理費、目4 会計管理費1,352万1,000円は、前年比30万5,000円の増でございます。

節2 給料、節3 職員手当等、節4 共済費は職員2名分、あとは特段申し上げることはございません。

51ページをお願いいたします。

款2 総務費、項3 徴税費、目1 税務総務費2,058万8,000円は、前年比651万1,000円の増でございます。

52ページ、節2 給料、節3 職員手当等、節4 共済費は職員2名分で、前年度は1名分でしたので、大幅な増となっております。

節7賃金は、嘱託臨時2名分でございます。

53ページ、節11需要費ですが、印刷製本費がなくなっておりますので、15万5,000円の減でございます。

節19負担金補助及び交付金、長野県地方税滞納整理機構負担金のうち、処理件数割がなくなりましたので25万3,000円の減となっております。

54ページ、目2賦課徴収費2,621万8,000円は、前年比215万5,000円の増でございます。

節12役務費、004手数料、002情報提供手数料は、軽自動車車検情報提供サービス手数料3万7,823円を新たに計上しております。

節13委託料、001委託料、004軽自動車税は、税率改正によるグリーン化特例制度導入に係る処理委託料14万9,688円の増、015評価替えに伴う標準宅地鑑定評価委託料は、3年に一度行うもので、ことしがその年でございます。

55ページ、030e L T A X審査システムは、次期システム更新作業が終了しましたので、その分減となっております。

036申告相談システム帳票等変更対応は、マイナンバー制度に伴うもので、本年に限る人事的経費でございます。

新規事業といたしまして、037固定資産台帳等基礎資料整備業務は、27年度に行った航空写真撮影業務の成果に基づき、固定資産台帳等の整備を行うものでございます。

項3徴税費全体では4,680万6,000円で、前年比866万6,000円の増、22.7%の増となっております。

以上、税務会計課関係の歳出について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、お認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長（小林和雄君） 次に、花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、住民福祉課にかかわる歳出予算について御説明させていただきます。説明に当たりましては、新たに計上した箇所、変更となった箇所、重要な箇所などを中心に概略説明させていただきます。

55ページをごらんください。

款2総務費、項4戸籍住民基本台帳費では給料と、次のページ、職員手当等につきましては職員2名分でございます。

節13委託料、戸籍情報システム電算保守委託料につきまして、システムの保守、戸籍副本データ管理分として410万1,000円となっております。

次のページをお願いします。

節14使用料及び賃借料の戸籍総合システムハードリース料として413万3,000円を計上しております。

次に、61ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費では、節1報酬の480万3,000円については、民生委員17名と嘱託職員1名分を計上しております。給料、職員手当等につきましては、職員3名分でございます。

次のページをお願いします。

節8報償費、出産祝い金として385万円を計上しております。少子化対策の強化としまして、第1子から第4子までそれぞれ5万円をアップし、新規に第5子以上は35万円としました。

次のページをお願いします。

節19負担金補助及び交付金の005社会福祉協議会負担金694万2,000円は、102万円の増となっております。

節28繰出金では、国保特別会計繰出金2,221万円となっております。

次のページをお願いします。

目2障害者福祉費では、節12役務費の手数料の福祉医療費事務取扱手数料246万6,000円を見込んでおります。

節13委託料につきましては、昨年とほぼ同額となっております。

次のページをお願いします。

節20扶助費1億2,238万5,000円は、667万9,000円の増額です。

次のページをお願いします。

016の介護給付・訓練等給付費9,784万3,000円は、全体で709万7,000円の増となり、内訳では、訪問系サービス2,003万6,000円、日中活動5,054万8,000円が主なものです。

目3老人福祉費では、節8報償費45万5,000円は、高齢者祝い金として60名分を見込んでおります。

次の67ページをお願いします。

節11需要費、燃料費は、くつろぎの湯の灯油代を見込んでおります。

節13委託料、002くつろぎの湯管理委託料854万3,000円は、1,011万4,000円の減となっておりますが、燃料費を老人福祉費需要費で計上したことにより減額となっております。003

老人センター管理委託料735万円は、37万5,000円の増となり、人件費の増によるものです。007高齢者生活福祉センター生活援助員設置事業700万円、高齢者生活福祉センター運営委託料140万7,000円は、昨年と同額となっております。

次のページをお願いいたします。

022日常生活圏域高齢者ニーズ調査委託料につきましては、平成30年からの介護保険事業計画、高齢者福祉計画策定のためのニーズ調査となっております。

節19負担金補助及び交付金では、010長野県後期高齢者医療広域連合負担金6,785万2,000円は、14万6,000円の減となっております。

節20扶助費の老人保護措置費は、養護老人ホームへの負担金が主なものです。

節28繰出金では、002介護保険特別会計繰出金9,259万1,000円は、237万8,000円の減となり、003後期高齢者医療特別会計1,737万円は、108万8,000円の増額となっております。

目4地域包括支援センター費では、節1報酬、嘱託職員1名分、節2給料、職員手当等では、事務職1名と保健師新規1名分を見込んでおります。

次のページをお願いします。

節13委託料、介護予防サービス計画委託料241万2,000円は、実績等により30万1,000円の増となっております。

次のページをお願いします。

目5国民年金費、目6人権対策費については特に申し上げることはございません。

目7臨時福祉給付金支給事業費では、2,736万2,000円を計上いたしました。これは、所得の少ない高齢者等を対象に、年金生活者等支援臨時福祉給付金を実施するものです。

次のページをお願いします。

目8地域少子化対策強化事業費につきましては、今年度も少子化対策に対応するため、結婚・妊娠・出産・子育て、一貫した切れ目のない支援を推進するものです。

節8報償費では、研修会等の講師謝礼として10万円、青木村子育てサポータークラブ会議に伴う委員謝礼として24名分を見込んでおります。

次のページをお願いします。

項2授産所費、目1一般管理費では、給料、職員手当等につきましては職員2名分を計上いたしました。

節7賃金は、臨時雇用2名を見ております。

次の74ページをお願いします。

節18備品購入費 3 万3,000円は、ファンヒーター 1 台を計上しております。

次のページをお願いします。

目 3 事業費、節 7 賃金450万円は、加工工賃30万円の減となっております。

次の76ページをごらんください。

項 3 児童福祉費、目 2 児童措置費では、乳幼児児童医療給付費913万円が 6 万8,000円の減、児童手当につきましては96万円の減となっております。

飛びまして、83ページをごらんください。

項 4 生活保護費、項 5 災害救助費につきましては特に申し上げることはございません。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費につきましては、節 1 報酬、003保健補導員は42名分となっております。給料、職員手当等につきましては職員 3 名分でございます。そのうち、新規に保健師 1 名分を増員しております。

次のページをごらんください。

節 7 賃金、002健診等雇い人料248万2,000円のうち、保健師育休代替として135万円を見込んでおります。

節12役務費まではほぼ例年どおりでございます。

次のページをお願いします。

節13委託料1,376万1,000円は、実績等により46万円の増となっております。

87ページをお願いします。

節19負担金補助及び交付金、負担金の002病院群輪番制運営負担金115万円、016未熟児療育医療給付費負担金83万6,000円、補助金、005不妊症治療費給付金60万円、009診療所夜間・休日診療補助106万円が主なものとなっております。

次のページをお願いします。

010不育症治療費給付金30万円につきましては、新規に計上させていただきました。少子化対策の強化を推進するために、不育症治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を目的としております。

目 2 予防費につきましては、節11需要費の医薬材料費678万5,000円は35万2,000円の減となり、節13委託料の004予防接種委託料470万円は65万1,000円の減額となっております。いずれも実績等によるものでございます。

次のページをお願いします。

目 3 環境衛生費、節12役務費、資源物収集運搬費194万4,000円は昨年と同額となっております。

ります。

節13委託料、008合併処理浄化槽保守点検業務委託料165万円は、110基分を見込んでおります。

次のページをお願いします。

節19負担金補助及び交付金、002生ごみ処理槽補助金20万円は20基分を、003生ごみ処理機設置補助金50万円は10基分を見込んでおります。

次のページをお願いします。

項2清掃費、目1塵芥処理費につきましては、節12役務費、燃やせないごみ収集運搬費436万8,000円は60万円の減額とし、節13委託料、燃やせないごみ処理業務委託料1,183万3,000円は79万8,000円の減額となっております。

節18備品購入費では、ごみステーション2基分を予定しております。

節19負担金補助及び交付金、001クリーンセンター負担金が964万3,000円、3万6,000円の増となり、減温用熱交換器、トラックスケールシステムの修繕が主なものとなっております。ごみ処理広域化推進費負担金216万2,000円は39万7,000円の減額となっております。

目2し尿処理費につきましては、清浄園の負担金549万6,000円で56万5,000円の増額となっております。

003し尿前処理施設経費負担金につきましては、清浄園の廃止予定を受け、長和町、青木村共同のし尿処理施設を建設する経費となっております。平成28年度からの2カ年計画で、総事業費5億500万円、青木村負担分は、投入割合29.9%の1億5,100万円を見込んでおります。平成28年度分につきましては、建設計画の25%を実施する予定で、経費では2,650万円を計上いたしました。

次のページをお願いいたします。

項3上水道費、目1上水道施設費につきましては、簡易水道特別会計への繰出金3,560万8,000円で、1,322万4,000円の増、簡易水道事業経営戦略の策定費等によるものです。簡易水道建設特別会計は43万6,000円、30万1,000円の増額となりました。

以上、住民福祉課関係の予算でございますが、御審議をいただき、お認めいただきますようお願いいたします。説明を終わらせていただきます。

○議長（小林和雄君） 次に、多田保育園長。

○保育園長（多田治由君） それでは、保育所関係の歳出について御説明申し上げます。

77ページをお願いいたします。

款 3 民生費、項 3 児童福祉費、目 4 保育所費です。総額で前年比で685万8,000円の増となり、1 億1,363万7,000円をお願いしてございます。

節 1 の報酬につきましては、嘱託の保育士は 1 名減の 2 名、給食の調理員 2 名の報酬、それと嘱託医師 2 名の報酬になってございます。

節 2 の給料から、次のページの共済費までにつきましては一般職の職員 9 名分を計上したものであります。

節 7 の賃金につきましては2,596万8,000円を見込んでおりますが、臨時の保育士、それから早朝・延長の保育士、そして臨時の給食調理員の賃金でございまして、嘱託職員の減の分の増員、それから加配保育士の確保等含めまして676万円の追加をさせていただいております。

79ページになりますが、節 8 の報償費ですけれども、12万円は、園で開催します講演会の講師の謝礼、それから人形劇等の村の負担分を見込んでおります。

節11の需要費でございしますが、保育材料費、それから燃料、光熱水費等でありますが、賄い材料費につきましては園児と職員指導分等含めまして136名分、960万8,000円を見込んでいます。

節12の役務費ですが、事務用の電話、それから情報端末等の使用料18万6,000円と、給食室の雑排槽のくみ取りの手数料 7 万1,280円が主なものです。

80ページになりますが、委託料ですけれども、給食に係る食品の検査、それから給食調理員、それから未満児保育の担当の検便の費用等24万円、それから電算の保育料システムの委託料、通常分が36万3,000円と、制度改正に伴いますシステムの改修分16万2,000円が主なものです。

節14の使用料及び賃借料ですが、複写機の使用料14万3,000円、それから下水道の使用料61万円が主なものです。

15の工事請負費でございしますが、本年度、給食用のコンベクションオーブンの入れかえの費用178万2,000円が主なものです。

備品購入の28万5,000円につきましては、指導用のオルガン 2 台と室内用のミニトランポリンの購入を予定してございます。

19の負担金補助及び交付金につきましては、通園バスの補助、26名分の42万4,080円が主なものになってございます。

以上、保育所関係の歳出について御説明を申し上げます。よろしく御審議いただき、お

認めいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（小林和雄君） 次に、片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） それでは、建設産業課関係の歳出について御説明を申し上げます。

92ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費につきましては、本年度486万4,000円とするものでございまして、農業委員の報酬及び農地の利用集積を進めていくための事務賃金が主なものでございます。

目2農業総務被につきましては1,334万円で、前年度に比較して471万2,000円の減額となっておりますが、こちらにつきましては、昨年度地域農業マネージャーの報酬を当初こちらで計上しておりましたが、今年度は当初から地方創生の予算のほうに計上してございまして、このことが減額の主な要因となっております。その他につきましては、例年同様職員2名分の給与費と公用車の燃料費が主なものでございます。

95ページへまいりまして、目3農業振興費は、本年度5,477万7,000円でございます、前年度に対し296万5,000円の増となっております。

賃金は、農政に関する事務全般を行う臨時職員1名分の賃金が主なものでございます。

96ページ、13委託料は、有害鳥獣駆除を行うための委託料424万円と、農家支援のための農業支援センターへの委託料191万5,000円、ほぼ前年並みの予算でございます。

節19負担金補助及び交付金ですが、農業生産振興を促進するため、前年度に引き続き各農業生産者団体等への補助金を計上しておりますが、97ページ、046水田営農推進機械施設等導入補助金としまして、担い手へのトラクター、汎用コンバイン等の購入補助2件分を新たに計上してございます。

98ページ、交付金では、細節001中山間地域等直接支払事業交付金で1,393万7,000円と、004多面的機能支払交付金1,172万3,000円を継続して予算化して、地域の農地と農村環境の保全を推進してまいります。

前後いたしました、002では有害鳥獣侵入防止柵のさらなる延伸を図るため、有害鳥獣駆除対策協議会への交付金806万円を計上いたしました。

005青年就農給付金300万円は、継続1名分と、新たに農業を始める担い手1名に対して、計2名分支援を行うものでございます。

目4畜産業費でございますが、234万7,000円とするもので、前年対比200万1,000円の減

となっておりますが、こちらは畜産農家の経営を支援していくための繁殖牛の購入費、また乳用育成牛の購入費で、前年度はそれぞれ2頭分の予算を計上しておりましたけれども、今年度はそれぞれ1頭分ということで、その分減額となっております。その他につきましてはほぼ例年どおりとなっております。

99ページへまいりまして、目5農地費は585万1,000円とするもので、節13委託料では、水路改修に伴う調査設計委託料57万7,000円、節15工事請負費は、循環型社会形成事業による水路改修2路線、420万円を計上いたしました。また、村単土地改良補助金としまして82万円を計上いたしまして、農業用水路頭首工整備や水田暗渠排水工事への支援を図ってまいります。

100ページ、目6生産調整推進対策費でございますが、149万8,000円で、前年度同様に直接支払推進事業を円滑に進めるための事務賃金37万7,000円と農業再生協議会の事務費用としまして、負担金69万円を計上してございます。

目7山村振興費につきましては特に申し上げることがございません。

目8国土調査費は1,549万4,000円で、職員1名分の給与費と、継続して中村地区の調査を進めるための委託費が主なものとなっております。

102ページ、お願いいたします。

目9高機能拠点施設費でございますが、こちらは道の駅あおきの高機能拠点化を図るための事業費としまして、設計委託料3,500万円を計上してございます。しかしながら、本予算の調整後に、国の27年度の補正予算で、直売所部分の建設事業費が採択となりましたので、直売所の部分につきましては、設計費につきましてはそちらで対応させていただくことになりました。したがって、こちらの予算につきましては、後の議会において補正をさせていただくことになるかと存じます。

103ページの項2林業費、目1林業総務費は78万円とするものでございまして、長野県緑の基金負担金負担金21万7,000円、104ページのほうへまいりまして、信州上小森林組合助成事業補助金39万円は、林業機械の購入に対し補助をするものでございます。

目2林業振興費は6,189万2,000円とするもので、本年度も松くい虫から大切な松林を守るために、節13委託料4,031万4,000円と増額をして、薬剤防除、伐倒駆除、衛生伐、樹幹注入などを中心に実施してまいります。その他、森林造成委託料では村有林の下刈り、枝打ちなどを行ってまいります。

節15工事請負費の間伐材施設設置事業では、沓掛温泉遊歩道のあずまの整備を行う予定

となっております。

また、106ページ、節19負担金補助及び交付金では、地域の里山を中心に間伐を推進するための森林造成事業補助金998万5,000円、樹種転換事業補助金375万8,000円の事業を行うほか、森林整備活動支援交付金として民有林の団地化を進め、経営計画や施業の集約を促進する交付金40万円を計上してございます。

続きまして、款6商工費、項1商工費、目1商工総務費につきましては757万7,000円とするものでございまして、職員1名分の給与費が主なもので、ほかは特に申し上げることはございません。

107ページ、目2商工振興費は3,285万5,000円とするもので、前年度と同様、商工会の運営や後継者育成のための活動補助金、地域消費券発行事業への補助金の増、こちらは加盟店の負担割合を2%から1%に引き下げまして、その分を含め村が負担することとしております。

加えて108ページ、014受注拡大事業への補助金など合せて1,478万2,000円を計上させていただきます。

また、109ページ、貸付金も前年同様、融資の円滑化を図るために、金融機関に対し預託金貸付金1,800万円を計上してございます。

目3観光費は1,596万8,000円とするものでございまして、観光に関する臨時職員の賃金250万円を計上したほか、節11需要費の印刷製本費では、観光パンフレットのリニューアルを予定してございます。

110ページ、節12役務費、003広告料といたしまして、広告宣伝料80万円を計上してございます。

112ページ、補助金として、道の駅、ふるさと公園などを中心に開催されるイベント補助金ということで170万円、観光事業推進協議会補助金として50万円を計上してございます。

目4観光センター運営事業費につきましては534万円とするもので、ふるさと体験館、観光センターの指定管理委託料として480万円を主なものでございます。

目5昆虫資料館費ですが、28年度より村で管理運営を行っていくということで、人件費を含め管理運営に係る経費、総額724万8,000円を新たに計上するものでございます。

114ページ、款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費は2億1,883万8,000円とするもので、803万1,000円の増となっておりますが、これは昨年、当初職員の人件費を1名分の計上をしてございましたが、今年度は2名分を計上してございますので、これが増の要因

でございます。

115ページ、節7賃金では、土木技師1名分の臨時雇い人料を計上してございます。

116ページ、節13委託料は、道路台帳補正に162万円。

117ページへ行きますと、28繰出金1億9,714万円は、下水道特別会計への繰出金でございます。

目2道の駅管理費は228万6,000円とするもので、道の駅管理委託料は前年同様の200万円、昨年度道の駅あおき関連工事としまして、西側駐車場を造成整備するための工事費を計上してございましたが、本年度その分が減となっております。

目3公園管理費ですが、490万2,000円を計上いたしました。内容につきましては、ふるさと公園あおきの施設管理委託料が主なものでございます。

項2道路橋梁費、目1道路維持費につきましては6,196万1,000円とするもので、前年対比1,205万7,000円の増となっております。

節11需要費の修繕料1,110万円は、村内12地区におけます道路、水路等の修繕や舗装修繕を行うものでございます。

118ページ、節13委託料でございますが、村道除雪作業委託料が540万円、節15工事請負費として2,250万円は、村内の道路補修工事に係るものでございます。およそ14カ所を予定してございます。

節16原材料費369万1,000円は、各区が主体的に取り組む材料支給事業に係るものでございます。

節18備品購入費では、辺地地区に除雪機を3台配備するために180万円、別荘地に大型の除雪機を1台配備するために1,188万円を計上してございます。いずれも辺地対策事業債で実施をいたします。

節19負担金補助及び交付金では、各区が導入を希望しております除雪機への補助金として、7台分の294万円を計上いたしました。

目2道路新設改良費は2,619万6,000円とするもので、大きく5,165万8,000円の減となっておりますが、5年間の旧まちづくり交付金事業が平成27年度で終了いたしまして、大規模な道路改良工事の計画が一区切りとなったことが主な要因でございます。ここでは職員1名分の給与費と、119ページ、節13委託料、節15工事請負費につきましては、辺地対策事業による青木の森30号線の工事にかかわる予算を計上いたしました。

120ページへまいりまして、目3橋梁維持費につきましては3,777万8,000円とするもので、

前年比2,090万3,000円の増となっております。これは、橋梁の法定点検、長寿命化計画策定にかかわる業務委託で、村内全橋について法に従って点検を行う事業費3,240万円が増となったものでございます。加えて、橋梁長寿命化に伴う橋梁修繕工事に係る調査設計委託料並びに工事請負費で、28年度は入田沢の荒井坂橋の修繕を予定してございます。

項3住宅費、目1住宅管理費は409万5,000円とするもので、村営住宅の維持修繕に係る経費を例年同様に計上してございます。

121ページ、目2住宅建設費につきましては200万円とするもので、今年度、住宅の新規着工の予定はございません。リフォーム補助金として1戸当たり20万円、10戸分を計上させていただきました。

ページが飛びまして154ページから156ページにかけてでございますが、こちらにつきましては災害復旧に係る予算を計上させていただきましたけれども、全て頭出しの予算となっておりますので、説明のほうは割愛させていただきます。

以上、建設産業課関係の予算につきまして概要を御説明申し上げました。よろしく御審議いただき、お認めをいただけますようお願い申し上げます。

○議長（小林和雄君） 次に、沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） それでは、平成28年度の教育委員会関係の歳出予算について御説明を申し上げます。

説明につきましては、前年度と変更になった点や重要な項目を主に説明させていただきます。

81ページをお開きください。

款3民生費、項3児童福祉費、目5児童福祉施設費は児童センター関係の予算でございますが、3万3,000円の減であります。

次のページの節18備品購入費では、業務用の掃除機を2台購入する予定でございます。

飛びまして、125ページをお願いいたします。

款9教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費でございますが、1万5,000円の減でございます。

節1報酬の教育委員につきましては4名でございます。そのうち1名が教育長職務代理としております。

次のページの目2事務局費でございますが、73万4,000円の減となっております。

節1の報酬は乳幼児健診や保育園、小学校・中学校の巡回相談を行っているカウンセラー

の嘱託職員分でございます。

127ページ、節7の賃金は、小・中学校の先生方の専門性の向上を図るために、高い技量を持っている先生をスーパーバイザーとして臨時で雇用したものでございます。来年度は、日本的にも有名な臨床心理士をお願いすることができました。

129ページ、目3教育指導費でございますが、549万8,000円の増でございます。その主な要因は、節13の委託料の増によるものでございます。これは、新たにAETを配置し、先ほど村長さんが御挨拶でお話しになったように、保育園、小学校、中学校、児童センターで英語を使って遊んだり、授業に積極的に参加してもらったりして、ネイティブな英語に接してもらうことを狙っています。これにより、英語教育の充実を図ろうとする狙いでございます。

次に、131ページ、節20の扶助費であります。準要保護就学援助費は小学校20名分、中学校は8名分を見込んでございます。特別支援学級分では、小学校で7名分、中学校で4名分を見込んでございます。

次に、132ページ、節28繰出金であります。来年度も今年度と同様に奨学資金として500万円を計上してございます。きのう、おとといの大学の合格発表を受けて、これから問い合わせがまいてくると考えております。

続きまして、項2小学校費、目1学校管理費でございますが、857万5,000円を増額いたしました。主な要因は、節1報酬の増であります。これは、新しい1年生、その児童数が35名のため、村費で1名の教員を配置しまして2学級でスタートし、丁寧な指導を行おうとする狙いであります。

135ページをお願いします。

節15工事請負費では、児童数の増に対応してタブレットパソコンの購入と、ICTのセキュリティ環境の整備を行います。

続きまして、項3中学校費、目1学校管理費でございますが、834万7,000円を増額してございます。主な理由は、学級が1学級減となります、来年度の1年生は1学級減になります。県費の職員の減に伴いまして、村費職員を手厚く配置したところでございます。

節1報酬の嘱託職員は、現在理科1名、それから英語担当1名と、数学の非常勤講師、美術担当がありますが、さらに加えて国語科の1名の職員を配置し、さらに特別支援の非常勤講師を1名配置していく予定でございます。これによりまして、今までと、これまでと同様の手厚い対応が可能になってまいります。

138ページ、節18備品購入費ですけれども、音楽室のピアノを新しく購入する予定でござ

います。

次に、139ページ、項4 社会教育費については例年どおりでございます。

次のページの目2 公民館費は21万8,000円の減でございます。

節1の報酬は公民館運営審議会委員が14名、分館主事は12名分でございます。

節8 報償費の003講師謝礼は成人講座、それからスキー教室等の講師の謝礼、はつらつネットワークのコーディネーター、寺子屋等の謝金でございます。

142ページ、014として大学生のグループの活動補助金として交通費の補助を例年どおり15万円計上してございます。

次に、同じく142ページ、目3 文化会館費は24万2,000円の減になっております。主な理由は、節11需要費の燃料費の減額によるものでございます。

節7の賃金ですが、205万6,000円を予定しております。来年度もみどりの日やこどもの日などの祝日に文化会館を開館いたしまして、その日直の賃金を計上してございます。これによりまして、文化会館の使用が可能になるだけではなくて、鍵の管理ができることから、各運動施設の開放も可能になりまして、手厚いサービスを行うことができます。

143ページの目4 文化財保護費は203万7,000円の減となっております。これは主には、本年度行った直刀等の修繕費が減額になっているためでございます。

145ページ、目5 青少年健全育成費は9万4,000円の増となっております。

節18備品購入費として、スポーツ少年団備品として剣道の防具やテニスラケット等を計上してございます。

次に146ページ、目6 美術館費は4万8,000円の増となっております。

ちょっと飛びますが、148ページの節15工事請負費として、美術館の2カ所のトイレの改修を予定しております。

148ページの目7の図書館費は、特に申し上げることはございません。

150ページ、目8 歴史文化資料館費でございますが、節7 賃金として歴史と民俗資料館の説明者の賃金を計上してございます。

151ページ、目9 民俗資料館費ですが、ここも特に申し上げることはございません。

151ページ、項5 保健体育費、目1 保健体育総務費の節1の報酬はスポーツ推進委員10名分でございます。

152ページ、目2 体育施設費でございますが、節19の負担金補助及び交付金のマレットゴルフ場整備補助金は、村松、入奈良本、夫神のマレットゴルフ場の整備に伴う補助金でござ

います。

以上、一般会計の教育委員会関係の歳出予算の説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

◎議案第19号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 引き続きまして、日程第21、議案第19号 平成28年度青木村国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、よろしくお願いします。

議案第19号 平成28年度青木村国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。
167ページをお願いします。

平成28年度青木村国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億4,324万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

175ページをごらんください。

2 歳入

款1 国民健康保険税につきましては、目1 一般被保険者国民健康保険税並びに目2 退職被保険者等国民健康保険税については、実績が確定している平成26年度の実数を参考に試算し、実績見込みで算出いたしました。438万円の増額となっております。

次のページをごらんください。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 療養給付費負担金ですが、001療養給付費負担金分6,500万円が保険給付に要する費用について助成するもので、平成26年度の給付見込み額をもとに算出いたしました。

次のページをお願いします。

項2 国庫補助金、目1 財政調整交付金2,468万円ですが、市町村国保の財政力の不均衡を

調整するため、県の積算シートにより試算しました。

款 4 県支出金、項 2 県補助金、目 1 財政調整交付金2,742万3,000円ですが、同様に県の積算シートにて試算しました。

次のページをごらんください。

款 5 療養給付費交付金、目 1 療養給付費交付金、現年度分3,400万円ですが、県の積算シートにより試算いたしました。

款 6 前期高齢者交付金ですが、こちらも積算シートにて試算し、医療費の減額に伴い減額となりました。

款 7 共同事業交付金ですが、国保連合会の算定により、001高額療養費1,109万円は、961万円の減額、保険財政共同安定化事業交付金 1 億757万円は、407万円の増額となりました。

次のページをお願いします。

款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金では昨年と同額となり、節 1 保険基盤安定繰入金1,720万円につきましては保険料軽減分を、節 2 財政安定化支援事業繰入金430万円につきましては保険基盤安定分として繰り入れるものです。

また、節 3 出産育児一時金繰入金56万円につきましては、2 名分を見込んでおります。

項 2 基金繰入金では4,000万円とし、3,000万円の増額となりました。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

181ページをごらんください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費では、節13委託料、002電算委託料150万3,000円は23万円の減額です。

項 2 徴税費、節13委託料、電算委託料208万6,000円は、1 万4,000円の減額となっております。

次のページをごらんください。

款 2 保険給付費、項 1 療養諸費につきましては、目 1 一般被保険者療養給付費 3 億3,347万2,000円は、県積算シートの算定により847万2,000円の増額となっております。

次のページをお願いします。

項 2 高額療養費につきましては、一般被保険者高額療養費は同額を見込んでおります。

次のページをお願いします。

項 3 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金は 2 件分を見込みました。

次のページをお願いします。

項4相殺諸費、目1相殺費では、実績見込みより10件を見込んでおります。

次のページの款3後期高齢者支援金等につきましては、後期高齢者負担の医療費の一部を各医療保険者が分担して拠出するもので、減額となりました。

次のページをお願いします。

款6介護給付金については、40歳から64歳までが支払う介護保険料を支払基金へ納付するもので減額となりました。

次のページをお願いします。

款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目3保険財政共同安定化事業拠出金1億892万5,000円は、国保連の試算より542万5,000円の増額となりました。

次のページをお願いします。

款8保健事業費、項1保健事業費、目1保健衛生普及費につきましては、節19負担金補助及び交付金、人間ドック検診補助金は日帰り・一泊等の100名分を見込んでおります。

項2特定健康診査当事業費では、節13委託料、健診委託料では実績等を見込み402万円を計上いたしました。

191ページの給与費明細書につきましては、一般会計に準じて作成してありますので、省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしく御審議の上、お認めいただきますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

◎議案第20号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 日程第22、議案第20号 平成28年度青木村簡易水道特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、議案第20号 平成28年度青木村簡易水道特別会計予算について御説明申し上げます。

193ページをお願いします。

平成28年度青木村簡易水道特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億2,559万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

199ページをごらんください。

2 歳入

款1分担金及び交付金につきましては、節1新設分担金1件分を計上しました。

款2使用料及び手数料については、節1現年度分水道料の調定見込み額を8,721万8,700円とし、節水の普及等を勘案し、8,495万1,000円としました。

次のページをごらんください。

款3繰入金、項1一般会計繰入金は1,322万4,000円の増、項2基金繰入金は35万2,000円の増となります。

202ページをお願いします。

3 歳出

款1運営管理費、項1総務費、目1一般管理費では給料、職員手当等、共済費については職員1名分です。

次のページをお願いします。

節7賃金124万2,000円は、臨時職員1名分です。

次のページの節13委託料、002電算システム委託料87万4,000円については、下水道予算と折半となっております。

次のページをごらんください。

款1運営管理費、項2施設管理費、目1維持管理費では、節11需要費、006修繕料533万6,000円は、本管配水池等の修繕を見込んでおります。

節13委託料につきましては、001水質検査委託料ですが、検査件数の増により27万2,000円の増額となっております。011配水池清掃業務委託料ですが、2カ所を予定しております。

次のページをお願いします。

012経営戦略策定業務委託料432万円につきましては、簡易水道事業として将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画を策定するものです。

節15工事請負費につきましては、滝川浄水場役員室改修工事291万6,000円、水源着水性改修工事216万円を計画しております。

次のページをごらんください。

款2公債費については元利均等償還となっております。

208ページ以降の給与費明細書につきましては、一般会計に準じておりますので省略をさせていただきます。

215ページをごらんください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきましては、区分1簡易水道債、前々年度末現在高9億4,640万5,000円、前年度末現在高見込み額10億700万円、当該年度中起債見込み額1億8,620万円、当該年度中元金償還見込み額5,294万9,000円、当該年度末現在高見込み額11億4,025万1,000円、区分2、辺地対策事業債につきまして、前年度末現在高見込み額650万円、当該年度中起債見込み額1,070万円、当該年度末現在高見込み額1,720万円、計としまして前年度末現在高9億4,640万5,000円、前年度末現在高見込み額10億1,350万円、当該年度中起債見込み額1億9,690万円、当該年度中元利償還見込み額5,294万9,000円、当該年度末現在高見込み額11億5,745万1,000円となります。

以上、よろしく御審議の上、お認めいただきますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

◎議案第21号の上程、説明

○議長（小林和雄君）　続きまして、日程第23、議案第21号　平成28年度青木村簡易水道建設特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君）　議案第21号　平成28年度青木村簡易水道建設特別会計予算について御説明申し上げます。

217ページをお願いします。

平成28年度青木村簡易水道建設特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億8,019万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条の第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成28年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

220ページをごらんください。

第2表 地方債、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で説明させていただきます。

簡易水道債1億8,620万円、起債の方法、証券発行または証書借入れ、利率3%以内、償還の方法、融資先の条件による。辺地対策事業債、1,070万円、起債の方法、同じく、利率、同じく、償還の方法、同じく。

223ページをごらんください。

2 歳入

款1 国庫支出金、項1 国庫補助金、目1 簡易水道費国庫補助金7,335万円、節1 簡易水道補助金につきまして、補助対象経費の3分の1補助となっております。

款2 繰入金、項1 一般会計繰入金については43万6,000円です。

款3 村債、節1 簡易水道事業債が1億8,620万円、節2 辺地対策事業債が1,070万円となっております。

次のページをお願いします。

款6 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金として651万1,000円を見込んでおります。

款7 諸収入、項1 雑入、消費税還付金として300万円を見込んでおります。

次のページをお願いします。

3 歳出

款1 建設事業、目1 簡易水道建設事業費2億8,019万7,000円は、1億3,059万9,000円の増額となっております。

節11旅費は3万3,000円、節12役務費1,000円、節13委託料、国庫補助設計管理、施工管理委託料として966万円、004水道管理図作成委託料は統合整備事業に伴う水道台帳整備費用200万円となっております。

節15工事請負費、001国庫補助事業工事請負費2億6,194万円は、新市之沢浄水場の機械、電気、計装設備などの建設を予定しています。主なものでは、浄水棟での急速濾過機2基、薬品注入設備の設置、配水池、ポンプ室機械設備として、逆栓ポンプ2台、送水ポンプ2台、加圧給水ポンプ1台、また電気設備の関係では、動力制御盤、計装盤の設置と、クラウド型遠方監視システムの設置、また浄水処理水質計測機等の設置工事を予定しております。

003村単工事請負費につきまして641万円ですが、滝川浄水場の水質管理等をインターネットによるタブレット端末により監視していくシステムでございます。現在役場にある集中監視システムでの管理ですが、非常時における移動時でもタブレットを使用し、効率的な施設管理を構築するものです。

以上、よろしく御審議の上、お認めいただけますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

◎議案第22号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続いて、日程第24、議案第22号 平成28年度青木村別荘事業特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○総務企画課長（井古田嘉雄君） それでは、議案第22号について御説明申し上げます。

227ページのほうをごらんいただきたいと思います。

平成28年度青木村別荘事業特別会計予算

平成28年度青木村別荘事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,831万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

予算総額1,831万4,000円は、前年と比べて13万4,000円の増、率で0.7%の増となっております。

それでは、233ページをお願いいたします。

2 歳入について御説明申し上げます。

款2項1目1繰越金は15万5,000円の減で、前年度繰越金です。

款3項1目1別荘管理収入は28万9,000円の増、現年度分の管理費の内訳になりますが、土地のみの区画が124件、単価2万5,200円。続いて建築後の区画が206件、単価5万400円でそれぞれ見込みをいたしました。あわせて別の下草刈り料も見込んでございます。

次に、235ページをお願いいたします。

3 歳出になります。御説明申し上げます。

款1事業費、項1目1別荘事業費は13万4,000円の増、節1報酬から節4の共済費まで、嘱託職員と臨時職員、それぞれ1名分にかかわる人件費となっております。

節7の賃金につきましては、管理事務所の臨時職員1人分と、草刈り等作業員5名分を見込んでいます。

節11の需要費につきましては、管理事務所並びに管理に係りますトラクター、草刈り機等に係る経費を計上いたしました。

節13の委託料は、除雪委託料として、昼と夜の単価を別にいたしまして、それぞれ18時間を見込んで計上をしています。また、村単工事測量設計委託料は28年度に予定しております工事箇所2カ所分の委託料です。

節15工事請負費につきましては、道路改修工事2カ所を予定しております。

節16の原材料費は、鹿等の予防柵500メートル分を見込んでおります。

次のページをお願いいたします。

節18備品購入費の施設管理基金につきましては、草刈り機、ブロワー、プリンター並びに別荘掲示板の購入を予定しております。

それから節19の負担金補助及び交付金は前年同額です。

節27の公課費につきましては、車検車両が2台あるための増額。

節28の繰出金は前年同額です。

次に、238ページになりますが、給与費明細書になります。内容につきましては、一般会計に準じて作成をしてありますので、説明は省略をさせていただきます。

以上のとおり、議案第22号について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議案第23号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続いて、日程第25、議案第23号 平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは、よろしくお願いします。

議案第23号 平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

239ページをお願いします。

平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億8,102万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年 3 月 8 日提出、青木村長、北村政夫。

242ページをごらんください。

第2表 債務負担行為

次項、青木村浄化センター長寿命化計画に係る機械設備、電気設備更新事業、期間、平成28年度より平成29年度まで、限度額5,350万円となっております。

245ページをごらんください。

2 歳入

款1分担金及び負担金、項1分担金、目1下水道費分担金、節1受益者分担金として13件分を計上しました。

款2使用料及び手数料については、節1現年度分の調定込み額を6,488万6,340円とし、試算して計上しました。

次のページをごらんください。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1上水道国庫補助金では、社会資本整備総合交付金として500万円、浄化センター機械・電気設備更新事業に伴うものです。

款4繰入金、項1一般会計繰入金につきまして、1億9,710万円となっております。

次のページをお願いします。

項2基金繰入金、目1基金繰入金500万円につきましては、特定環境保全公共下水道事業基金を活用し、浄化センターの設備更新事業に充当するものです。

款5繰越金、項1繰越金につきましては、昨年と同額を見込みました。

次のページをお願いします。

3 歳出

款1下水道費、項1公共下水道建設費、目1公共下水道建設費、節19負担金補助及び交付金277万2,000円では、宅内工事村負担金が9件、水洗化改造資金利子補給金2件、下水道区域外補助金4件を見込んでおります。

項2公共下水道管理費、給料、職員手当等については職員1名分です。

次のページをお願いします。

節7賃金110万4,000円は、臨時職員1名分です。

次のページをお願いします。

005光熱水費628万1,000円は、25万9,000円の減、006修繕料262万5,000円は、バッキ装置オーバーホールが主なものです。

節13委託料では、001処理場維持管理委託料993万6,000円は昨年と同額となっております。
次のページをお願いします。

024浄化センター機械設備・電気設備更新業務委託料1,000万円を計上しております。これは、長寿命化計画により2カ年の施行予定です。内容は、電気設備として制御装置、自動記録装置、非常通報装置等を更新し、機械設備では揚水用のストレイナーの更新を計画しております。

次のページをお願いします。

款2公債費については、元利均等により償還額は昨年と同額で、平成44年まで償還が継続します。

254ページ以降の給与費明細書につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので省略をさせていただきます。

261ページをごらんください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書については、区分1、下水道事業債、前々年度末現在高22億473万5,000円、前年度末現在高見込み額20億4,119万4,000円、当該年度中元金償還見込み額1億6,820万3,000円、当該年度末現在高見込み額18億7,299万1,000円となっております。

以上、よろしく御審議の上、お認めいただきますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

◎議案第24号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 日程第26、議案第24号 平成28年度青木村介護保険特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それではよろしくお願いします。

議案第24号 平成28年度青木村介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

263ページをお願いします。

平成28年度青木村介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 5 億 8,076 万 5,000 円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 28 年 3 月 8 日提出、青木村長、北村政夫。

271 ページをごらんください。

2 歳入

款 1 保険料、項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料については、節 1 現年度分特別徴収保険料 1 億 515 万 1,000 円は、第 6 期介護保険料、月額 5,700 円を基準額とし算定しまして、1 万 4,000 円の減額となっております。

節 2 現年度分普通徴収保険料 1,037 万 9,000 円は、245 万 9,000 円の増額となりました。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金については、節 1 現年度分 9,404 万 1,000 円は、保険給付費の実績等により 32 万 7,000 円の増額となります。

次のページをお願いします。

項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金の現年度分 3,816 万 1,000 円は 2 万 2,000 円の増額となり、款 4 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金については、実績等と現年度分保険給付費の 28% 分の算定より 8 万 7,000 円の増額となりました。

次のページをお願いします。

款 5 県支出金、項 1 県負担金の現年度分 8,313 万 7,000 円につきましては、保険給付費の実績等に伴い 22 万 5,000 円の減額となりました。

次のページをお願いします。

款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金については、目 1 介護給付費繰入金が繰り入れ基準により保険給付費の 12.5% 相当により、3 万 9,000 円の増額となり、目 4 その他一般会計繰入金につきましては事務費、予防事業費等の繰り入れで 248 万 4,000 円の減額となりました。

277 ページをごらんください。

3 歳出

款 1 総務費、項 1 総務管理費については特に申し上げることはありません。

項 2 介護認定審査会費 1,063 万 2,000 円につきましては、77 万円の減額となっております。

次のページをお願いします。

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、目 1 居宅介護サービス給付費については、要介護 1 から 5 の在宅サービス費で実績見込みにより 390 万 3,000 円の増額となりました。

次のページをお願いします。

目 3 地域密着型介護サービス給付費は、認知症型グループホームの施設費となっております。

目 5 施設介護サービス給付費は、老人福祉施設、老人保健施設等への給付費が実績等見込みにより474万8,000円の減額となっております。

281ページをごらんください。

目 8 居宅介護住宅改修費は、実績等により減額となりました。

次のページをお願いします。

目 9 居宅介護サービス計画給付費は、実績等により221万8,000円の増額としました。

項 2 介護予防サービス等諸費、目 1 介護予防サービス給付費から285ページの目 8 特例介護予防サービス計画給付費までは、要支援 1, 2 の費用となりますが、実績等により予算計上しました。

286ページをごらんください。

項 4 高額介護サービス等費、目 1 高額介護サービス費については、介護保険利用者の負担上限額を超えた場合に所得に応じて給付されるサービスとなっております。

次のページをお願いします。

項 5 特定入所者介護サービス等費、目 1 特定入所者介護サービス2,400万円は、特養、老健等の入居者の食事代等の軽減分に対するサービスであり、80万4,000円の減額となっております。

290ページをお願いします。

款 5 地域支援事業、項 1 介護予防事業費、目 2 二次予防事業費、節13委託料、001指導事業では、運動指導、歯科保健指導、栄養指導を計画しております。

目 2 一次予防事業費につきましては、節 8 報償費、介護予防として認知症健康講座などの教室を計画しております。

節13委託料、002配食サービスでは、レポートあおきへ委託して配食サービス事業に係る経費1,039万円を計上しております。

次のページをお願いします。

項 2 包括的支援事業任意事業費の目 3 任意事業費、節13委託料では、主に外出支援サービス事業450万円、緊急通報体制整備事業103万7,000円、訪問理美容サービス事業として 3 万円を計上しております。

節20扶助費では、寝たきり・認知症老人等家庭介護者慰労金として27名分を計上いたしました。

以上、御審議いただき、御決定いただきたくお願いして、介護保険特別会計予算の説明といたします。

◎議案第25号の上程、説明

○議長（小林和雄君） 続きまして、日程第27、議案第25号 平成28年度青木村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それではよろしくお願いします。

議案第25号 平成28年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

295ページをお願いします。

平成28年度青木村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,302万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年3月8日提出、青木村長、北村政夫。

301ページをごらんください。

2 歳入

款1 後期高齢者医療保険料につきまして、年金から徴収する特別徴収保険料と、窓口・口座等から徴収する普通徴収保険料となっております。

款3 繰入金、項1 一般会計繰入金ですが、保険者の支援分と保険料軽減分に対して一般会計より繰り入れをするもので、108万8,000円の増額となっております。

303ページをお願いします。

3 歳出

款1 後期高齢者医療広域連合納付金で、徴収した保険料と繰入金を合算して後期高齢者医

療広域連合へ負担金として納付するもので、78万2,000円の増額となっております。あとは特に申し上げることはございません。

以上でございますが、よろしく御審議の上、お認めいただきますようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

◎平成27年度青木村社会福祉協議会会計補正予算及び平成28年度青

木村社会福祉協議会会計予算の説明

○議長（小林和雄君） 続きまして、日程、議案にはありませんが、平成27年度青木村社会福祉協議会会計補正予算と平成28年度青木村社会福祉協議会会計予算について報告をお願いします。

花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それではお願いいたします。

平成27年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

平成27年度青木村社会福祉協議会会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,597万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月8日提出、社会福祉法人青木村社会福祉協議会会長、関晴夫。

5ページをお願いします。

2 歳入

款3 事業委託金、項1 村委託金、目1 村委託金103万8,000円を追加し、2,000万1,000円となるものでございます。

001老人センター分14万8,000円、002くつろぎの湯の分89万円となっております。

款4 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 使用料49万8,000円を減額し、599万5,000円となるものでございます。老人センター等使用料14万8,000円の減額は、カラオケ使用料の減に伴うもの、くつろぎの湯使用料35万円の減額は、くつろぎの湯施設利用料の減少によるも

のです。

次のページをお願いします。

3 歳出

款2事業費、項5老人センター費、目1老人センター費につきましては、使用料の減額による財源振替となります。

項8くつろぎの湯運営費、目1くつろぎの湯運営費54万円を追加し、1,896万円とするもので、節11需要費、修繕料につきましては、機械室真空ヒーター修繕に33万5,000円、女性浴槽天井修繕費に20万5,000円とするものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小林和雄君） 28年度も。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） それでは続きまして、平成28年度青木村社会福祉協議会会計予算について御説明申し上げます。

平成28年度青木村社会福祉協議会会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,158万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年3月8日提出、社会福祉法人青木村社会福祉協議会会長、関晴夫。

5ページをお願いします。

2 歳入

款1補助金、項2村補助金につきましては102万円の増となっております。

款2配分金ですが、赤い羽根並びに共同募金より約80%の配分金があります。

款3事業委託金、項1村委託金、老人センター分735万円は37万5,000円の増、くつろぎの湯854万3,000円につきましては、昨年度までの燃料費分につきましては、一般会計老人福祉費への移行により1,011万4,000円の減額となっています。

款4使用料及び手数料では、老人センター使用料、くつろぎの湯使用料が見込みより減額となっております。

7ページをお願いします。

3 歳出

款1事務費、項1事務費については、節1報酬は会長1名と理事4名、評議員12名分と嘱託職員1名分です。

9ページをお願いします。

款2事業費、項3助成金は、老人クラブを含めて5団体に対して昨年と同額を計上してございます。

次のページをお願いします。

項4心配事相談事業費については、節1報酬で、心配事相談員3名、法律相談として司法書士4回分を計上しております。

次のページをごらんください。

項5老人センター費では、職員手当、共済費、賃金につきましては、臨時職員2名分と、非常勤臨時3人分を計上しております。

13ページをお願いします。

項8くつろぎの湯運営費では、節11需要費の006修繕料150万円では、濾過機、ポンプ等修繕を見込んでおります。

節13委託料、保安全管理委託料73万5,000円では、電気保安全管理委託と清掃業務委託料が主なものとなっております。

次のページをお願いします。

節18備品購入費では、高圧洗浄機、水中ポンプを見込んでおります。

次のページをお願いします。

項9地域支え合い福祉計画事業費、節19負担金補助及び交付金で、地域支え合い事業補助金20万円についてですが、現在9地域で設立されており、見込み分1地域を含みまして10地域分を計上しております。

項10結婚推進事業費では、節1報酬、結婚相談員報酬4名分を計上しております。

次のページ、項11防災事業につきましては、特に申し上げることはございません。

以上で、青木村社会福祉協議会会計予算についての御説明を終わらせていただきます。

◎散会の宣告

○議長（小林和雄君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会といたします。

この後、全員協議会を委員会室で行いますので、議員の皆さんは休憩を挟んで14時35分から委員会室で全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願いします。

散会 午後 2時27分

平成 2 8 年 3 月 1 0 日（木曜日）

（ 第 2 号 ）

平成28年第1回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

平成28年3月10日（木曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問

出席議員（9名）

1 番	金 井 と も 子 君	2 番	宮 下 壽 章 君
3 番	沓 掛 計 三 君	4 番	片 山 順 雄 君
5 番	居 鶴 貞 美 君	6 番	内 藤 賢 二 君
7 番	小 林 和 雄 君	9 番	堀 内 富 治 君
10 番	山 本 悟 君		

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	沓 掛 英 明 君
参 事 兼 総務企画課長 兼 事業推進室長	井古田 嘉 雄 君	建設産業課長	片 田 幸 男 君
住民福祉課長 兼 保健衛生係長	花 見 陽 一 君	教育次長兼 公民館長	横 田 孝 君
保 育 園 長	多 田 治 由 君	会計管理者兼 税務会計課長	小宮山 俊 樹 君
建設産業課長 建設係長	横 沢 幸 哉 君	住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支援 センター長	宮 澤 章 子 君
住民福祉課 課長補佐兼 上下水道係長	若 林 喜 信 君	建設産業課 農業振興係長	奈良本 安 秀 君
住民福祉課 課長補佐兼 住民福祉係長	宮 下 剛 男 君	総務企画課 総務係長	稲 垣 和 美 君

総務企画課
企画財政係長

依田哲也君

建設産業課
商工観光係長

小林利行君

総務企画課
総事業推進係長

塩澤和宏君

教育係長

上原博信君

建設産業課
国土調査係長

小林義昌君

事務局職員出席者

事務局長

井古田嘉雄

事務局員

稲垣和美

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（小林和雄君） 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の一般質問の傍聴には、村民の皆様の傍聴もいただいております。大変御苦労さまです。

傍聴席の皆様にお知らせいたします。本日の一般質問はもとよりですが、11日及び15日には委員会審議が行われますので、御都合がございましたら傍聴いただければ幸いです。

◎議事日程の報告

○議長（小林和雄君） 本日は、平成28年第1回青木村議会定例会の中で、一般質問日となっております。5人の議員が一般質問を行い、終了後、総括質疑、委員会付託を行い、散会といたします。

◎一般質問

○議長（小林和雄君） 質疑の方法は、質問者の希望により一括質疑方式及び一問一答方式で行ってください。

質問者並びに答弁者をお願いいたします。質問、答弁とも簡潔明瞭に行い、議論を深めてください。また、一問一答方式の際は、必ず議長の指名を受けてから発言してください。質問時間は40分を超えることはできませんので、御承知おきください。

では、質問に入ります。

通告順に登壇をお願いいたします。

◇ 沓 掛 計 三 君

○議長（小林和雄君） 3 番、沓掛計三議員。

〔3 番 沓掛計三君 登壇〕

○3 番（沓掛計三君） おはようございます。

議席番号 3 番、沓掛でございます。一般質問をさせていただきます。

今回については 1 問の質問を通告してあります。一問一答でよろしくをお願いします。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回は、青木トンネルの事業化に対する今後の村の対応についてということで、私の考える範囲内で、どのような対策をとるのか、対応について御質問させていただきます。

長野県の阿部知事は、トンネル化については、以前から、地域住民の盛り上がりが大切であるとともに、機運を見計らっている。本州中央部広域交流圏結節機能強化に関する検討委員会、これは主に中信地区でつくっている交通網に対する協議会でございます。これについて、青木峠についてどのような答申を出すのかというのを見計らってきたようでございます。

知事の言う地域住民の盛り上がりについては、村長の精力的な働きにより、村民会議の立ち上げ、また、青木村議会がもととなり、沿線の上田市議会の御協力を得て、松本市議会、安曇野市議会、筑北村議会の議員全員参加の促進議員連盟が立ち上げられました。また、これにより、知事への要望等も行われております。また、村民有志による、知事の来村の際の意見交換会での調査への要望等もございました。このような中で、盛り上がりについてはかなりできているということで、この課題についてはクリアできたのではないかとということで、知事のお考え方の中にあつたのではないかと思います。

もう一つの課題である本州中央部広域交流圏結節機能強化に関する検討委員会ですけれども、やはり、中信地方の方も、リニアが飯田のほうへ行ってしまったとともに、新幹線が上田から長野というような中で、どうしても、新幹線利用等につきましてもこの峠の早期の調査が必要であるという方向づけが、この委員会の中でも行われました。その上に、さらに大きな要因であつたのは、北村村長が長年培ってきました中央省庁に対する人脈を生かした活動等、東京のほうですけれども、県に対しての要望のやり方がなかなかうまいなという感じで見ておりました。

ここら辺が大きな要素になって、今回の知事の決断に至つたのではないかと考えております。今年度、既に補正で概要調査に対する入札も行われて、ぼつぼつ決定になる時期かと思っております。そのような中で、工期が 200 日といえますから、大体 9 月か 10 月ごろにはその調査概要もできてくるのではないかと思います。今回スタートラインに立ったといえますか、

そこまでにつきましては、このような経過だったのではないかと私は考えております。

それでは、この事業の今後について、項目を挙げて御質問いたします。

まず、今回県の発注した国道143号道路改良に向けたトンネル化も視野に入れた事業開業調書に着手しましたが、28年度中にもこの概要等も示されてくると思いますけれども、村としてどのような対応をとっていかれるのか、この辺のところをお聞きできればと思います。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） おはようございます。

143のトンネルにつきましては、今杳掛議員から御質問いただきましたように、村にとりましても大変大きな出来事、快挙であったというふうに思っております。お褒めをいただきましたけれども、村長として当然のことをやったまででありまして、村民一丸になったこと、そして、議会からも大変な応援をいただいたことが、大変大きなことだったろうというふうに思っております。もう一つは、今も御質問の中にありましたように、知事の英断、そして、御協力をいただきました太田前国土交通大臣等々に感謝を申し上げたいと思っております。

トンネルがこういうことになって一番大きい成果は、村民が一丸になってやればできるという自信といいましょうか、村民が一つの方向を向いて一丸となったということが、もう一つの大きな成果だったというふうに、私の立場で、ありがたくも、また感謝もしております。今御質問の中にありましたように、青木村が自主自立を今後長年にわたって貫いていこうという、大きな第一歩でも、大きな金字塔でもあったというふうに思っております。いろいろな経過は、今議員がおっしゃったとおりでございますので、ぜひそれに向けてやっていきたいと思っております。

御質問の1点目についてでありますけれども、この峠の調査は松本建設事務所がいたすことになっておりまして、総合評価落札方式で、近々コンサルタントも決まるように伺っております。繰り越しになりますけれども、平成27年度は、9月、10月ぐらいをめどに道路の概略設計、延長3.8キロと聞いておりますけれども、これができるだろうというふうに思っております。

その後、一般的には何回かの予備調査が必要ですし、土質等の調査のためのボーリングもが必要ですし、環境影響評価、あるいは測量等も必要になってまいります。28年度、県会の動きを見ておりますと、これについて1,000万円の調査費ができたということでもありますので、今後、28年度は、この27年度が終わった時点で環境影響評価等々がされるものというふうに思っております。概略設計、地質調査、そういうことも含めて、28年度の仕事になるのか

と思っております。

青木村としての対応についてでありますけれども、早期着工をお願いしていくということと、青木村側の坑口から、いわゆる上になりますので、長いトンネルの片方になりますので、ぜひ青木村からの工事をお願いしたいということを強くしていきたいと思っております。そのためには、坑口の状況の地質調査、あるいは地主の協力等々が必要になってまいりますので、こういった点での村としての協力。

それから、工事用ヤード、いわゆる飯場とかストックヤード等が必要になってまいりますので、そのための借地への協力、何よりも課題は、今、リニアで課題になっておりますように、土捨て場、ずりの捨て場、置き場が課題になってまいります。相当なボリュームになるだろうというふうに思いますが、これの確保も必要になってまいります。それから、村民の皆さんにも御協力をいただくということで、工事用のトラックもふえてくるわけでありますので、こういったことへの御理解をいただきたいと思っております。

また、私どもからも、村内にはこれに関係する建設関係の業者の方もいらっしゃいますので、こういうことが参加ができないだろうか、あるいは、たくさんの人の働きがありますので、旅館への宿泊などもできないだろうか、それから、当然、それだけの人が来ますと、食料品、あるいはたばこ等々の日曜生活品が必要でありますので、こういった活用を村内の商工会のメンバーを使っただけでないか、こんなお願いをしてまいりたいと思っております。一例を申し上げますと、ふるさと公園あおきを建設する際に、工事費3億円でございますけれども、村内の商工会の皆さんの、ガソリン、弁当、宿泊とか、花火の寄附等を含めますと460万円ぐらいのものの活用をいただいておりますので、こんなこともしてまいりたいというふうに思っております。

それから、最も大切な一つは、やはり、村民や地元の皆さんへの情報の提供、これが一番大事でありますし、リアルタイムに正確な情報を早く出して、そして、いろいろな面で御協力をいただきたいということが、最も大事なことであるというふうに思っております。

それから、その後、沿線の道路ができます。トンネルができますと当然交通量もふえてまいりますので、あらかじめ、私どももそれを見越したいろいろな準備をしておくことも必要でしょうし、交通安全を含めて、村民の皆さんへの対応もしてまいりたいし、PRもしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） 杓掛議員。

○3番（杓掛計三君） 今後の対応等についてお答えいただきましたけれども、この事業につ

いては、100億円を超える事業と言われております。早期着工という言葉の中に、早期着工してもらうには、今言ったみたいな協力等をかなりやっていくことが大切かと思えますけれども、そのような対応をしていく中で、これからこの事業の関連の国・県への要望活動や団体等の関連する事業等に関する地権者等、また、村民への話し合いとか、いろいろなことをしていかなければいけないわけなんですけれども、現在の建設産業課内での職員の体制で、これから長い時間かかるかと思えますけれども、今の対応でできていくのかどうか。これから7年なり10年なりのスパンの中でやっていかなければいけないことかと思えますけれども、その辺のところについては、どのような組織体制でやっていかれるという考え方を持っておりますか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 来年度からたくさんの人数が必要だとは、残念ながら、まだそんな状況にはならないと思えますけれども、今後事業がいろいろ進捗していきますと、ただいまの御質問でお答えしましたようないろいろなことが出てまいります。いずれ、プロジェクトチームを組むなり、先端の職員を配置するなりしながら、協力してまいりたいと思っております。対外的な交渉もいろいろな面で出てくるというふうに思いますし、主体は県でありますけれども、村も相当な補助的な立場をするということになってくるかと思えます。

建設産業課の担当とすれば、今までは、何年にこの調査に着手してくるかわからないといましようか、いろいろな課題や不安を抱えながらの仕事でございましたけれども、今度は、知事が建設に向けて調査を既に発注したということでありますので、前向きな仕事になるわけであります。今まで非常に長い時間を費やしてやってきましたことが、前向きな仕事でありますので、非常にやりがいのある仕事だというふうに思っております。

当面は今の体制で足りるかと思えますけれども、今後、県のことをいろいろ先取りしながら、その対応が十分できるような、例えば、地権者の関係、地元への説明など、いろいろ出てくると思えますので、早目早目に、職員、あるいは組織の対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） この事業自身は県の事業となるわけですがけれども、そこについての取りつけとか、いろいろな問題等があると思えます。それと、今後、建設産業課のほかの事業で、農産物直売所関係、道の駅関係の事業がかなりはいつてきておるはずで。これも兼務でやれ、こっちも兼務でやれ、全て兼務というのは、かなりきつくなってくるのではないかと

ということなもので、できたら、昔構造改善をやったときは、囑託みたいな形の中で、専門の職員をその期間だけ雇うような方法論というのをもってきたわけですがけれども、こちら辺は、腰を据えて県へ全面的に協力するから早くやってくれというような話の中で、そのような考え方は今後持っていただける可能性はあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） やはり、仕事は人だと思うんです。組織も大事ですがけれども、人だというふうに思います。ただ、頭数がいればできるということではなくて、それなりの実績、経験、人柄を含めて、やる気のある人、そういう人をお願いしなければならないというふうに思っております。

おっしゃるとおり、道の駅もこれから佳境を迎えますし、1つの課では、なかなか大変なことだというふうに思っております。今年度、固有名詞を出してあれですがけれども、清水農業マネジャーが来まして、農業のところは大きく進展し、大変いろいろなことがよかったと思っておりますので、そんなことを参考にしながら、適当な方が村内にいないと外部からも呼んできて、そういうことに対応できることを今のうちから心にかけておく、準備する、あるいは県と相談する、そんなことを考えてまいりたいと思っております。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） わかりました。

そこら辺のところも臨機応変に考えながら、知識経験者がおりましたら、そのような方法論というのも十分考えていってもらえればと思います。

次に、この事業のトンネル化、今から言ってはおかしいかもしれませんが、完成のめど、国や県の予算のつき方がどのようになるのか、また特に、国のほうは、この程度の額であればそれほど大きい額ではないですがけれども、県にすると、この負担割合というものは結構大きいわけでございます。その中でどのような事業を取り入れていくかは、また県のほうで考えていくかと思っておりますけれども、現時点でもし可能であれば、どれぐらいかかるのかというようなことが伺えれば伺っていききたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 調査に着手した時点で完成時期を明言するのはなかなか難しい。そして、もう一つは、村が主体ではなく県が主体であるということですから、いつというのはなかなか言いにくいわけでありまして。もう一つ、県の財政状況を考えますと、昔と比べて、道路改良費というのは大変少なくなってきております。それから、もう一方では、リニア関連

がこれから佳境を迎えるわけでありまして、これと競合するということで、県は財政的に大変だろうというふうに思っております。

なるべく早くという願いをしていくわけですが、トンネル工事は、着工すれば24時間、365日工事をする、いわゆる機械の損料が相当高いそうでありまして、それを8時間労働で、あとは寝かせておくということではなくて、今言ったような方法で工事をするのが一般的だというふうに伺っておりますので、着工すれば、それなりに早いかなというふうに思っております。

もう一つは、平成33年6月10日から三才山トンネルが無料というのが、今県が言われている数字でありますので、あと7年後には無料化する。それもいろいろ考えると、県はこの辺が一つの目標と考えているのではないかと、私は考えております。7年後にここが完成するということではなくて、一つの目標とする、考え方としてはあるのではないかと考えております。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 今から言うのはかなり難しい問題かと思えます。事業費が100億円以上、120億円、130億円ということであれば、単に年間に20億円から30億円振り分けても5年から6年はかかるかなと、最低でもそのぐらいいはかかってくるのかと思うけれども、これについても、いろいろな手段を使いながら、なるべく予算の獲得、県にも御協力しながらやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

次に、この事業がもし完成すれば、青木村は、上田市の端といいますか、周辺の村ではなく、上田、松本、安曇野市などの中間点という考え方が、今回かなり距離が狭くなってきますものだと思いますが、このような状態になった場合、青木村への産業、経済、医療、教育、観光、さまざまなことが、東信、中信地域を含めて、交通の便がよくなることによっていろいろな効果が出てくると思いますけれども、現時点でどのような効果が見込まれてくるのか、この辺のところを伺いたいと思います。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今御質問の中にありましたように、それぞれのさまざまな効果が出てくるというふうに思っています。今まで、青木村は長野県の中心だという言い方を多くのところでしてまいりましたが、いよいよ、物理的な地図上の中心ではなくて、今議員がおっしゃられましたいろいろなことで中心になる可能性が出てきた。あるいは、松本・安曇野地域と上田地域の真ん中という、これははかり知れない効果が出てくるだろうというふ

うに思っています。

今から1,300年前に東山道ができました。そして、明治23年にこの二線路ができました。それに匹敵するぐらいの大きな経済効果が出てくるだろうというふうに思っております。今まで、古代からつくってきた歴史の道でありまして、あるいは、しばらく前までは、上小線というバスが1日4往復通っていた時代もあります。それから、生活圏・経済圏の拡大、通勤可能範囲の拡大にもなりますし、何よりも、新幹線を使う人たちがこの道を通る、松本・安曇野から相当数来るということになれば、私どもの道の駅、あるいは青木村の商業、あるいは工業も発展する可能性があるわけでございます。それから、私ども青木村を含めた上田・小県地域から松本を使う、例えば、松本空港からそれぞれ、国内はもちろん、海外まで行く道も開けてまいりますし、松本山雅の応援にも行ける、そういった面も出てまいります。

それから、もう一つは、やはり、観光について大変大きな効果があるだろうというふうに思っております。一説には、1,750万人の松本・安曇野地域に、中央圏・関西圏から来ております。松本・安曇野地域のスキーのお客のナンバーは、ほとんど関西・中京圏というふうに聞いておりますので、こういったことから、時間短縮が大きな効果が出てくるというふうに思っております。これは、単に上田・松本ではなくて、もう少し広範囲な、群馬、栃木を含む北関東から、上田地域を通して、峠を通して松本・安曇野地域から先にあります高山とか福井、金沢まで行く、こういった観光のルートになると思います。それから、産業もしっかりでございます。

それから、もう一つ大きな効果が出てきますのは、防災と医療のトンネルになるという効果を期待しているところでございます。今まで、43あります県の1次緊急輸送路の中で、大型車が通れないのはここだけでございました。そういう意味で、自衛隊の松本駐屯地とここが直結できるわけでありまして。もう一つは、医療が松本地域には高度医療機能を備えた大きな病院がたくさんあるわけでございまして、そこと30分から40分でつなぐということは、大変大きな効果があるというふうに考えております。

この効果を、ただ待っているのではなくて、積極的な活用を考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） 杓掛議員。

○3番（杓掛計三君） 私も、今回のこの事業については、まだ先の話かもしれないけれども、かなりの期待をしておりますので、これからいろいろ事前に手を打っていただければと思います。

次に、知事からも言われておるようですが、この事業による効果を村の発展のために活用を考えるようにという指摘をされているようでございます。その中で、今後作成する青木村の長期計画後期とともに、後期は5年ですけれども、その後の10年計画が入ってくるかと思えますけれども、これについて、道の駅あおきも出てくる中で、今までの長期計画の考え方とは違った、発想の転換も必要ではないかと考えるけれども、これから長期計画等を立てるに当たって、そこら辺の考え方をお伺いできればと思います。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 12月11日でしたか、議連の皆さんと、青木村でも小林議長も行っていました。その際、知事から、ことしから調査をするということとあわせて、ぜひこのトンネル、道路を活用して、産業、経済等々、観光を含めて、発展を皆さんで考えてくださいと、こういう話がありました。これは、激励の言葉でもありますし、知事からの宿題でもあるというふうに受けとめております。一方、これを大きく活用することが、県といいましょうか、知事への英断をしていただいたお礼になるというふうに思っております。

今御質問のありました計画では、トンネルが開通すること、いわゆる松本圏と20分余近くなるということは、考えていなかったわけであります。このトンネルが開通しますと、次の5カ年計画の中ではトンネルが開通するというのは難しいかと思えますけれども、その後数年すれば、今よりも20分余近くなった松本・安曇野圏が出てくるわけであります。時間的にいえば、ここから法定速度で34分で松本城まで行けます。ということを考えれば、ここから国分寺の先ぐらいの時間距離に松本・安曇野が来るわけであります。

御質問のありました件は、幸いにいたしまして28年度当初予算でお願いをしておりますけれども、第5次青木村長期振興計画の後期基本計画、平成29年から33年の策定年度に当たります。この予算の中でも調査費をお願いしておりますので、この効果を、先ほど答弁の中で申し上げましたように、松本・安曇野、あるいは上田の中間にあるというだけではなくて、もっと広範囲での経済効果、あるいは、青木村の発展軸というのを考えてまいりたいと思っております。今後、村民の皆さんにもいろいろデータを提供したりしながら、そういうことを一緒に考えていただきたいと思います。

実は、私どもは、上田のことはよく知っているんですけれども、松本・安曇野は、そういう時間距離にありながら、よく知りません。例えば、人口でいえば、上田と松本・安曇野は15万6,000人余と33万8,000人余でありますし、それから、専門学校等、各種学校でいえば、上田地域は9でありますけれども、松本・安曇野は24でありますとか、病床数でいえば、上

田が2,800余でありますところ、松本・安曇野は5,300余あるわけでございます。商業関係の事業所は1,400に対して3,200、工業系に対しては390と560ということで、特に、観光地の利用客は、上田市は614万人余でありますけれども、松本・安曇野は1,106万人、その売り上げ、観光消費額で言えば、上田が約160億円に対して、松本・安曇野は360億円ということで、こういったことを活用できる立場になりつつあるということを前提に、この次の計画は策定してまいりたいと思っています。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） このトンネルができるのは、私たちも生きているかどうかと言っはいけないですけども、これからは、先ほど言いました産業関係とか、観光関係にもかなり効果が出てくるわけだけども、進学・就職等、医療は先ほどありましたけれども、今までは上田へ行く、長野へ行くというような方向しかなかったものが、松本のほうへも伸びられるのかなという可能性というものも出てくるわけです。

ここら辺については、今の子供さんたちは上田のほうしか見られないかと思います。その辺で、今、子供を持つ親御さんへも、この143の道路の明治からあった歴史とともに、今回村民がこのように頑張って何とかトンネルをとというような中で、行動範囲が広がるというようなことも、今の子供さんたちにも何かの機会にPRしていくことも必要ではないかという感じは持っているわけですけども、この点について、村長さんにお聞きできればと思います。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 1月2日に成人式があります。新成人といろいろ話す中で、勉強とか仕事で外へ出ている皆さんも、いずれ青木村へ戻ってきたいというお話を、昨年も、ことしも、よくお聞きします。昨年までは、仕事の間をつくるのは村長の仕事だなというふうに頭を抱えましたけれども、ことしは胸を張って、5年ちょっとかかるけれども、松本・安曇野にこういう状況になるというお話をしたところであります。

教育だけではなくて、三才山トンネルの麓である鹿教湯の皆さんのお話を聞きますと、相当数が生活圈、買い物、教育も含めて、有料道路の部分もありますけれども、松本の圏域に入っているというふうに伺っております。ですから、私どもも、こういうことを大いに活用して、これから情報の提供を適宜しながら、私も含めて、松本・安曇野地域をよく知ってもら、そういうことをしながら情報提供をしていきたいと思っております。

もう少し具体的には、教育長から答弁をさせます。

○議長（小林和雄君） 杓掛議員。

○3番（杓掛計三君） この点については、事業の中に入るとか入らないとか、問題がありますので、教育長さんについても、この点について、学校として、こういう143の歴史などを教えていくことが可能なのかお聞きできればと思います。

○議長（小林和雄君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 議員おっしゃるように、大変大きなメリットのある話だというふうに思っています。

まず、教材という面から見しても、社会科の行政の働きについて格好の教材となるということが考えられるというふうに思っています。また、交通による産業構造の変化についても、継続的な研究とか学習対象となり得るかと思っています。それから、最も大きいのは、将来子供たちの通勤範囲が広がるということで、働く場の確保がかなり大きくなるということは、子供たちの将来に大変大きな影響があると思いますので、校長講話、あるいは私たちも、それから議員の皆様にもお願いするところではありますが、いろいろな場で発信していただいて、子供たちの明るい未来について、希望の持てる話を進めてもらえばありがたいというふうに思っております。

一方で、交通安全とか生活安全については、一層の教育の充実が必要になってくるかとは考えております。

以上であります。

○議長（小林和雄君） 杓掛議員。

○3番（杓掛計三君） このことについては、今後青木の過疎、若い人たちが出ていくことにもかなり影響してきますので、小さいうちから、ある程度こういうことを教えてもらえればと思います。

続きまして、きょうは信毎さんが来ているかと思いますけれども、2月29日、信濃毎日新聞の建設標欄に、松本と上田を結ぶバイパス運行に期待ということでありました。この概要についてちょっと読ませてもらうと、松本と上田市を結ぶバスの運行が2月から三才山トンネル経由で土曜、日曜、祝日で始まった。結構なことだ。一方で、この方はよく知っているなと思ったんですけども、以前は、143号線はバスが走っていました。ここは菅平から農産物を関西のほうへ持っていくトラックの道路であったということです。本当にこの道路については、今考えると、よくこのような危険な道路を使ったなということでございましたけれども、三才山トンネルができたことによってそちらへ動いたと。それとともに、昔は駅伝

のコースでもあったわけです。それもだんだんそちらのほうへ動いたと。今回の143号線について、現地自治体といいますか、青木村については、新しいトンネルの建設を求めているけれども、県も、新幹線とのアクセスの向上とか、県内主要都市、大都市との移動路線などの観点から、事業化に向けて調査を実施するという報道があったということでございます。今回の三才山トンネルのバスは、松本・上田間を、鹿教湯にはとまらないような話になっているようでございますけれども、143号線が1時間45分でつながると。もし143号線が整備され、バス路線がよみがえれば、かなりの短縮があるだろうということで、昔あった松本から上田のバスがまた復活できるのかなというような希望もあるような感じでございます。これについて、必要であれば一日も早い調査を開始してというような建設標がありました。

この建設標に出された方というのは、松本市の方でございましたので、このことについては、大分広域的にいろいろな方が知ってきたのかなということに、本当によかったと感激して読ませていただきました。

今後この143号事業に協力していくためにも、松本のほうを含めた中で、さらに地域の盛り上がりを強くした中で事業を実施していけばと思います。村長さんは、これからの建設促進のPR等については、どんなふうに動いていく予定でございましょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私もこれを読ませていただきました。市井の人が、深く行政にかかわっているのではなくて、普通の市民の方が、しかも松本市民の方がこのようなことを書いてくれることは、大変うれしく思いました。青木村の人たちの相当数が思っていることと全く同感で、松本の人がやってくれていることを大変うれしく思っております。

今御質問にありましたように、トップといいましょうか、行政、あるいは議員だけではなくて、普通の市民の皆さん、村民の皆さんにもこういうことをPRしながら、広報活動、情報発信を各方面に深く、広くやっていきたいというふうに思います。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） ここで着手したから終わったではなくて、これからもPR等についてはいろいろところでお願いできればと思います。

それと、現在、143の同盟会、議員連盟、村民会議等がありますけれども、今後の運動方針はどのような方針でいったらいいのか、ここら辺のところをお伺いできればと思いますけれども、お願いします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問にもありましたとおり、やっとスタートラインに立てたという状況でありまして、今までは準備運動だったわけであります。県によりまして、新トンネルの調査に着手したということで、次の運動の内容につきましては、冒頭の御質問でも答弁申し上げましたように、早期着工、そして青木村側からの着工を、この方針として、いろいろな面でお願いをしていきたいと思っております。

それから、もう一つは、先ほどの質問の何点目かで申し上げましたように、県も財政的に厳しい状況に、しかも、この事業費についても大変厳しい状況になるわけでありますので、5つの自治体でつくっております同盟会、あるいは議員連盟の皆さんにもお願いしまして、県だけではなくて、国、国土交通省にも、従来どおり働きかけをしていかなければならないというふうに思っております。今回のトンネル着手に大きな働きをしていただきましたので、議員連盟の皆さんにも、さらに大きな力になっていただくことをお願い申し上げたいと思っております。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） わかりました。

私の考えられる範囲でのいろいろな質問をさせていただきましたが、このほかに、村長さんが、この事業に当たってこういうことが懸案事項なのかな、心配なのかなということがあったらお伺いできればと思いますけれども、ございましたらお願いします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） トンネル工事を早くしてということだけではなくて、私の立場とすると、いろいろなことを考えなければならないというふうに思っております。懸案事項も当然あるわけでありまして、工事中の車もふえる、その後も、トンネルがあくとふえる。三才山に分散することがあるわけですがけれども、いずれにしても、事故や交通安全、沿線の環境問題も、しっかり私の仕事として捉えてやっていきたいと思っております。

既に県にはお願いをいたしまして、固有名詞を出してあれですけれども、ファミリーマート、当郷のコンビニの前に歩道ができておりますけれども、交通安全の先取りという形で、殿戸から上田に向って右側の歩道設置を、既に測量を終わり、設計も終わりつつあると思いますし、それから用地の説明会等々も終わっておりますので、こういったことを一生懸命やっていきたいと思っております。

それから、残土のずりも相当数出ます。これもちゃんと安全に置けるように、その後の30年、50年、安全な状況で置けるようなことも考えていかなければなりませんし、その後の土

捨て場の上の土地利用も有効利用がないだろうか、それも考えていかなければならないというふうに思っております。

何点か御質問ありましたことに御答弁申し上げましたように、村民の皆さんに的確な情報を出して御協力をいただくとともに、これを活用した村づくり、地域づくりを、少し長いスタンスで一緒に考えていただきたい。そして、さらに、日本一住みたい村にしていきたいというのが課題でもあります。

それから、もう一つ、知事が英断をしてくれたことで、今申し上げたとおりでありますけれども、やはり、これを活用したしっかりした村づくり、地域づくりも、知事に対するお礼だというふうに思いますので、今答弁の中で何回も申し上げましたようなことを基本といたしましてやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） どうもありがとうございました。

以上で質問を終わりますが、本当に長い間待ち望んでいた懸案の事業でございます。私は、できないだろうというぐらいの考え方を持っていましたけれども、この事業をやることによって、完成すれば、今村長さんが言われた交通の問題から始まって、いろいろな問題が出てくると思います。現時点で余りそのことを考えてもだめで、そういうことが出てきたら、今後の課題として、住民には理解してもらっていけばという考え方を持っております。これについては、やっとスタートラインに着いたところかと思えますけれども、北村村長さんには、長年培ってきた行政経験、国等のパイプ等を大分お持ちですので、村としての長年の未解決事項でありましたこの壮大な事業を御自身で完結していただければうれしいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小林和雄君） 3番、沓掛計三議員の一般質問は終了しました。

◇ 堀 内 富 治 君

○議長（小林和雄君） 続いて、9番、堀内富治議員の登壇をお願いします。

堀内議員。

〔 9 番 堀内富治君 登壇〕

○ 9 番（堀内富治君） 9 番の堀内富治でございます。よろしくお願いします。

きょうは、通告しました内容に基づきまして、一問一答方式で質問をしてみたいです。村長並びに担当課長の答弁をお願いをします。

まず、第 1 点でありますけれども、成年後見制度について質問をしてみたいです。

村民の平均年齢は上がってまいりました。青木村の高齢化率は 37.1%、こういう数字が直近の調査で出ているわけでございます。年齢に伴って判断能力はだんだんと下がってくる、こういう統計もあるわけでありまして。また、核家族化も相当進行しておるわけでありまして、不動産とか財産の管理、それから、契約事項等の非常に難しい問題もいろいろと発生をしておるわけでありまして。このような社会情勢に大きく変化をしてみたいわけですが、この辺について村長の所見をお伺いします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 成年後見制度が出てきた背景は、今堀内議員がおっしゃったとおりでございます。やはり、判断能力が落ちてきたり、既に詐欺に遭った。大きな詐欺ではなくて表に出ないような小さい詐欺も、県の統計から見るとあるようでございます。そういった中で、成年後見制度は、財産とか生活を守るための制度でありますし、また、家族や友人に迷惑をかけない、あるいは近所に迷惑をかけない制度でありますので、私どもとしてもしっかりやっていかなければならないと思っております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○ 9 番（堀内富治君） 村の相談件数も、年々増加をしてきたというふうに向っておるわけでございます。相談の対象者別の年齢を調べてみますと、65 歳以上が圧倒的に多くなっておるようでございます。精神障害者が最も多く、あるいは認知症高齢者、続いて知的障害者、このような順序になっておるわけでございます。大変深刻な状況であるというふうに向っております。

このような皆さんは、それぞれ生活弱者でございまして、本当にかわいそうだなという感じを持っておるわけですが、この辺の最近の状況についても、村長のお考えがありましたら伺いたします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 村だけで相談の専門的な組織をつくって、あるいは専門家を配置しておくというのは大変なことでもあります。幸い上田地域自立定住圏があります。この中で、上

小圏域は、上田、東御、青木、長和と上田圏域成年後見支援センターを設けてやっております。こういうことで、相当数、専門的なことでも、即時柔軟な早目の対応ができる、専門家もいるということでもありますので、ここの運営をしていくということで、私どもの村としては、これからもふえてくるだろう課題に対応しておるところでございます。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） ただいま村長から話がありましたように、先日上田市の社会福祉協議会にお伺いをしまして、上小成年後見支援センターにお伺いし、いろいろと勉強してまいったわけであります。現状、青木村もそうでありますけれども、東御、長和、青木村、このような関係の市町村が一部業務を上田市の後見センターをお願いをして、上田市の後見センターでは3人の体制で仕事を進めておる、このようなお話をお聞きしたわけであります。とにかく毎年毎年ふえてくるものですから、現状は3人体制で対応しておるわけでございますけれども、4月から4人にしたい、これは将来大変なことになりますと、こんなお話を聞いてきたわけであります。

そのような中で、青木村の相談件数は余りふえてはいないようでございますけれども、年々何件か増加をしていると、こういうふうに聞いておるわけでございます。青木村の内容について、花見住民福祉課長からお伺いをしたいと思います。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） ただいまお話がありました相談件数の関係でございます。平成27年11月末現在におきまして、上小管内では840件ございました。前年対比ですと237件ふえているということで、やはり、この制度が浸透しつつ、また、それだけ生活に困っている人がたくさんふえているのかなという状況でございます。

青木村につきましては、延べでございますが、昨年度17件ということでございます。その方たちにつきましては、相談業務ということで、今議員さんがおっしゃったように、認知の関係で相談を承っております。

以上です。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 上田市の関係とスムーズな連携がとれておるかどうかが、そんなこともいろいろと調べてきたわけでございますが、こういう関係についてはトラブルはないのか、それから、十分スムーズに仕事が進行していくかどうか、その辺が一番心配なんですけれども、青木としてはどのようなお考えであるのか、住民福祉課長にお伺いします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 成年後見制度に当たりましては、やはり、判断能力の低下した地域の住民の皆さんのために運用するものでございます。ただ、どうしても絡むのが、やはり財産関係などが大分多い中でございますけれども、青木村としましては、後見支援センターとの連携を図りながら、包括支援センター、また、生活状況、独居老人もございますので、福祉の分野と連携を図りながら進めているところでございます。

現在相談がある中でございますが、センターに持ち込んでの対応は、きめ細かに対応しております、対応としては十分しているのかなというふうに感じてございます。ただ、やはり、後見支援センターということですので、最終的には、後見人の問題がこれからも課題になるのかというふうに思っております。

以上です。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 青木村の実態をお聞きをしておりますと、今は2人で対応されておるようございまして、高齢者と障害者ということのようございすけれども、担当同士の話し合いの中でそれぞれ解決できればいいんですけれども、司法書士、弁護士、このようなものとの話し合いも相当多くなっているだろうというふうに考えておるわけでございますが、2人だけでしっかりした対応ができていますのかどうか、その辺を住民福祉課長にお伺いをします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） ただいま職員2人で対応しているところでございますが、やはり、案件に応じましては、成年後見支援センターの関係では、委員会もございまして、いろいろな相談業務、また小委員会もございまして、そちらのほうには司法書士さんの関係など法律に詳しい方がおりますので、そちらのほうとも相談をさせていただきながら進めさせていただいております。

以上です。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 将来を考えれば、こういう弱者の皆さんをどうやって助けていくかということが非常に重要な課題だというふうに考えておるわけでございます。どうか、村としてもそういう点を十分に対応できるような体制で進めさせていただきたいというふうに考えておるわけでございます。

先日もテレビを拝見させていただいておったわけでございますけれども、弁護士とか司法書士とか、悪質な人がこのようなことにつけ込んで入ってくると、このような傾向も非常に多くなったようでございます。その辺の人選についてもしっかりとやっていただきたいと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） ただいま議員さんがおっしゃられるとおり、中には大変なことをしてしまう方もいらっしゃるようでございますが、上小圏域の成年後見支援センターの中では、そのようなことがないよう、都度情報交換などをしながら、適正な運用を図っているところでございます。

以上です。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 最後に村長にお伺いをしたいと思いますけれども、制度的には大変な制度だというふうに考えておりますけれども、青木村としてこのような弱者対策をどのように進めていくかは、非常に重要な課題だというふうに考えております。その辺、村長の決意をお伺いをしたいと思います。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 冒頭、堀内議員の御質問の中にもありましたように、核家族化でありますとか、高齢化率のアップとか、後見人を必要とするような事例が、今後はたくさん出てくるだろうというふうに思っております。この制度ができたというのは、やはり、時代の要請からこういうふうになったわけでありまして、今御質問の中にもありましたように、もう少しこれを身近なものとして、さらにたくさんの運用ができるようなことも考えていかなければならないというふうに思っております。

やはり、後見人を養成するような支援措置も必要でありますし、それから、後見人の不正防止を、裁判所なり、弁護士なり、第三者機関がこれをチェックするようなことも必要であろうというふうに思っております。相談件数は、先ほども申し上げましたけれども、実は、もっと利用したほうがいいなというのを、いろいろなところから、私ども行政をしながら見ておりますので、虐待とか消費者の被害者、そういうことにならないようなことも含めて、この制度に乗りながら、村も一生懸命やっていきたいと思っております。

ただ、村だけではなかなか難しいところがあります。例えば、これに関する専門家というのは、弁護士、司法書士、行政書士、税理士、社会福祉士、こういった専門家も必要であり

ますので、冒頭申し上げましたような支援センター、幸いにして、自立定住圏の中で4市町村がうまく回り始めておりますので、こういうことと連動しながら、向こうに任せたから終わり、預けたから終わりということではなくて、両方とも、これは村の課題である、問題である、村が本来やるべきことを向こうにお願いしているということで、二人三脚といいたしうか、任せたから終わりではなくて、一緒に課題に取り組んでまいり、そんな行政をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） それでは、第2点に入りたいと思いますけれども、観光事業の活性化と移住対策ということでございます。

青木村の観光事業の推進につきましては、私の思いでございますけれども、非常に前向きに取り組んできたかなというふうに考えておるわけでございます。さらに、この辺でしっかりと点検と強力な推進対策の必要性を感じておるところでございます。小さな村でございますけれども、観光資源としては、温泉があり、山があり、国宝があり、義民を中心としたところの歴史等も大変多くあるわけでございます。今日までの経過の中では、温泉が前面に出たPRが多かったかなというふうに思うわけでございますけれども、総合的な誘客対策がもっと十分に考えられてもよかったのではないかと、このように考えるわけであります。

村長はここにいなかったかもしれませんが、ここ10年ぐらい前からの青木村の観光について、いろいろと考えておる点がありましたら、まず、お伺いをしたいと思います。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 青木村にとりまして、観光事業というのは中核産業であると。そして、観光は、単に人が来て温泉に泊まるというだけではなくて、農業、商業、大変裾野の広い産業であるというふうに思っております。それと、もう一つは、やはり、人が来なければ売り上げにもいかないで、今御質問の中にありましたように、観光入り込み客をどういうふうに来ていただくか、伸ばしていくかということがポイントだろうというふうに思っております。

道の駅も、御案内のとおり、それぞれ関係の皆さんの御努力で始まりまして、27年度は約9万2,000人でございまして、営業開始の平成18年の6万2,000人余と比べますと2万9,000人、率で47%ほどのアップをしております。この数は、実は、入り込み客だけではなくて、レジを通ったお客さん、2回買うと2つというカウントにはなりますけれども、これ以上の方々があそこに来ているわけでありまして、統計上のデータではありませんけれども、最低

でも2倍、うまくいけば、多いところでは3倍の入り込み客が道の駅に来ているということでございますので、大変数がふえてきているというふうに思っております。

それから、もう一つ、温泉の入湯税から見ますと、これは目を覆うような状況であります。これは青木村の温泉地2つだけのことでなくて、全国的に、観光の仕方が変わってきたり、団体客が少なくなったということが大きな影響かと思えますけれども、入り込み客から見ると、大変少なくなっております。

もう一つ、10年というお話がありましたけれども、ここ数カ月のお話をさせていただきますと、ふるさと公園あおきが11月14日にオープンいたしました。翌月、12月の道の駅のレジを通った方々は6,307人でありまして、26年度は4,907人でありましたから、数で1,398人、率で28.5%、これは、公園がオープンした相乗効果であるというふうに思っております。将来的には、先ほど杳掛議員の質問にもありました青木峠の新トンネルもありますけれども、それまでの間、道の駅の改修をしながら観光客を呼びたいと思っております。

10年間の反省ということでもありますけれども、観光客の嗜好も変わってきたということ、それから、北陸新幹線ができましたけれども、残念ながら、大きくは、青木村には関与していなかったようでございます。きのうも上田城の脇を通りましたら、あの雪の中、7台の大型観光バスが来ておりまして、夕方3時ぐらいの時間でございますけれども、あのような大きなイベントというか、いろいろな努力をすることによって、たくさんの人が来てくれるというふうに思っております。青木村も観光の宝はたくさんありますので、いろいろな組み合わせをしながら、イベントも含めて、農業も含めて、これに取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） “日本一住みたい田舎”の総合戦略の資料がここにありますけれども、ずっと目を通して見たわけでございますが、なかなか的確な指摘があるなというふうに感じたわけでございます。観光の関係につきましては、こんなことが整理をされておりましたので、ちょっと読んでみたいと思います。

観光資源を生かし切れていない。こういう指摘がまずあります。もう一つは、特産品がない、誘客力が弱い、それから、宿泊施設が弱く旅館が少ない、将来先細りである、情報発信力が弱い、こういうこと等々が記されておるわけでございまして、私もこれをずっと目を通して見て、中には的を射た発言も多いかなというふうに感じておったわけであります。

田沢・杳掛温泉も、非常に湯の質はいいわけで、本当に素晴らしい温泉だというふうに考

えておりますが、村民は、将来の温泉の営業について非常に不安を持っておるわけであり
ます。この温泉について、まず、村長のお考えがありましたら伺います。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先ほどの「田舎暮らしの本」の指摘は、大変学ぶべきところあるとい
うふうに思っております。

温泉についてでありますけれども、田沢・杓掛温泉、1000年を超える前に開湯された、
歴史のある温泉であります。私だけではなく、青木村の温泉に浸った方々は、素晴らしい泉
質だと褒めてくれておりますし、私も直接、外から来られた方々に泉質について素晴らしい
温泉だとお褒めをいただいております。

もう一つは、温泉法の中で格付けられました温泉の一つでもありますので、こういった保
養地温泉のことをうまく使いながらPRをすれば、もっとももっとたくさん来るかというふう
に思います。ただ、昨年の議会でも御質問をいただきましたけれども、青木村の行政が、国
民保養温泉のような、あるいは筑北村にあるような温泉施設をつくるというのは、今の段階
では勇気が要ることではないかというふうに思っております。

幸いにいたしまして、杓掛温泉の大きな旅館が、代がわりといいましょうか、経営が違
う方に移りました。前にいたところの状況を聞きますと、大変素晴らしいお客さんが来てお
ります。前のところでは2万円で満室に近いような状況だったと。例えば、野菜でいえば、月
100万円も地元の野菜を買っていたとか、そういった効果のある温泉と地元の関係もあった
ようでございます。いろいろお客さんも既に抱えているようでございますので、そういった
ところも今後期待したり、あるいは、協力してまいりたいというふうに思っております。温
泉につきましては、観光の面から見ても、私どもの宝であるというふうに思います。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 近々に道の駅も整備されまして、ルート143号の新トンネルの開通も
あるわけでございますが、車と人が増加をする、これは当然のことですけれども、さ
らに加えて、外国人も多くなるだろうと、こんなふうに考えておるわけでございます。1人
や2人なら結構でございますけれども、どーんと集団で入るというようなこともあろうかと
いうふうに思うわけでございます。外国人のおもてなしです。これにどのような対応の仕方
を考えておるのか、村長にお伺いをします。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 議員さんがおっしゃいますとおり、今国も、インバウンドと

いいですか、外国からのお客様にどんどん日本に来ていただくというようなことを進めているわけでございます。

青木村におきましても、今、道の駅の構想を進めておるわけでございますけれども、その中でも、これからの外国人の皆さんへの対応というようなことを視野に入れながら計画を進めているところでございます。今年度でございますけれども、その一環といたしまして、道の駅、それから、田沢温泉の温泉施設にW i - F i 設備、海外の方が日本に来られて、いわゆるメールですとかソーシャルネットワークを利用する場合には、我々が海外へ行ったときもそうですけれども、相当高額な通信料がかかるわけなんですけれども、W i - F i 設備があって、そこの電波を使ってやることによって、利用者は無料でそういうものが利用できるわけです。そんな環境づくりを今進めております。既に独自に整備された旅館さんもございますけれども、今回は2件の旅館さんに県の補助金をいただいて整備して、あるいは、村でも道の駅のほうにW i - F i 設備をこの2月に設置完了しております。そんな形で、利用しやすい環境づくりというのを整備しているところでございます。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 参考までで結構でございますが、外国人の昨年の来村人数、もう一つは、これから予想される当面の、本年の外国の来訪者はどうですか。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 今の質問でございますけれども、旅館の利用ということだけでいいますと、700人ぐらいの外国人の方が御利用いただいています。また、今、N P O さんなども一生懸命取り組んでいただいている農村体験等でも、年間かなりの数の外国人の方がお見えになっています。これからも、今週末も、N P O さんの受け入れで、フィジーとか大洋州、そちらのほうから二十数名お見えになりますし、今予定されているところでは、ことし10月ぐらいに東京農大さんとの連携を進めていこうという中で、やはり、外国人のお客様が何人か誘致、村としても積極的に、そのようなお話があれば歓迎して受け入れていると、そんなような状況でございます。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 問題のないように、しっかりと受け入れ対策をお願いしておきたいというふうに考えております。青木村の観光につきましては、農業、工業と並んで、非常に期待されておる産業であるというふうに思うわけでございまして、そんな点からも、十分に検討を加えながら、しっかりと方向づけをしておいていただきたいというふうに考えておるわ

けでございます。

続いて、定住自立圏の対応でありますけれども、これは、広域的な観光という面から、非常に重要な事項だというふうに考えております。内容的には、連携をしながら市町村が実施をしていくと、こういう仕事になっていくかというふうに思いますけれども、現状の、実施をされてまいりました事業の効果、それから、観光については、これからどのようなことを広域的に進めていくのかお伺いをします。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 広域連合での取り組みというようにお話でございますけれども、広域でも、今「真田丸」もそうですけれども、その一環で、毎年いろいろなところへ出かけていって、観光PR活動しております。金沢、大阪、名古屋へ出かけてPR活動しております。そのような中で、引き続き連携して、観光はこの青木村だけで完結しませんので、青木村に見える方は上田へ行ったり、上田へ見える方にどうやって青木へ来てもらうか、そのようなことが広域連携のやっていかなくはいけない役割ではないかというふうに思っておりますので、その辺はしっかり連携をとって、地域全体でおもてなしといいますか、受け入れをしていくと、そのような視点で取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 具体的にどのような仕事を今進めておるのかお伺いします。

○議長（小林和雄君） 小林商工観光係長。

○建設産業課商工観光係長（小林利行君） それでは、私のほうからお答えをいたします。

現在、観光につきましては広域連携が進んでおりまして、上田地域広域連合におきます地域観光では、上小4市町村に加えまして坂城を入れた取り組み、また、上田定住自立圏におきましては、群馬県嬭恋村、同じく坂城、北佐久の立科等を入れました広域での取り組みを行っております。ただいまは、やはり、NHK大河ドラマ「真田丸」の影響がありますので、大阪へ一緒に出向いたり、名古屋に出向いたりですとか、そういった活動での観光PRを行っております。今後、JRのDCキャンペーンがあったり、上田の新幹線観光案内所等での取り組みもありますので、圏域を超えました連携の中で、観光PR、観光誘客を積極的に進めていきたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） わかりました。

いろいろと申し上げたいことがありますけれども、若干提案を申し上げたいと思います。

1つは、私なりに考えておるわけではありますが、見て、食べて楽しむイチゴの摘み取り。これは、もうかるかどうかはちょっとわかりませんが、やはり、観光対策用として、このような施設をもって誘客対策を進めるということも重要ではないかというふうに考えておるわけがあります。

それから、もう1点は、遊休農地を利用したところの梅林づくり。あるときに一斉に花を咲かせて観光客を誘致をする。昔はアイリスがあったんですけれども、今はそのような対策もなかなかできない。花を見て梅を取ると、このような点から、一人でも多く来てもらえるような、そういう対策があってもいいではないかというふうに考えておるわけがあります。今、実際に、村では梅の振興もされておるわけがあります。製品としては梅漬けです。これが去年のうちに完売である、原料がない、このようなことをしょっちゅう聞くわけですが、このような面も含めながら、やはり、梅の確保も含めて方向づけをしていく必要があってもいいではないかというふうに提案申し上げておきたいと思います。

それから、もう一つは、やはり、村民の体力を強化をするという面から考えまして、昆虫資料館もこれから整備をしていくわけですが、あの周辺を中心としたところのトレッキングです。もう一つは、グリーンツーリズム、このようなものを御検討いただいて、健康づくりを進めたらどうかというふうに考えておるわけがあります。中にはわがままな提案もあるわけですが、十分に御検討を願って、青木村のためになる、そのような業務展開をお願いをしておきたいというふうに考えておるわけですが、

このことについて、もしございましたらお願いします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 3点御提案いただきました。それぞれ示唆に富む御提案をいただいたというふうに思っております。

イチゴの摘み取りですが、既に富士山では成功しているというふうに聞いておりますので、道の駅をつくっていく中にも、各委員を初め、皆さんから、道の駅周辺でイチゴ摘みのような体験農業を含めて何かをという御提案をいただいておりますので、それとあわせて考えてまいりたいと思っております。

遊休農地対策、あるいは、みかえり漬の梅不足の対応としての梅林づくり、これも課題であると思っております。

それから、3点目の昆虫資料館の周辺の観光施設でありますけれども、あそこは、十観山

から始まりまして、下のパラグライダーの発着所、それから展望台、昆虫資料館、植樹祭をした一帯の林、それから横手のキャンプ場、それから、ちょっと下りますけれども、田沢温泉がありますので、あそこを1つの観光のエリアとして、昆虫資料館も4月1日から村で引き受けるわけでありまして、そんなことを1つの拠点として、観光の大きな場所として打ち出せないかということも考えてまいりたいと思います。

いずれにしても、すぐできること、それから長期的なこと、いろいろありますので、この示唆に富んだ御提案を受けさせていただきたいと思います。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） ぜひひとつお願いをしたいと思います。

次に、「田舎暮らしの本」2月号でありますけれども、住みたい田舎暮らしランキングが発表されました。10のジャンルで106の項目でいろいろと調査をされたようでありますけれども、村の部では青木村が1位ということでございまして、大変喜ばしいことでございます。この中には、やはり、村長の行動力も高く評価されているのではないかとこのように考えておるわけでございます。また、青木村を大きくPRすることができたのではないかと、このように考えておるわけでありまして。

そんなことで、村長はいろいろと宣伝をされたり、報告もされてきたわけでございますが、一言ございましたらお伺いをします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） この本に掲載されてから幾つかうれしい話がありまして、一番うれしかったのは、この情報がインターネットで、村内のみならず、友達、中・高校生を中心に、あるいは若い人たちの中で飛び交ったということがうれしかったです。うれしかったというのは、1位になったことがうれしいということではなくて、若い人たちが、村のことについてこんなに興味を持ったり、あるいは自慢に思ったりしてくれているんだということが、私は大変うれしく思ったわけでありまして。一生懸命行政をして、仕事をしていても、これは皆さんはどういうふうに思っているのか、このことに関しての関心はどうなんだろうなと思いつつやっている中で、そういう意味では、私にとりましては朗報でありました。

それから、村内、村外の人からいろいろ照会がありまして、これについて私も提案したいので、ぜひ村長の日程を調整してくれと、こんな話も来ておりますので、いろいろな人がこれについて興味を持ってくれたりしてくれることが、私はうれしく思っております。

10ジャンル、106項目の中で、当然私どもがまだしていない項目も幾つかあるわけであり

ます。移住政策、あるいは老後の医療の体制、自然の豊かさ、災害のリスク、こういうところはよかったんですが、まだまだ欠けているところがありますので、こういったことを一生懸命やっていかなければならないと思っております。例えて言えば、移住希望者への情報の提供、あるいはメールとかホームページです。関東圏での移住相談、体験ツアーの開催、これもまだまだ不足していると思っております。それから、田舎暮らし体験施設、これも来年度の予算の中でお願いしております。それから、ふるさと納税もこのようなことを通して、田舎暮らしのPRになるということがわかりましたので、これも一生懸命やっていきたいと思っております。空き家バンクも昨年度から始まりまして、250を超える空き家があるということが、私の想像を超えた数字でありますので、ここも今始めておりますけれども、もっと充実しなければならぬというふうに思っております。それから、住民の参加のできる生活習慣病予防、あるいは栄養指導、これも、村民の方々を中心にやっていきたいというふうに思っております。それから、出産祝い金のアップでありますけれども、議会の冒頭の中でもお願いをしましたように、来年度の当初予算でやっておりますけれども、これも一生懸命やらなければならぬ項目であるというふうに思っております。住宅政策もしかりであります。

私もここで大変勉強させていただく機会がありましたので、不足している項目、これが1つの大きなポイントだろうと思っておりますので、さらに一生懸命やっていきたいというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 次に、青木村の人口動態でありますけれども、最近の内容を整理をしていますと、転入者がふえております。これは全部移住者ではないとは思いますが、しかし、ふえていくということはいいことであります。このことが移住につながっていくというふうにも考えておるわけでございまして、とにかく移住者をもっとふやしていくというようなしっかりした対応も必要ではないかというふうに考えておるわけであります。

それから、村では昨年の6月から9月まで、全村で空き部屋の調査をされたということでございますけれども、Iターンの皆さんの、いわゆる空き部屋活用の準公営住宅の確保を進めておるというふうに承知をしておるわけでありますけれども、この空き部屋調査の内容、結果、あるいはまた住宅の確保、それから、利用可能な家屋とか支援策、何件もあるわけでございますが、整理して答弁をお願いをしたいと思います。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 具体的な数字は担当者から申し上げますけれども、今の御質問の中で今後の支援策等々の話でありますけれども、今、村営住宅が98戸ございます。その中の課題というのは、これは各議員さん御案内のとおりでありまして、一定の年齢になると、さあこれからというときに村営住宅を出て行くということで、それも上田に出て行ってしまう、青木村にとどまらないというところを、青木村に多くとどまらせていくということが課題であります。

そこで、今御質問の中に準公営住宅という形がありましたけれども、こういった空き家住宅、あるいは空き家住宅の後のクリアランスした土地等を利用して、こういった課題が解決できるような村営住宅ができないか、今研究をしております。来年度すぐというわけにはいきませんが、国の制度、あるいは国の助成制度をうまく活用して、この準公営住宅をつくっていきたいと思っております。

一番は、一定年齢になると村営住宅を出る。そのときに村外に出て行ってしまう。ここをうまくクリアする制度はないだろうか。思いましたのは、若い人たちが住宅をつくるときの初期投資が大変なものですから、このときに村営住宅にしておいて、ある一定年数を住んでいただいたらこれを買っていただくと。そうすると、自分の住宅ですから大事にしますし、あるいは、コミュニティーができてその後も活用ができるということで、こんなことができないだろうかということ。村独自でやればいいのですけれども、補助金とか国の制度とか、そのようなことを今研究しておりますので、空き家についてもこういうことをやっていきたいと思っております。

支援策の一つとして、昨年度から、今までは一定程度の介護保険の要介護度でないとはできなかったんですけれども、普通の人でも、若い人たちが村外へ出ないための方策の一つとして、あるいは村の商工会、建設部会の人の売り上げにもなるということで、20万円をアップパーとして補助をいたしました。それから、一昨年、村内に新しく住宅をつくる人に、建設だけではなくて、クリアランス、あるいは用地買収、この3点を含めて、アップパー100万円でございますけれども、補助をして、これも大変好評を得ていただいております。空き家対策の一つとして、こういうことも来年度も一生懸命やっていきたいと思っております。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） ただいま議員さんの御質問の中にございました空き家の状況です。今どんな状況なのかというようなことで、途中経過でございますが、2月の段階で調査が完了している空き家の総数が229というようなことでございます。その中で、まだはっ

きり確認できないけれども、管理しているとか、ふだんはあいているけれども時々来て管理している、そのようなものがその中で50ございます。それから、かなり古い、状態は悪いしこれは使えないなというようなものが66ほどございました。

そんな中で、今空き家バンクに登録いただいている方が、今手続中のものも含めて、全体で26件の皆さんになっております。最初、去年の今ごろでしたか、3件ぐらいからスタートして、ここで26件ほどの登録になるということで、大分村民の皆さんにも浸透してきたかなというふうに思っております。空き家バンクに、借りたいとか買いたいということで、今18名の方が登録をされております。それから、実際にそれを通じて移住された方もこの1年の間で3件出てきたということで、売買が2件、賃貸が1件というような形で進んでいるところでございます。

4月から専門に臨時の職員をここに配置していただいております。そんな成果が徐々に出てきているということで、今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 移住政策という御質問でございまして、ことしの保育園の入園といいましょうか、照会が大変多かったということでございますので、園長のほうからその状況について答弁いたします。

○議長（小林和雄君） 多田園長。

○保育園長（多田治由君） ことしの状況で申し上げますと、昨年末から募集の作業を進めておりましたが、転入者の方の保育園入所の問い合わせが例年に比べますと多かったというのが実情でありまして、逆に、事務的には大変な部分はあるわけですが、連絡をとりながら進めさせていただいて、4月からこちらに入所という子供さんも複数おりますので、御報告申し上げます。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 今、話の中で多かったということですが、何人ぐらいあったんですか。

○議長（小林和雄君） 多田園長。

○保育園長（多田治由君） Iターンに限らずでありますけれども、ことしに入ってから住所を持ってこられて、それから手続をされたという方が、私の記憶の中での数字になりますけれども、6名ございます。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） わかりました。

そうすると、現状、住宅は不足しているというような状況ではないわけですね。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 今も、特に今月に入りましてから毎日のように、空き家ですとか移住の相談に見える方がふえております。今お話ししたように、空き家バンクに登録されている物件もあるわけなんです、それが全て来られる方の条件に合っているかという、かなり手を入れなければいけない住宅もございましたり、あるいは、自分の予算に合わないですとか、借りたいのだけれども売りたいという物件が多かったりですとか、そんなことで、全てスムーズなマッチングにつながっているかという、まだまだ課題もあるかというふうに思っております。

そんな中で、まだ空き家の中で登録になっていない空き家がかなりございますので、この辺もさらに呼びかけをして、ダイレクトメール等で確認をしている物件もございます。そんなことで、その辺も含めて、一層取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 住宅が足りているかという御質問でございますけれども、積極的に呼び込むということで、これらの空き家、あるいは空き土地になるところを活用していきたいというふうに思っております。

それから、もう一つ、いわゆる、住宅があればたくさんの方が来るということも、何となく感触としてわかってまいりました。それで、何人かの方々からアパートが欲しいというお話を聞いております。聞くと、やはり、家族で住むのではなくて、一人で、例えば農業の研修に来る人とか、会社に長期的な研修に来ていたとか、そのようなことがありますので、これは、もちろん村営住宅という形もありますけれども、なるべく村の体力の身の丈に合ったことを考えると、民間の人にやっていただけないかというふうに考えております。既に、そういうことをなりわいとされている何人かの方々に声をかけておまして、そのときに、100%を丸投げということではなくて、こちらの希望とか、あるいは、いわゆるお金ではなくて、マンパワーで汗をかけるところはいいていく。そうしながら、民間活力の活用を図っていく中で、住宅政策の一つの方向として解決をしてまいりたいというふうに考えて、実施をしつつあるところでございます。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） この問題は、とにかく人口政策から考えましても大変重要な事項だというふうに考えておりますから、どうか、大所高所にいろいろ検討されまして、しっかりと

した方向づけをして実行されるよう期待をしております。よろしくお願いします。

それから、もう1点でありますけれども、村長を中心としまして観光サポーターズクラブを設立されまして、最近の陣容を聞いてみますと、2,300人になりましたと、こういうことでございまして、会員も大変ふえておるわけであります。この成果と今後の取り組みということで、村長にお伺いしたいと思います。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） サポーターズクラブは、もともとスタートしたときは、一度青木村に来て青木村のよさをわかってもらう。一度来たらいいいところだね、思ったより関東圏から近いねということをよく言われたものですから、一度来てもらうために、この方策をとってメンバーになっていただければ1,000円の地域消費券をお出しして村で使っていただくということであります。今、大体2,300人の会員がおりますけれども、今の地域消費券の利用率は約4割というところでございますから、920人ぐらいになりますでしょうか、相当数の人が来ていただいているかなというふうに思っております。そういうことでございますので、一度来てもらう、いろいろな施策をやる中の一つとして、観光サポーターズクラブは効果があります。それから、地域消費券と会員券を送って、数年して使わない人はメンバーから落としていく、来た人には、リピーターになっていただくために、地域消費券と情報等を送ったりしているところでございます。

今後、いろいろな方策をして観光客を呼び込むのですけれども、タチアカネの話、焼酎の話、道の駅の話、乾燥野菜の話、杜仲茶の話、おそば屋さんの話、いろいろ情報発信をしております、そういうことも含めて、これは大事な団体であるという認識のもとに、今後も前向きに、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 観光産業は、ちょっと整理をしてみても、これだけいろいろと問題、あるいは課題が多いわけでございますけれども、どうか前向きにお取り組みをお願いをしたいというふうに期待を申し上げて終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（小林和雄君） 9番、堀内富治議員の一般質問は終了しました。

ここで10時50分まで休憩といたします。続いて、その後、10番、山本悟議員の質問に移ります。

それでは、10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時50分

○議長（小林和雄君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

◇ 山 本 悟 君

○議長（小林和雄君） 10番、山本悟議員の登壇を願います。

山本議員。

〔10番 山本 悟君 登壇〕

○10番（山本 悟君） 議席番号10番、山本悟です。

通告いたしました3点につきまして、村長並びに村長部局にお尋ねをしてみたいです。

まず、最初の青木峠新トンネル事業化に向けた調査実施決定を受けた自主的協力についてということでお尋ねいたします。

このことについては、同僚の杓掛議員のほうからトップバッターとして質問されたのですが、できるだけダブらないように、重要と思える点はダブルかもしれませんが、よろしくお願いしたいと思います。

143号線の青木峠の問題というのは、本当に古くて新しい、一番大事な青木の基本にかかわる問題だなと、こんなふうに思っております。今までいろいろな段階で、一般質問とか、あるいは郡の議員大会とか、いろいろなことで運動をしてきたのですが、半世紀になろうとするけれども、なかなか先が見えてこない。そんな中で北村村長が誕生されました。その辺からお尋ねしてみたいです。

25年5月に北村村政が誕生されました。4月16日の告示、21日の投票ということで、村長は2,184票、68.1%の得票率で、対立候補の1,019票、31.8%を大きく引き離して当選されました。改めて、おめでとうございます。そのときの村長の御発言、あるいは活字での挨拶文等々、いろいろ総合的にお聞かせいただいたり、見させていただいた中で、村長の思いは長い間留守にしていたふるさとへの恩返しと、そういった思いが読み取れます。村長に

おかれましては、大学、それから仕事も埼玉県ということで、県職員を勇退されてからも、副市長さんとか、いろいろな重要なポストをやられて、長く、半世紀近くもふるさとを留守にしていたわけなんです、そんな思いがひしひしと感じられる村長のお言葉でございました。したがって、豊富な行政経験と太い中央省庁とのパイプを生かしたすばらしい村政だなということで、こういう結果になったのかなと、こんなふうに思います。

喫緊の課題といたしまして、自主財源を確保するための基盤づくり、それから、基本方針といたしまして、人口減少に歯どめをかけ、雇用の場の確保、観光振興、特産品づくり、こうして財源を豊かにし、医療・福祉・子育て・教育の拡充等、当たり前の政治、行政を愚直に淡々で行うというふうに断言をされております。

それでは、143のことについて伺ってまいります。

先ほど言ったように、もう半世紀も運動したんだけど、なかなか先に進まないという中で、村長が変わってからの143に関するいろいろな陳情とか、そういうところについて触れてみたいと思います。

25年4月10日には、既存の期成同盟会として、国交省、あるいは財務省、地元選出の国会議員へ陳情をいたしました。それから、25年11月10日には、先ほど沓掛議員さんも触れられましたけれども、国道143号新トンネル建設促進村民会議が立ち上げられました。そして、設立総会、同時に看板とか垂れ幕等もつくられたと。150名余りの大勢の村民の皆さんが参加して、大分盛り上がったと、私はこんなふうに感じておりました。それから、26年10月3日ですが、期成同盟会と同時に、既存の期成同盟会と新しくできた村民会議が合同で、国交省、財務省、あるいは地元国会議員に陳情したということでございます。それから、26年12月22日ですが、村長と清水県議さんが、国交大臣の部屋へ行って直接訴えられたと聞いております。

143と公園と道の駅というのは、3本が一つのというような考え方の中で、27年1月30日には、道の駅が重点道の駅に指定をされた。それから、27年2月14日には、国道143号青木峠新トンネル建設促進議員連盟、これは当村でございますが、設置をされました。それから、27年8月16日でございますが、同じく同盟会と村民会議で国交省、あるいは財務省、地元選出の国会議員へ陳情をされました。

11月14日でございますが、青木村の産業祭2015、タチアカネ新そばまつりに合わせまして知事が来村され、講演と車座集会ということで、いろいろ知事からお話を伺いました。そのとき、私は、知事がきょう口をすべらせてくれればいいなと思ったんだけど、知事も

そんなことはなくて、決してそんな甘いものではありませんでしたけれども。

それから、12月5日でございますが、国道143号青木峠新トンネル建設実現を願う村民大会ということで、文化会館で村民大会が開かれました。そのときに、前国交大臣の太田さんのほうから、「国土強靱化と青木峠新トンネル」ということで講演がございました。300名か、もしかしたらもっと入ったのではないかなと。自分の記憶の中では、あんなに人が入って、入り切れなかったというのは初めての経験で、この盛り上がりはすごいと、本当に熱いものを感じました。その中で、小林さんとか、原さんとか、小林孝吉さんとかがいろいろなことで知事の胸にぐさっとくるようなすばらしい発言をされたなど。佐藤賢児君の発声もよかったなど、こんなふうに思っております。

そして、27年12月21日、これは本当に記念すべき日だと思うんですが、もちろん村長も行かれたんですけれども、143号沿線の3市2村の議員による議員連盟設立の挨拶と、早期に着手、調査決定をしてほしいというような要望を行いました。そのときに、知事のほうから、高速鉄道新幹線から外れた中信地域の交通体系をどうするか、上田駅へのアクセス、上田・松本地域間の経済、観光、医療、生活、防災等々、多面的な効果を検討した結果、青木峠新トンネルについて、事業化に向けて27年度より調査を開始する旨のお話があったそうでございます。その日のうちに村長が帰って来られて、私どもにも電話をいただきまして、本当に、天にも昇るすばらしい気持ちで、村長はちょうちん行列もやるって言えばいいかなと思ったぐらいでした。

143の関連の一般質問とか動きなんですが、25年第4回定例会で沓掛計三議員さんのほうから143についての一般質問がございました。それから、既に議員は退任されておる先輩議員、あるいは同僚議員でも、何人かが143号について質問したり、これは小県郡の議員大会、かつて、真田町さん、東部町さん、丸子町さん、長門町さん、それから武石村さん、和田村さん、青木村と郡の議員大会というのが毎年あったんですが、その中で、各町村が1題ずつ持ち寄って、いろいろなことを国とか県へ知事したんですが、その中で、私もたまたま青木村のときには、143について議員大会で発言をさせてもらったこともございます。

それから、私ごとなんですけれども、平成9年に初めて議員になったときに、第3回定例会で村長に初めて一般質問をしたのが143のことでございます。そんなことで、私にしてみると、143というのは本当に思いがあって、何か人と話をするときは、おまじないではありませんけれども、143、143としょっちゅうそんなことを言っていたというのは、自分の中で少しでもPRできればいいかなと、そんなふうなことでございました。

そんな中で北村村長が誕生されて、村長から聞いた言葉の中で、今までのやり方でやっただめなら変えなければだめだというようなことを、アルコールが入っていたときもありましたし、そうではないときもありましたけれども、何回か村長のそんな発言を聞いて、いやすごい行動力だなと、中央省庁とのパイプということもありますけれども、とにかく行動力がすごいなということで、私たちもある程度諦めていた部分もあったんですが、村長が変わって、ひょっとすればひょっとするぞと、そのような思いがしたのは事実でございます。

そんな中で、調査費がついたということで、一歩も二歩も前進して、さっきも言ったように、何年か後には形になるのかなと、夢が現実味を帯びてまいりました。

そんな中で、お尋ねをしてまいりたいと思います。

これから、私ども青木村、あるいは村民の一人として、一体何が協力できるのかなと考えたときに、先ほども、地質調査ですとか、地主さんの調査ですとか、残土とか、いろいろなお話がありましたけれども、物心両面でどんなことができるのかということでお尋ねをしてまいりたいと思います。

予定地というのがある程度特定されるので、地主さんも何十人かいらっしゃるのかもしれませんが、すぐできること、それから、比較的時間がかって大変だというのは、地主さん、所有者のAさんならAさんという人が実際にいてというならいいんですが、もうどこにいるかわからない、あるいは子孫の方もどうかなというような中で、まず、そういった基本的な調査をする。およその坑口といいますか、ある程度特定ができたらと思いますが、伺ってまいります。

まず、物理的にどんな協力ができるのかということで、村長お願いします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ぜひ、トンネルができた暁には、ちょうちん行列をお願いしたいというふうに思います。

どんな協力がでありますけれども、先ほど、杓掛議員の御質問の中でもるるお答えしたとおりでございます。今、この時点で一番大事なことは、やはり、坑口を決めることだろうというふうに思っております。今、山本議員の御質問にもございましたように、坑口はある程度の用地買収が必要になってまいりますので、地主さんが御協力いただくということが一番大事でございます。それから、坑口だけではなくて、周辺を含めてそういうことが大事なことなので、そのような坑口のできやすい、設計上といいいましょか、物理上のものと、それから、地主さんの顔ぶれを見ながらということがあると思います。山林が共有林の場合は、

今御質問にありましたように、地主さんが枝分かれしていたり、そのさらに先ということになると用地買収が大変難しいものですから、そんな状況を、私どもからも県のほうには御提供申し上げたいというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 精神的な問題なんですが、村民の皆さんができるだけ143に対する同じ思いをとこのをアピールする上でもいいかと思うのですが、そんな中で、もっと村民に、広報とかいろいろなことを通じて、12月21日に調査費がついたことから、これから想定されるようなことについて情報を提供して、できるだけ同じ価値観といいますか、そういった考えを持てればいいかなと、そんなふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問のとおり、やはり、村民の皆さんには、いろいろなことを情報提供しなければいけないと思っています。大きく2項目ありまして、1つは、トンネル建設に係るいろいろなもの、それから、もう一つは、できた後、松本地域とはこういうところで、こんなことが可能性が出てくる、あるいはこういう町だから、皆さんどうぞというような2つの項目を、私どもの立場で一生懸命PR、あるいは協力いただくものはいただく、そういうことをしてまいりたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 村でほかに何かあれでしょうか、庁内の職員の中でのいろいろな会議、話し合いの中でいろいろなことが出てくるかと思うんですが、何か話題になったこと、提案とか、そんなことはありますか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 前の御質問の2つの項目の一つの松本・安曇野とはどういうところという話なんですけれども、職員の皆さんは、私の年齢が思う以上に、松本とは結構深い、それは職員というのではなくて、村民の若い人たちという理解でいいかと思えますけれども、松本山雅のサッカーを応援する方々がいたり、高級ブランド品といいましょうか、ある程度のものを松本に買い物に行くとか、結構今でも松本とは関係が深い。それから、もう一つは、やはり、医療の関係です。今まで佐久へ行くよりは松本のほうが時間的に3分の2で行けるわけですから、そういうことを含めて、今後松本と医療の関係はこういうことが可能性があるとか、よくなるとか、そんなことが話題に出ております。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） これからも、どんなことでも、考えられるありとあらゆる面から、より運動を強化して、青木の情熱を県や国へ伝えて、一日も早い完成ができるように今後も御尽力をお願いしたいと思います。

それでは、2問目に移ってまいります。

長期金利初のマイナス、村の財政運営に及ぼす影響とその対策についてということでお尋ねをしてまいります。

この1月28日、29日の日銀の政策委員会、金融政策決定会合において、マイナス金利付き量的・質的金融緩和の導入が決定をされました。専門家の話を聞いても、まさかマイナス金利と、すごいサプライズだというように言っている専門家もいます。日銀は、2013年1月に物価安定の目標ということで、消費者物価を前年比上昇率2%という大きな目標を掲げまして、それに向けて質、量、金利の3つの次元から金融政策をやると。

マイナス金利とは何ぞやということなんですが、単純に言えば、貯金している分の利子を、今度は逆に金融機関に払うという話であります。ただし、それは、現実には日銀と金融機関の間での当座預金の話でありまして、私ども一般庶民がすぐどうのこうのということではありません。それから、日銀も、今まで金融機関が預けていたお金については今までどおりの金利がついて、新たに日銀へ預けると、それはマイナス金利だということのようでございます。それも、全体の枠がありまして、280兆円分の10兆円とか30兆円とか、いろいろ言われているようですが、そんな、ある程度限定された範囲でのお話と、こういうことのものでございます。

金融機関は、日銀へお金を持っていくと逆に利子を払わなくてはいけないというので、ではどうするかと考えたとき、だったら、お金を貸して利息をもらったり、あるいは、何かほかへ投資をしたほうがいいなということになる。そうすると、市場にお金が出回って、世の中が活性化して、景気がよくなって、賃金も上がって、物価も2%ぐらいになってというような、これはあくまでも日銀が描いた絵でしょうけれども、量的緩和でも、日銀が、例えば金融機関から国債を買い取って銀行にお金をやる。すると銀行はそのお金をふやして市場に出回らせる。質的緩和は、日銀が金融機関から買い取る資産の対象をもっと広げて、超長期の国債とか金融商品の買い入れをします。いずれにしても、どちらもお金を動かすための方法と。

我々への影響なんですが、マイナス幅が、私どもの、例えば、預金に将来及ぶのかということなんですが、可能性としてはあるということだそうであります。私はお金がないからいいけれども、そんなことで、どうなるかわかりませんが、いずれ、理論的には可能性

があるんだそうです。企業はどのような活動を。個人は、例えば、土地を買って家をつくとか、車を買うとか、ある程度の耐久消費財を買うということでお金が出回る。企業は、金利が安くなることによって設備投資に向けて、雇用も確保し、機械とかそういった生産の道具を買う。そうすると、やはり金回りがよくなると。企業でも、よくなるどころとそうでないところとあるようでして、銀行は苦しくなる、保険業界も苦しくなる。よくなるのは不動産屋さん、あるいは航空関係の業界、あるいは観光事業等々はよくなるのではないかとされているようです。

そこで、質問なんですが、村のことについてお尋ねします。村の現在に最新の地方債残高はどのくらいでしょうか。

○議長（小林和雄君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） 現在の地方債残高になりますけれども、27年度末になりますと約17億7,000万円になります。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 残高は今聞いたんですが、期間はいつまでやるのか、それから、利率、今後残高がどのような曲線を描いていくのかお尋ねします。

○議長（小林和雄君） 井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） まず、今後ということになりますと、近年を踏まえまして減少傾向ということで、28年度でも新たなものを借りますけれども、それ以上に、終了に伴って返すほうの金額がふえているがために、全体とすれば減っていくと、そのような方向になるかと思えます。

それから、利率に関してのことなんですけれども、今、長期で借りているものは、例えば、20年償還という前提で申し上げますと、10年ごとで利率の見直しが行われています。近年では、当然利率等が下がっている時期ですので、伴ってこちらのほうも下がって、財政的には軽減というような状況でございます。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 個人ですと、例えば、住宅ローンをA銀行から借りていたら、B銀行へ行って借りてきてA銀行に返して安い金利でやると、例えば、何十年かの間にどれくらい浮いてくるというような計算をするんですけれども、それは地方自治体はできないと思うんですが、その辺をはっきりとお聞きます。

○議長（小林和雄君） 依田企画財政係長。

○総務企画課企画財政係長（依田哲也君） 今年度も1件借りかえを行いました、そちらの利率につきましては、1.8%のものが約0.9%ということで、約半分となっておりますので、すぐ試算はできないのですが、利率につきましても、それだけ安くなっているということでございます。今後も、利率につきましては、引き続き低金利というのが市場の見方でございますので、今後の起債につきましても低金利で借りられるということで、村の財政的には大変有利な方向に働いていくのではないかと考えております。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 今お答えいただいたんですが、ほかにもまだそういう可能性のあるものがあるんですか。

○議長（小林和雄君） 依田企画財政係長。

○総務企画課企画財政係長（依田哲也君） 主には臨時財政対策債なんです、こちらは長期で借りておまして、20年なんですけれども、10年に1回の見直しということでございます。臨時財政対策債につきましては、来年もございまして、毎年のように見直しの時期が来ておりますので、同じように、金利のほう当初借りてきたより安く見直しになっておりますので、財政的には大分有利になるかと考えております。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 次に、基金のことについて伺いますが、基金は総額でどのぐらいあるのでしょうか。それから、内容についてもお聞きします。

○議長（小林和雄君） 小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

平成27年度の基金残高ということでございますが、今現在の見込み額で19億8,114万円ほどでございます。このうち一括保管している基金ですが、16億5,599万5,000円ほどで、この中で決済性預金で預かっているものが6億675万9,000円ほど、定期預金で預けているものが3本ありまして、いずれも満期1年でございますが、こちらが5億円。保有債券でございますが、8本ございまして、5億4,923万6,000円ほどでございます。これとは別に、個別で保管している基金もございまして、少額基金も含めて7基金、3億2,514万5,000円、いずれも決済性預金でございます。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 国債について。

○議長（小林和雄君） 小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 保有債券8本の中に国債のほうもございます。こちらにつきましては、4本が国債になっております。1本が政府保証債、残りが地方債ということでございます。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） これは満期まで持ち続けるということですか。

○議長（小林和雄君） 小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 原則、満期まで持ち続ける予定でございます。いずれも、日銀の発表するマイナス金利以前に買ったものでございますので、大変有利な利率でございますので、大事にとっておきたいと思っております。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 金融機関とか、あるいは県、国等々から、何らかのマイナス金利のことについての情報というか、何かそういったのが流れてくるんですかね。

○議長（小林和雄君） 小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） そういった情報は、国・県のほうからは特に流れてきておりません。金融機関、それから証券会社等、ちょくちょく連絡をとって、いろいろ情報は収集しているところでございます。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 庁内で運用をどうするかというようなお話し合いは、定期的にというか、今回のこういった事態を受けて何かおやりになったんですか。

○議長（小林和雄君） 小宮山会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（小宮山俊樹君） 毎年、3月の末、もしくは4月の頭ごろに公金管理運用委員会というものを開いております。もうじきその時期でございますので、こんな情勢でございますので、そういうことも含めて、28年度の運用方針等を決めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） いずれにしても、公金を扱っているわけですから、安全が大事だと思います。かつての上田広域のマイカルのようなことは村では絶対ないと思いますけれども、その点も踏まえて、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

では、3問目に移ります。

障害者差別解消法の施行に伴う対策についてということでお尋ねをいたします。

正式な法律名は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、25年6月19日にできたんですが、施行はこの4月と。障害者に関する世界的な一つの動きなんですが、18年12月には障害者権利条約というのができました。これは、障害者が社会の一員として尊厳を持って生活するというふうなことを目的として、この権利条約が発効したと。日本の動きなんですが、障害者権利条約の批准、それから、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の成立、障害者虐待防止法の成立。県レベルでもいろいろ条例をつくっているとか、市町村でもつくっているところもあるようですが、本県では、県もないし、市町村のことはよくわかりませんが、ないのではないかと思います。

障害とは何という話なんですが、今まで、障害とは、目が見えないとか、歩けないとか、あるいは、その人が持っている性質だけから生じるというふうに考えられていたと。ところが、今の考え方としては、個人の性質のために働けなかったり、さまざまな活動に参加できなかったりするような社会の仕組み、人々の偏見とか、建物や制度にも問題があると。そのような社会と人とのかかわりから障害が生じるというふうな考え方もされているようです。

この法律の目的なんですが、障害があるないにかかわらず、誰もがわけ隔てなくお互いを尊重し、暮らし、あるいは勉強したり、働いたりできるように、差別を解消して、誰もが安心して暮らせる豊かな共生社会を実現するんだというのが目的のようです。この法律の対象となる障害者ですが、障害者手帳を持っているかというふうなことは特に問題ではなくて、認定をどうするのかはちょっとわかりませんが、そのようだそうです。

差別とは何ぞやということなんですが、例えば、不当な差別的な取り扱い、見えないとか、聞こえないとか、あるいは歩けないといった機能障害を理由にして区別、排除、制限をすること。例としましては、今まで行きつけていたインターネットカフェが、その人に精神的な障害があるとわかった時点で入店を拒否したとか、聴覚障害のある人が一人で病院を受診したところ、筆談のための時間がとれないとの理由で、手話通訳や派遣の依頼もせずに受診を断られた。車椅子や補装具、盲導犬や介助者など、障害に関連することを理由にして区別や排除、制限をすること。例えば、盲導犬を連れた人が、動物は入店禁止というような店で入店を拒否されたとか、そのようなことが対象だそうです。

いろいろが問題があって困ったときにどうするかというときの仕組みなんですが、この法律では、国と自治体に差別解消の取り組みが義務づけられていると。問題を解決するためには、新しい紛争解決手段をつくるのではなくて、今ある行政などの相談機関の中で対応する

と。国と自治体は、そうしたさまざまな機関の連携のために、差別の解消をするために、障害者差別解消支援地域支援協議会を設置することができると記されています。協議会には、運営とかあります。

それでは、具体的にお尋ねしてまいります。

村長は、開会の冒頭の挨拶の中で障害者差別解消法のことについて触れられました。この法律について、県教委の研修会や障害者支援センター主催のシンポジウム等で本村の取り組みが先進事例として取り上げられたというような話を聞きまして、私も、そんなことがあったのかと、すごくうれしくなりました。

それで、今度は具体的になんですが、当村として、この解消法の対象になる団体というか、個人というか、そういったものにどんなものが想定できるのかお尋ねします。

○議長（小林和雄君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 教育関係について、私のほうからお話し申し上げたいと思います。

今、議員さんがお話しされたように、実は、教育関係でいうと、今、県では2つのことを考えています。

1つは、「今こそ通常の学級における特別支援教育の充実を」というパンフレット、これだけのものなんですけれども、これを全部の小・中学校、それから全部の教育委員会に、この3月にインターネットを通して配信する予定です。ここには、学級、授業の中で具体的にどういう配慮をしたらいいのか、それから、授業の組み立てはどうしたらいいのかということを、簡単にポイントだけまとめてあります。これをつくったのが特別支援教育課なんです、その会議をしたのが特別支援教育連携協議会という会議で、この座長を任せていただいたのが私であります。なので、1年かけてこれをつくってきた。私も参画させてもらいました。

2つ目に、県では、特別支援教育地区代表者会というのを塩尻にある総合教育センターというところで行いまして、長野県中のその地区の特別支援の代表の100人を超える人たちが集まりましたが、その中で2つの発表がありました。1つは岡谷市の発表、もう一つがこの青木村の、まさに私たちが行ってきた、3年間経験をしてきたインクルーシブ教育体制について発表させていただきました。本当に、障害者差別解消法というのは、実は、青木の行ってきたことを後押ししてくれるような法律だというふうに考えていて、青木の小・中学校の先生方、保育園の先生方を含めて、一人一人の子供にどんな支援がいいだろうかというふうにきめ細かい体制づくりをしてきた、支援をしてきたというのが、具体的な内容であります。

そんなところでよろしいでしょうか。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 障害者差別解消支援地域協議会、これを立ち上げているところもあるんですが、当村としては、検討課題にするとか、あるいはちょっと勉強してみようかなとか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） ただいまおっしゃいました障害者差別解消支援地域協議会ということでございますが、地方公共団体の機関において、障害を理由とする差別に関する相談、また解決の取り組みを進めるネットワークとして組織できるということになってございます。設置に関しましては村の判断ということになるわけでございますが、4月から新しい事業が施行されるに当たりまして、いろいろな情報の中で、その必要性があるのかどうかも踏まえて、少し詰めたいと思っております。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 今まで、当村で何かこういったことで問題になったことはありましたか。どの部署でもあれなんですけれども、学校もそうですけれども、もちろん、なければないにこしたことはないんですが。

○議長（小林和雄君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 私の聞いている限り、今のようなことでのトラブルはないというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 転ばぬ先のつえではありませんけれども、いろいろなことを情報として持って、教育の現場もそうですし、これは別に教育の現場だけでなく、社会生活の中でもいろいろ出てくると思うんですが、そんな中で行政としてできることをやっていただいて、村民が本当に安心して、住んでよかったなと思えるような、そんな村に、よりなっていけばいいなと、こんなふうに思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小林和雄君） 10番、山本悟議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 片 山 順 雄 君

○議長（小林和雄君） 続いて、4番、片山順雄議員の登壇をお願いします。

片山議員。

〔4番 片山順雄君 登壇〕

○4番（片山順雄君） 議席番号4番、片山です。

午後になるかと思ってちょっと気を緩めていましたが、きょうはちょっと疲れてしまいました。

前段の同僚議員と重なるような質問も多いかと思いますが、その辺は御理解をお願いいたします。

今回私は、奇跡の村「あおき」ということで、青木村も奇跡の村と言われるような村になってほしいという願いを込めて質問をしてみたいと思います。

既に、奇跡の村として、長野県下條村は少子化対策に目覚ましい成果を上げていて、日本全国で有名な村であることは、よく御存じだと思います。また、行政改革・財政改革も積極的に行っていることでも有名です。地方議員や行政職員、研究者といったさまざまな人たちが、全国各地から、陸の孤島とやゆをされる山の奥の小さな村に足を運んでいます。視察件数は、2003年4月から2015年10月の間で479件ほどに上っているとのこと。下條村では、対応し切れないため、視察の対応を週1日に限定して、さらに、行政規模の異なる自治体からの視察申し込みはお断りしているそうです。町や村に限定して、市など規模の大きいところの視察は受けないとのこと。

この村の規模的な内容は、人口約4,000人ほどで、青木村より若干少ないが、抱えている課題は共通しています。こんなことから、今回は、奇跡の村「あおき」ということで、下條村と青木村を比較し、質問していきたいと思います。なお、下條村が全てではないということですが、比較して取り組んでいくようなことがあればと思います。

なお、今回、集英社新書「奇跡の村 地方は『人』で再生する」という、著者相川俊英さんの本を参考に質問させていただきます。この本の内容は、この下條村のほかに、群馬県南牧村、神奈川県旧藤野町、現在は相模原市緑区の一部を取り上げた本になっています。

まず、下條村の状況を参考までに申し上げておきますが、下條村の保育料は8階層、青木村はたしか14階層だと思いますが、詳細は別として、全般的に半額で、国の基準より若干やすくなっているとのこと。病院は、診療所1件、開業医1件、歯医者1件、それから、スーパー1件、道の駅は当然あります。それから、コンビニが2件。児童センター、1年か

ら3年は学童保育、4年から6年は学童クラブということで、今は冬休みのときのみですが、28年度からは通年で実施ということで、青木村のような特殊的な活動はしていないとのことです。それから、村の施設の共同浴場コスモスの湯、入湯料400円、これは青木村のような割引はしていない、村民も一般も同じ400円です。それから、下條から飯田市までは18から19キロ、インターチェンジ、三遠南信高速の飯田山本インターまで約15分。それから、通学手段、公共交通を使う場合ですが、高校生がほとんどですが、親が電車の駅まで送り、そこから電車で30分ないし1時間ぐらいかかっていると。親の勤め先に飯田市が多いので、このとき一緒に行っていることが多いとのことです。

このことは既に御存じと思いますが、この村に対しての思い、感想などを村長にお聞きます。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私が下條村をどういうふうに見ているか、評価しているかといひましょうか、こういうふうになったのかという、まずそこから申し上げたいと思います。

非常に平坦地が少なく、宅地面積は3%だそうでありまして、傾斜地ばかりで農地も少ないということで、青木村よりいろいろな面で住みにくいところであるのかなというふうに思っております。出生率が高いということで、ちょっとデータが古いのですが、2011年には全国平均が1.39に対して1.92だそうでございます。

それから、「奇跡」という言葉をよく使われているし、今、片山議員さんからも話がありましたけれども、いろいろ奇をてらった政策をしているということではなくて、淡々とやっている。その中で幾つか光るものがあるわけでありまして。やはり、この村を見ていて思うのは、自治体のとるべき道は、愚直にといひましょうか、淡々とといひましょうか、一生懸命やることをやる、奇策ではないというふうに思っております。

それから、もう一つ、この村の特徴としては、今の村長が当選してから始まりました資材の支給事業、私どもの村でも、原則、各地区で1カ所ずつやっておりますし、そういうお願いも11月、12月に各地区を回ったときにしておりますけれども、これを非常に一生懸命にやっているということだそうであります。

それから、今、町村会の副会長の伊藤さんが村長になってやったことは、伊藤さんが書いた本を読みますと、職員の意識改革をするために、全職員を民間企業に研修に送り出したということだそうでありまして、民間で直接顧客と接する、物品販売の店頭でいろいろ学んできたことが、一つの意識改革になったというふうに村長は言っておられました。やる気、コ

スト意識、スピード感や効率といったことを、この方は挙げておられます。

それから、村民の意識改革ということで、今まで何でも村にお願いするということをやっていたんだけど、資材支給で、自分たちが課題解決のために汗をかくということをやってきたということだそうでございます。伊藤さんがおっしゃるには、何でも行政任せで今までやってきた、税金は払っているんだから行政サービスをするのは当然だということであったけれども、こういったことで、自分の汗を出して解決していくことで意識が変わったと、この2つを特に挙げておられます。ちなみに、住民の皆さんがみずから整備補修した村道や水路は、2011年現在1,442カ所で、その事業費は2億8,000万円余とのことでございます。

それから、財政面からどういうふうに違っているのか、何が違うのかなと研究しましたところ、下水道を公共下水道ではなくて合併浄化槽でやっているんです。合併浄化槽によりましてランニングコストが違ったということで、日本でも本当に希少な政策をとって、国の考え方と一緒にしなかったというところが、財政上いいのは、そこにポイントがあるかというふうに思います。ただ、私は、これには課題はあるというふうに思っております。浄化槽一本でいくことで、例えば、お金を公共下水道と比較をすると、今は、浄化槽は930基が設置されていると。総工費は8億6,800万円余だそうであります。実質的な村の負担は2億5,000万円余でございまして、もともと公共下水道をやると43億円だったという話が、こういうことだったそうです。

それから、少子化対策で若者定住をやったということで、国の補助金をやりますと月額何万円を何歳以上になったら出すと、こういうことがあるので、下條村では国の補助金に頼らず自前でやったということだそうでございます。

あとはそんなに私どもと変わらないのですけれども、もう一つ大きな違いは、現在職員は37名だそうですので、私どもの人口と置きかえると、ほぼ同じなんですけれども、下條村では37人の職員で、人口1,000人当たりになると7.84人だそうございまして、全国の類似団体が17人だそうでございます。ちなみに、青木村は10.4ですから、村の職員は、全国平均が17.02でありますので、非常に少ないということも、下條村ほどではありませんけれども、そういうところも似通っているかと思います。

いろいろ学ぶべきところもありますけれども、いろいろ勉強する中で課題もある。学ぶべきところが多いかもしれませんけれども、これを青木村で即実施するのは課題もあるというふうに認識しております。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） 今、人口の話も出ましたけれども、あえて下條村の人口対策と青木村の人口対策はということで質問をさせていただきます。

何ととっても、今村長がお話ししてくださったように、この村は出生率が高くて、人口減少に苦しむ自治体関係者などが、いつしか下條村を「奇跡の村」と呼ぶようになり、憧憬のまなざしで見えるようになりました。少し古い数字ですが、合計特殊出生率は1998年から2002年の5年間、1.97人、県下トップとなった。ちなみに2004年の全国平均は1.29人、下條の2003年から2007年は2.04人を記録して、2007年の全国平均1.34人を大きく上回っています。2008年から2012年は1.86人とやや下回りましたが、2013年単年では1.88人と持ち返しています。ちなみに、青木村の場合は、2008年から2012年、人口ビジョンの表によりますと1.46ポイントは、県平均を下回っています。下條村は全国トップクラスの高い出生率を誇る村であることは間違いないと思います。

厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が2013年3月に公表した2040年時点での地域別将来推計人口、おおむね5年ごとに算出するものですが、ここでも下條村の数値は異彩を放っているとありました。全国のほとんどの自治体が大幅な人口減少を推計された中で、小幅な減少率にとどまり、2010年比でマイナス8.2%、辺境の山村という大きなハンデを背負っていることを感じさせない数値となっています。ちなみに、長野市はマイナス20.9%、松本市はマイナス14%となっていました。青木村では、国立社会保障・人口問題研究所の推計ですと、2040年3,268人、村の推計ですと3,650人となっています。

青木村の人口ビジョンは、まち・ひと・しごと創生法に基づき青木村版総合戦略を策定され、この問題に取り組むとありましたが、具体策はどうでしょうか。今までもいろいろな施策を実施されてきたと思いますが、この辺の人口対策についてお聞きします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 青木村の人口対策は、いろいろな面で申し上げているところでありますけれども、少しずつ成果が出てきたかなと、こんなふうな感想を持っております。先ほど保育園長がお話し申し上げましたように、ことしの春には、今までなかったような効果も出てきたというふうに思っております。

これは、この部分をというのではなくて、いつも申し上げておりますように、婚活から始まりまして、婚活、結婚、妊娠、出産、育児、保育、義務教育、高等教育、就職と、これを切れ目なく、それぞれの面で応援していく。さらには、若者定住などを行っていかねばならないというふうに思っております。

下條村と比べて、青木村で学ぶべきところは、後で言いますけれども、例えば、少子化対策、若者向けの村営住宅、子供の医療費、保育料の引き下げ、住宅の増改築の補助とか、結構青木村もやっているわけでございます。今の御質問の中にもありましたように、信州・青木村“日本一住みたい田舎”の総合戦略では、義務教育は9年間ありますけれども、1学年2学級、これを旗印にしたい。それで、今言ったようないろいろなことをやっていきたいというふうに思っております。

それから、もう一つ、いろいろ私どもが勉強したり、若い人たちの意見を聞くと、1人目、2人目もありますけれども、3人目、今住んでいる人、新しく呼ぶという政策ももちろん大事ですけれども、1人目の人が2人目、2人目の人が3人目というようなことで、こういうことをお願いをするといいたいでしょうか、努力してもらう、そういう意味でも、私どもは応援をしなければならないということで、今議会をお願いしております、出生のお祝い金を少しずつふやさせていただいているところでございます。

それからもう一つ、新しい芽として考えていきたいのは、2つの住居を持った2居住地域ということで、今度副知事が来て、講演のときもこの話が出るかと思っておりますけれども、別荘とはもうちょっと違って、1つの例を申し上げれば、青木村に住居を移して、子供が小学校に通ってもらって、働きに行くお父さんが、例えば、東京から通う、通えないときにはワンルームマンションなりがあって、そこで生活すると。ただ、居住の中心は青木村だと。こんなようなことも、今、一つの流れの中に出てきておりますので、いろいろな住宅政策、子育て政策を含めて、こんな取り組みも来年度はしてまいりたいというふうに思っております。

人口政策は、いろいろ広く深くやっていかなければならない大きな課題でありますので、下條村に学ぶべきことは学んでまいりたいと思っています。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） 今、村営住宅の話が出ましたが、私のほうも、下條村の村営住宅と青木村の村営住宅を比較してということで質問させていただきます。

人口増の一環として、下條村では若者向け集合住宅を自主財源で建設されていることは御存じだと思いますが、入居条件を村独自で決めていることが功を奏していると思います。例えば、この住宅を若者定住促進住宅と位置づけ、独自の入居条件を設けていました。1つ目は、子供がいる、もしくはこれから結婚する、2つ目は、若者は祭事などの村の行事への参加や消防団への加入を入居条件とし、その上で入居者選考、下條村の規定に基づき選考委員会にて決定しますとなっています。ちなみに、下條村の消防団員は35歳定年で定員150人、

充足率は100%だそうです。地域に溶け込むつもりのない人は入居を断ることを事前に明言し、地域に住んでさえもらえれば誰でもよいという姿勢ではないということを明らかにしています。近隣とのトラブルや入居者同士のトラブルが起きてしまいがちであることを考慮してのことだそうです。国の補助金を活用していないからできること。青木村として、今後こうした住宅建設の考えはどうでしょうか。

参考に、下條村の建物の規模的なことで申し上げますと、1軒当たり2LDKの約20坪、家賃は月3万5,000円から3万6,000円、車2台分の駐車場、2015年6月現在で116戸だそうです。青木村の規模的なものでは、1軒当たり約23坪、3DK、家賃は4万円から4万5,000円、駐車場2台分は同じです。村の村営住宅も面積がちょっと狭いということですが、こんなようなことも含めて村営住宅を考えていくことがあるかどうかお聞きします。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 青木村でも、御承知のとおり、村で管理している公営住宅が98戸ございます。うち56戸が、いわゆる公営住宅法に基づく所得制限等が設けられている住宅、どちらかという、生活困窮者といいますか、低所得者に向けた住宅でございまして、こちらは、確かに制度上補助をいただいているので制約がありますが、一方では、所得に応じて家賃も安いという特徴がございます。それから、42戸が、今議員さんもおっしゃいましたけれども、青木村でもやっております若者定住促進住宅でございまして、こちらの42の中で、村で単独で、補助をもらわないで設置した住宅も13戸ございます。その他の若者定住促進住宅29戸については、国の補助をいただいて整備しています。

いずれも、定住促進という観点から、村独自で政策として金額を設定しておりまして、そんな中で、4万円なり4万5,000円という家賃の設定をしてきているということでございます。この面積からして、近傍同種の家賃から比べると、かなり安い家賃の設定ではあるかなと。例えば、上田市に入ってこの坂を下っていったあたりで同じ規模だと、多分月額6万円を下らないような中でございますので、そういう意味では、決して高くはないのか。4万円から4万5,000円の設定が高いか安いのかという議論になってくるかと思いますが、確かに家賃だけを比較すると、下條村の3万5,000円から3万6,000円に比べると青木村のほうが高いという印象があるかもしれませんが、建物の広さですとか、うちのほうは戸建てでプライバシーの確保をしているとか、そんな建物のグレードみたいなことも考えると、決して高くはないかなというような認識をしております。入居者にとりましては、1円でも安いほうがありがたいところだと思いますけれども、青木村でも、現状はあきがない状況でござ

いまして、現状の金額設定でも効果は出ているのかなというふうに認識をしております。

また、入居の条件等について、今御指摘の下條村さんにも学ぶべきところはあるかというふうに思っております。本村においても、一応単身では入居ができない規定となっております。現実的には、子供さんがいるとか、結婚の御予定もある御夫婦等も含めて、そういう方に入居をしていただくということになっています。また、下條村さんのような義務づけみたいなことまではしていませんけれども、消防団の加入ですとか、地域活動には積極的に参加してくださいというようなものを、ペーパーにして説明をしながらお渡しをして、青木村へ来たらこんなことでお願いしますというようなことでお渡ししているようなところでございます。その一環として、消防団員には入居の際の優先順位を上げているとか、そのような配慮もしているところでございます。

今後の建設についてでございますけれども、建設につきましては、やはり、まとまったお金がある程度必要になってまいります。村の財政の状況、また、現在取り組んでおります空き家の活用ですとか、その辺のところも視野に入れながら検討していく必要があるかなと。またあわせて、先ほど村長の答弁にもありましたけれども、民間の力をお借りしてというようなことも、現在検討しているところでございます。

以上です。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） ありがとうございます。

次に、子育て支援の内容の充実をということで質問してまいります。この内容は青木村もそんなに遜色はないと思いますが、参考に申し上げますと、下條村の独自の子育て支援策として、2004年度に幼児から中学生まで医療費を無料化し、これは青木村も同じですけれども、2010年度から高校卒業までに拡大して、2011年1月から小・中学校の給食費を30%補助、2013年からは40%、2014年度からは半額補助となっています。保育料も2007年度から引き下げを続け、2012年度には当初の約半額となっております。これは、国の基準の保育料の半分以下の安さだということでございます。それから、2015年4月から3歳以上の第3子の保育料は無料となっています。また、2014年から第2子の出産に5万円、第3子以上に20万円の祝い金が支給されることになっていて、これは地元の商工会の商品券で支給されているとのことです。さらに、入学祝い金として小学生に3万円、中学生に6万円が支給されています。

先ほど、村長のお話の中で、ことしの補正の中で出産祝い金が大幅に増額になるというこ

とでございますが、期待をしていきたいと思います。青木村との違いは、保育料に若干の差と給食費、出産祝い金の一部と入学祝い金かと思います。こうしたさまざまな支援策も口コミで広がり、子育てしやすい村との評判が定着、日本でも有数の出生率の高い自治体となっていることがわかります。

青木村と比較してどうでしょうか。青木村独自の支援策を考え、いいところはまねて、子育て世代の人口増加を考えてはと思います。例えば、下條村のような支援策で実施したとしても、1家族でも2家族でも来てもらって実感してもらえれば、口コミも考えられる。また、その家庭からは税収入等、もろもろのことが考えられ、相乗効果はあると思いますが、この辺の支援策はどうでしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 子育て支援の内容の充実についてですけれども、青木村もそう遜色はないということだというふうに議員さんの質問の中にもありました。私どもは、もう少し、ある意味では上田が近い、向こうは飯田が近いのですけれども、冒頭申し上げましたように、地形を考えると青木村のほうが近いというPRの仕方によっては、下條村と同じぐらいの奇跡の村といいたいでしょうか、出生率、あるいは、子供たちがふえる村にできるのではないかと考えています。

1つとして、28年度の予算だけで申し上げますと、出産祝い金の増額でありますとか、保育所の治療でありますとか、そういったことでやっております。それから、もう一つ、村独自といいたいでしょうか、病気治療中、あるいは回復期の保育センターについては、定住自立圏で共同で運営しておりますけれども、そういうことも運営しているところでございます。そういうことで、私どもも、子育てを支援する内容の充実については、今後さらに前向きにしていきたいと思います。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） 今の村長の話のように、やはり、PRが少し足りないのではないかとということで、青木村も自信を持ってPRしてもらえればと思います。

次に、青木村と下條村の課題は変わらないがということで質問させていただきます。

そうかといっても、下條村にも課題があります。地元にスーパー1件があるけれど、飯田市まで買い物に行っているのが現状で、勤めている人はほとんど飯田市のほうで買い物をしてくると。それから、今の村営住宅も、子供が大きくなったり、子供がふえると、部屋が狭くて問題がある。それから、地元に高校がなく、飯田市内の高校まで通学しなくてはならな

い。それから、通学手段の公共交通が脆弱なため、ほとんどの親は飯田市方面へ勤めているので通勤のときに送っている。それから、高校進学の際に飯田市のほうへ転居する人もおり、飯田市内に一戸建てを新築して下條村から巣立っていくケースが散見されているということだそうです。そのため、父兄の皆さんからは、子供たちの通学のためにバスの便を改善してほしいというような要望が出されているとのこと。

これらの課題は青木村とほとんど共通しているところが多くありますが、青木村のほうがずっと条件はいいと思います。やり方次第では、下條村以上の村になると思いますが、PR等を含めて、この辺のことはどうでしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問の課題についてでありますけれども、今、片山議員もおっしゃっていたとおりでございます。私どもも、いろいろなデータから見る限り、中山間地の小さな自治体としては、共通課題があるというふうに思います。教育もそうですけれども、福祉とか、そういうことに限って言えば、そんなに遜色はないということでもあります。

下條村の課題は、職員が非常に少ないことも一つあります。これを、私どもの村に人口で置きかえてみれば、今49人の職員ですけれども、39人になる。これで本当に村の行政ができるだろうかということもあります。いわゆる村民の皆さんへの行政サービスが今のままできるとは、全く思っておりません。それから、私どもは、定額バスも始めました。それから、育英奨学金も、御要望のとおり足切りすることなく出している。そういうところは、多分違うんではないかというふうに思っております。

それから、もう一つ、合併浄化槽は、細かくは申し上げませんが、課題があるわけでありまして、原則本人が設置する。その後の使用が環境基準に合っているだろうか、適正に管理されているだろうか、それから、耐用年数が来たら、これは個人でリニューアルしなければならないところです。私どもではない課題を持っているというふうに思っております。

ほかの市町村なので言いにくいところもありますけれども、これがいつまで続くのかなという持続性のことも、大変だろうなというふうに思っております。先ほど御質問の中にもありましたように、成人したら飯田へ出ていってしまうということも、これは課題だというふうに見ております。子育てしやすいから下條村に来る。ですから、子育てが終われば出ていってしまうということにならないかなという心配をしております。

それから、もう一つ、このデータを見ていて思ったのは、大きな災害のときです。例えば、一昨年のような雪のときに、この三十何人であの雪かきができたらどうか。青木村の役場はこ

れだけの人数がいたから、マンパワーであれだけできたわけであります。そういうことで、即これを全くまねをしていくということではなくて、繰り返しになりますけれども、学ぶべきことは学びたいというふうに思います。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） ありがとうございます。

次に、青木村の人口ビジョン、“日本一住みたい田舎”の総合戦略の策定ができましたがという内容で質問をさせていただきます。

この内容の1番は、何と言っても、人口をいかにふやしていくかが目的で、これによって地方創生となり、地域の活性化を狙うものであると思います。日本全国この問題に取り組んでいるが、現実的には、人口の取り合いではないかとも思います。であれば、いち早くこの課題に取り組み、実行したところが勝ち組となると思います。私は、青木村として、青木村独自の支援策等も考えながら、下條村のいいところを取り入れ、すぐにでも実施してほしい。下條村の例がいいからと、どこでもまねしかねないと思います。

既に青木村へも、子育て支援、学校、教育方針等に関心のある方が、先ほど保育園長が申し上げていたようなことも、何人か移住・転入してきているとも聞いています。この辺のいいところ、学校関係、子育て支援等、もっとPRしていったらと思います。東京の出版社宝島社による、今一番住みたい村の部門ベストランキングで、青木村が日本一になったという報道が新聞に出たり、何かと話題にもなっています。これも絶好のチャンスではないかとも考えます。下條村と同じか、それ以上のメリットなどを打ち出し、早速取り組む考えはどうか。この辺はいかがでしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今までとは違った切り口で人口をふやしていく、そういう政策に取り組んでいかなければならないと思っています。もちろん、今までやってきたことを一生懸命やると同時に、先ほど申し上げましたように、2地域居住でありますとか、それから、もう少し民間の活力を活用できないだろうかというような新しい課題といいたいでしょうか、やり方でやっています。

それから、もう一つは、やはり、マスメディアへの売り方です。今お話がありましたように、暮れでしたか、テレビで、菅平で婚活をやっていました。あんなに多くなくても、村で何かテレビの力、あるいはマスメディアの力をかりて婚活ができないだろうか。若い職員からそんなことを言われておりますので、そういったアイデアを実行に移していくべく、努力

してまいりたいと思っております。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） ベストランキングどおりに移住者が日本一になるよう願います。

蛇足ではありますが、先ほど村長は下條村の職員を民間に派遣してということがありましたけれども、逆に、福島県泉崎村では、人口約6,000人ほどの村ですけれども、この下條村に40代課長補佐クラスを派遣して、半年ずつ9人研修させたそうです。そのおかげで、この村が改革に成功しているそうです。

次に、子育て支援、教育方針等をもっとPRしたらということで質問させていただきます。

父兄の皆さんは、青木村の子育て支援と教育方針、実態を他行政と比較したことがなく、よく知らない人が多いと聞いています。何かの形、また機会に、これらの内容を知ってもらい、青木のよさをPRし、話題にしていけたら、もっともって青木村に関心を持ってもらえるのではないかと思います。子育て支援、教育保護者等について、父兄の皆さんは知る機会が少ないが、この辺については、PRも含めてどうでしょうか。例えば、村外からの視察状況、先駆的な取り組み状況、児童センターの活動状況ほか、インクルーシブなどのことを父兄の皆さん等にまず知ってもらうようなことはどうでしょうか。

○議長（小林和雄君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 大事な御指摘ありがとうございます。

先ほど議員さんからの話にもありましたように、村外からのIターンの問い合わせの根底に、青木の教育はいいからというような口コミが広がっているように聞いております。大変ありがたいというふうに思っています。そういう口コミが広がっている一方で、今御指摘のあったように、村民がきちんと青木村の教育のよさを知っているかということは、まだまだ不十分なところもあるのかというふうに思っています。

ちなみに、先月、中学校3年生に、私のほうから1時間時間をもらって、卒業する皆さんへということで青木の教育についてお話しをさせていただきました。村の子供は村で育てるという、村を挙げてみんなの教育に取り組んできたんだよというようなことをお話しさせてもらいました。そうしたら、「青木村が僕たちの学校だった」というような感動的な感想が返ってきて、本当にうれしかったんですけれども、中学校3年生は、私の話を聞いて、そんなにすごかったのかと改めて知ったというところもあったように思っています。

実は、青木の教育というのは、今いろいろなところで評価をされていまして、例えば、中学生にも言ったんですが、「信濃教育」という先生たちが読む冊子があるんですが、その

編集後記に、「村に戻る」と題して、青木村を誇りに思うという若者が育っているということを書き加えていただいています。一方で、学力向上のところも、3月8日に発信されたんですけども、県の教育委員会から全部の市町村教委に、青木村の取り組みについて紹介をさせていただきました。私が取材を受けて、それを県教委がまとめたものであります。もう一つ言うと、先ほどインクルーシブの話をさせてもらいましたが、3月15日の信毎に、青木のインクルーシブの取り組みについて特集を組んで記事を書いてくれるというふうに聞いています。楽しみにしているところです。

こういうふうに、いろいろなところでいろいろな引き出しを評価してもらって、今、大変いいめぐりになっていると思うんですが、本当に、灯台もと暮らしではないですが、村民、全ての子供たちはこのよさを知っているかということは、やはり、これからも大事にしなければいけない。私は、中学校、小学校のPTA総会でも毎年話させていただいていますが、そういう機会を通して、それから、教育の日にある子育てフォーラムにより多くの保護者の方たちに集まっていただくとか、まだまだやっていかなければいけないことはあると思っています。

以上であります。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） ありがとうございます。

次に、青木村独自の子育て支援の一つにということで質問させていただきますが、これは、多分、病児・病後児保育の話になると思います。

例ですが、保育園、小・中学校、高校もあると思いますけれども、ここへ行っているときに、急に熱が出た、また、体調がちょっと悪くなったときに、親宛てに子供を迎えに来るように連絡があります。こんなとき、家に親がいる人はいいいのですが、勤めている場合、親は会社・職場を早退なり、休暇をとらなくてはならず、仕事の途中で出ることが難しいものがあります。近くに祖父母がいればかわって行ってもらえますが、いない家はこれできません。こんなとき、親にかわって迎えに行くことができるようなシステムはできないか。片親の家庭等は、特に、勤め先の事情等により厳しい。もちろん、祖父母のいない家もそうですが、今の日本の社会では厳しいものがあります。切実な願いですので、検討してもらいたいと思います。ある地域では、これをボランティアでやっているところもあると聞いています。いろいろハードルが高く、厳しい話と思いますが、現実、こういった困っている人たちのためにも、前向きな検討をお願いします。

これについては、以前、他の議員からも質問されていましたが、このとき、父兄の皆さんの要望している内容と違った答弁でしたので、改めて質問しました。このときは、上田病院と提携しているとの内容でしたが、この間の手段がわからなかったと思います。上田病院と提携していること自体、私の聞いた範囲では、父兄の皆さんは知っている人が誰もいませんでした。

父兄の皆さんは、例えば、かわりの者が迎えに行けたとして、一時、かわった人の家で、または施設で様子を見るなり、状況によっては上田病院へ連れて行くなり、一時見るにも、どこか村の施設がこういったときのために用意できないか。要は、この間、親のかわりに誰かに頼める対応を考えてほしいということです。私のうちでも時々あります。親のかわりに祖父母が迎えに行き、祖父母のうち、または親のうちで孫の面倒を見ています。こういったことができない皆さんから要望、相談がよくあります。何らかの形で対応をしてほしいですが、私の勝手な考え方ですが、例えば、こんなとき、今の診療所の一角にこの場所を確保してもらい、可能であれば、ボランティアの方が保育士さんにここで子供の面倒を見てもらい、何かあったときにはすぐに小川原先生に見てもらえますよと、こういった対策はどうでしょうか。村として、既に実施している病児保育センターの見直しをして、皆さんの要望している形にできないものでしょうか。

参考に、2015年4月14日の信毎の記事によりますと、「病児保育充実望む声」という見出しで私の質問した内容と合致するような記事がありましたので、一部申し上げますと、松本市梓川診療所併設のあずさ病児保育室ハイジでは実施されていました。初年度利用延べ437人、その後1年で700人にふえたため、相澤病院の病児保育に市で依頼して実施されています。県こども・家庭課によると、県内では、国補助事業で、松本市など15市町村、これは青木村も入っていると思いますけれども、病児・病後児保育を実施されているとのことです。また、諏訪市では、急用の子供を一時的に預かってもらいたい保護者と預かる人を仲介する有料のファミリーサポートセンター事業でも、病児・病後児の預かりを行っています。

松本短大の幼児保育学科長の内藤美智子教授は、親の非正規雇用や、男女間を問わず子育てに寛容な職場づくりなど、課題も踏まえ、自治体に切実なSOSを知ってもらって、具体的に取り組むべきか、地域に合ったきめ細やかな支援を考えてほしいと記事に出ていました。ファミリーサポートセンター事業のもっと発展したもの、これは年齢条件もあるんですけども、年齢条件等も含めて、もっと発展したものにできないか。

参考に、あずさ病児保育室ハイジは、梓川診療所の併設で、保育士2人常勤、ほかに待機

の保育士がいるそうです。定員が8人、年齢条件が生後5カ月から小学校3年生までが対象。8時間、場合によっては10時間が無料。病後児の保育室もあるそうです。書類等を書くこともあるので、基本的には、親がいる間に体調が悪い場合は親が連れて行くとなっていますが、場合によっては、ファミリーサポートセンターの方が連れて行っているとのこと。保育園、学校から連れて行っております。今は、開所時間をもうちょっと早くしてほしいというような課題があるそうですけれども、一応そういうことです。

下條村では、これは取り組んでいませんでした。

長和町は青木と同じですが、上田病院と提携はしているんですけれども、登録者2名、利用した実績はゼロ、ちなみに、青木村も登録者4名、実績はゼロというふうになっています。長和町は、保育園に子ども支援センターを設置しましたが、稼働はできていないそうです。町独自の病児保育は今年度検討していく計画になっていること、ファミリーサポートセンターは設置していました。課題は、上田病院は遠くて、実際には使えない。それから、周知はほとんどしていなかったというふうに聞いています。

東御市は、子育て支援センターというところで、2カ所の保育園にそれぞれ病児・病後児センターを設置して、看護師さん1名ずつ配置、27年度利用者は、病児14人、病後児18人。ファミリーサポートセンターはこれから設置して、27年度中検討で、28年度には稼働させたいと言っていることで、ここでもいろいろお聞きしたところ、私が今回質問した内容とほぼ同じことを把握しておりまして、ここは、保育園、小学校、中学校、それから塾の子どもでも対象に考えていますというお話でした。

こういった病児・病後児保育の設置について、今のあり方を少し検討する余地はあるでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 病児・病後児の関係につきましては、議員さんがおっしゃいましたように、急な疾患については対応せず、回復期、治っている途中で、親御さんが勤める関係で一時的に預かっていただくというのが主な趣旨でございます。ただ、現在実施しているものにつきましては、上田市が母体となって、長和町、青木村が参加しておりますけれども、定住自立のビジョンによって、上田病院に委託をして、その中で運営しておりますので、その様子の中で、ファミリーサポートセンター的な役割というのは全く考えておりません。やはり、医療機関としての対応をしておりますので、そこら辺については、変更はまだ難しいのかと思っております。

また、今おっしゃるように、確かに、ひとり親家庭の関係とか、親御さんがそのときに預かっていただくというのが、ファミリーサポートセンターが手助けをしていただくということでございますが、ファミリーサポートセンターの状況を見ますと、議員さんもおっしゃったとおりでございますが、やはり、子育ての手助けをしてくれる人の確保、これにつきましては、いつ何時連絡が入るかわからないという状況ですので、協力会員をかなり数多く確保しなければいけないというのが難しい問題のようでございます。

また、大きい市町村につきましてはある程度できるかと思うんですが、やはり、小さい村につきましては、子育ても含めまして、できる範囲で何とか対応をという考えの中から、対応していければなと思っております。人の確保、また職員の確保を考えますと、やはり、それなりの投資もしなくてはいけないものですから、その辺がこれから考えなくてはいけないのかというふうに思っております。

やはり、病児・病後児につきましては、医療機関との連携が一番重要でございます。それにつきまして、青木村でどのような形で医療機関との連携がうまくなじむのか、これからいろいろな情報などを集めて研究はしたいと思っております。

以上です。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） いずれにしても、片親とか核家族の方は非常に困っているのが現状です。今おっしゃっていただいた内容も、わからないわけではないですけれども、とにかく、その辺をもっと前向きな検討をしてもらいたいと思います。書類が先か、子供が先かというようなこともちょっと懸念されるわけですが、村の子供は村全体で見るという教育方針があります。若い人たちは、本当に子供の支援を考えていてくれるのかよく見えないとも言われます。若い人たちを呼び込むには、ほかと違った特徴のあることが見えないと関心を持ってもらえないと思いますが、前向きな検討をお願いいたします。

続きまして、宅地用の土地がないという切り口ですけれども、以前、地元の若い人たちに将来青木村に住みたいかどうか聞いたことが何回もありました。このとき、ほとんどの人からは、青木村に住みたいけれども、住宅用の土地がなくて、青木村には土地が見つからないから建てにくい。仕方なく上田市のほうに行って建ててしまうようになってしまうと。もしあれば、地元の家を建てて住みたいということです。何か手だてはないのかということを開かれたことがありました。また、成人式のときのコメントを見ると、皆さんも、将来は青木村にと言っている方は多くいました。

このことについて、以前のように開発公社でこういった土地・建物のあっせん、または情報提供ができないものか、この辺はどうでしょうか。例えば、これができれば、特に、若い人の人口定着、やがて人口増になり、地元の建設業者ができれば経済効果も大きいし、遊休荒廃地の解消、環境整備にもなり、消防団員の確保にも期待できると思いますが、どうでしょうか。村営住宅にいる人も、年齢とか収入の条件をクリアすると出て行くようになってしまいますが、村に住んでもらうにはこういったことの施策も考える必要があると思いますが、この辺はどうでしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 再三申し上げておりますように、子育て、あるいは、若い人たちを呼び込むには、住宅政策というのは大変大事だというふうに思っております。具体的に、土地開発公社というお話がありましたけれども、人口が減少していく中で、役場といいましょうか、公社が住宅を建ててというのは、リスクが大変大きいというふうに思います。そこで、2回ほど御答弁申し上げましたように、民間の活力を使えないか。民間に丸投げするのではなく、例えば、農転が必要ならば、私どもと一緒に汗をかきますしということで、協働で役場のリスクを少なくする、村の税金を使わないですする方法も含めて、検討しております。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） わかりました。

次に、最も子育てしやすい村にということでお願いします。

未婚女性の結婚希望率は89.4%、欲しい子供の数は平均2.12人、既婚夫婦の理想の子供の数は平均2.42人、予定子供数は2.07人という結果が出ています。これは2010年の出生動向基本調査によるものです。つまり、若い日本人は平均2人の子供が欲しいと思っているが、それを実現できない阻害要因を取り除くことが出生率の鍵と思います。どうやって実現するかというと、1つの具体策には、子供を産み、育てられるだけの経済的基盤の確保、女性の育児と就業の両立や夫の育児への参画が困難な現実の問題の打開などが課題だと思います。先ほど質問しました、子供が体調を崩したときの対応の件も、そのうちの一つだと思います。

最も子育てしやすい村として売り出し、住民の誘致、共働きの世帯を想定して、保育園から教育面に関するあらゆるサービスの充実、子育てに関するあらゆる悩みを聞いてくれ、専門家がアドバイスできるようなことはどうでしょうか。

○議長（小林和雄君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 今最後にありました専門家が話を聞いてくれるということについて

ですが、何度もお話ししていますインクルーシブ教育システムというのが、スクールカウンセラーを中核とした循環相談体制を整えようとしたことが、今評価されているというふうに思っています。青木村の場合、売りというのは、お互いが顔が見える、そういう関係の中で、早期からの支援体制の整備と、保護者に細やかに寄り添う伴走者としての役割を担っているというふうに思っているからであります。今、臨床心理士がいつでも相談に乗れるという体制は整っていますし、心理士を通して教育委員会と住民福祉課が連携をして子育ての支援に当たれるという、そういういい体制ができているかなと思っております。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○４番（片山順雄君） ありがとうございます。

話は少し変わりますけれども、災害に強い村ももっとPRしたらということで質問させてもらいます。

当村は、護岸工事も進み、水害の被害もほとんどなく、土砂災害も大規模なものは今まで余り起きていません。地震についても、松本、糸魚川に活断層はあるものの、過去、歴史に残る地震被害はなく、自然災害に強いところ。昨年オープンしたふるさと公園あおきにはヘリポートも設けられ、緊急時、災害時に対応できており、ほかの行政より安心感があると思います。災害に強い村をもっと移住希望者にPRしていったらと考えています。

移住される方、また転入される方も、その土地の環境、近くに病院があるか、また医療機関がどうか、学校がどうか、スーパー、コンビニ、交通手段、高速道路、新幹線等も含めて検討材料にしていますが、このPRについては、どういうふうにされているかお聞きしたいと思います。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 災害に強い村のみならず、田舎暮らし日本一になった10ジャンル、106項目のPRをしていきたいというふうに思っております。

災害に強いところで申し上げます、災害は8項目ありまして、例えば、台風、大雨の大きな被害はめったにないとか、活火山がないとか、水不足に悩まされることはない。私どもは、こういった8項目の全てをクリアしております。したがって、青木村のPRは、災害が少ないということとあわせまして、防災対策をしっかりやっているということもPRをしていきたいというふうに思っております。今御質問をいただきましたような、せっかくないただきました日本一の立場をさらに高めると同時に、これを大いに活用してPRし、村の課題の解決に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 片山議員。

○4番（片山順雄君） ありがとうございました。

最後になりますけれども、下條村の伊藤喜平村長も、このまいつまでも「奇跡の村」と言われているこの数字を維持できるかどうか、ほかの行政でも同じことをやれば、当然その行政に人が動いていってしまい、この辺は内心心配しているということが、ある本に書いてありました。

いずれにせよ、人口がふえなければ何もうまくいきません。どこよりも早く、これらのいろいろなことを実施することが大事だと思います。青木村も下條村に負けない「奇跡の村」となるよう、地方創生人口ビジョン“日本一住みたい田舎”の総合戦略の中に、基本理念との関係のところにも、今まで申し上げてきた内容と関連していることが書かれています。この計画の具体化を早いうちに達成することを願い、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小林和雄君） 4番、片山議員順雄議員の一般質問は終了しました。

一般質問の途中ですが、少し時間がずれましたけれども、1時35分まで昼食といたします。

1時35分から金井とも子議員の一般質問を再開します。

休憩 午後 零時35分

再開 午後 1時35分

○議長（小林和雄君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

◇ 金 井 と も 子 君

○議長（小林和雄君） 1番、金井とも子議員の登壇をお願いします。

金井議員。

〔1番 金井とも子君 登壇〕

○1番（金井とも子君） 議席番号1番の金井とも子でございます。

最後の質問となりますが、皆様お疲れのところでございますが、よろしくお願いいたします。

私の質問は一括方式の質問でございますので、よろしくお願いいたします。

青木村の教育についてでございます。

2月に配布されました平成28年7月27日付の青木小学校のPTA新聞には、「卒業おめでとう 私の将来の夢」のタイトルで、6年生の児童の皆さんの笑顔の顔写真とともに、夢が書かれておりました。29名の皆さんの将来のそれぞれの夢を読ませていただきました。希望がいっぱいの幸せそうな様子に、こちらの心も和んだところでございます。そして、2月2日発行の青木小学校だよりでは、平成27年度学校自己評価保護者アンケートのまとめが掲載されておりました。皆様も既にごらんになったこととは思いますが、多少気になるところもありましたので、申し上げたいと思います。

評価分野ごとに、評価項目が14項目ありました。評価は、A、とてもそう思う、B、そう思う、C、余りそう思わない、D、そう思わないの4段階で、保護者の方が評価をしています。

学校目標の評価分野では、「青木小学校は学校教育目標、『あかるい子 かしこい子 たくましい子』の達成に向けて具体的な取り組みを行っているか」の1項目ですが、大変高い評価で、AとBを合わせて94%で、Dのそう思わないは全然ありませんでした。青木小学校の先生方の教育は目標に向かってしっかりなされていると感じました。次に、重点目標の評価分野では、1、元気でよい挨拶ができている、2、授業がわかりやすく楽しいと言っている、3、学校は掃除や整理整頓が行き届き学習にふさわしい環境になっている、4、子供たちは進んで体を動かし、体を鍛えているかの4項目についてでした。学校生活の分野については、1、学校が楽しいと言っている、2、学校行事は子供たちにとって楽しみなものになっている、3、一人一人の人権が大切にされ、子供たちは安心して学校生活を送っているの3項目でございます。そして、情報発信・収集の分野についても3項目あり、1、学校・学年だより等で学校や子供の様子がわかる、2、学校は保護者や地域の方々の願いに応える努力をしている、3、学校の職員は話しやすく、相談しやすい。そして、安全管理の分野では、登下校や学校生活での安全対策がとられているの1項目。地域連携の分野については2項目で、1、学校は子供の地域活動、福祉、体験、交流等を大切にしている、2、学校は子供たちの学習にかかわる設備や道具が整っていると多岐にわたるものでした。学校用務で繁忙にもかかわらず、このようなアンケートをされたことを、まず、学校側に御礼を申し上げたいと思います。

この結果について、学校として、保護者アンケート結果の考察をされております。

その内容は、多くの項目でAのととてもそう思うとBのそう思うの合計で80%以上の評価を得ている。これは、学校教育活動に対し、各家庭より御理解、御協力をいただいている結果であると考え。来年度においても、全職員で信頼される学校づくりに向けて努力を重ねていきたい。

重点目標の1、「子供たちは元気で気持ちのよい挨拶ができています」については、A、Bの合計は、昨年68%がことし67%とほぼ同じ結果であるが、Dのそう思わないの回答が5%と、Dでは最高値となっていて、あおきっ子教育ポイント5カ条の取り組みとあわせて、家庭・学校・地域で連携しながら継続していくこととしています。家庭でも、大人から子供へ気持ちのよい挨拶、言葉がけをお願いしますとのこと。

学校生活の3項目については、90%を超える評価をいただいているので、子供たちが充実した学校生活を送っていると見ることができます。ただ、「一人一人の人権が大切にされ、子供たちは安心して学校生活を送っている」については、D、そう思わないという回答が4%見られました。今後も、ふれあいの時間や相談週間等、一人一人の子供たちと向き合う時間を大切に、子供たちが充実して学校生活を送れるよう、教育活動のあり方を見直し、子供たちを支援していきたいと考察をしておられます。

私も、おぼつかなく考察してみますところ、おおむね高い評価を得ていると思います。挨拶ができていないかでは、そう思わないと余りそう思わないを合わせて33%になり、外ではよくできる挨拶も、家庭内ではなれ合いがあり、照れてしまって難しいところなのかなと思います。

その次に低い評価の「登下校や学校生活での安全対策がとられている」の項目については、そう思わないと余りそう思わないを合わせて16%となっております。一部保護者には、通学路において人家が全く途切れ、山や木が多い箇所があり、帰宅時、特に低学年の女の子にとっては危ないと、大変心配をされておられます。2005年に起きた栃木県今市市、現在の日光市の小学校1年生女児殺害事件が思い出されるところでございますが、人が余り通らない雑木林の中の通学路での出来事でした。またさらに、おとし9月、神戸市で小学1年生の女の子を自宅に連れ帰って殺害した事件は、通学途中ではなかったと思いますが、裏の山に捨てられていたという凄惨な事件でした。このようなわいせつ目的の人は、絶えることがないと思います。このアンケート結果は、ほかにも安全対策などについて憂慮していることがある結果だと思いますが、どのようなところがこの結果に結びついているのか、教育委員会としてのお考え、想定される事項などをお聞かせいただきたいと思います。

青木村は、今まで比較的のどかな安心・安全な村で、防犯カメラの設置などは余り考えられませんが、危険が予想され、心配な通学路に設置するのも一つの方法かとも思います。また、いろいろなところで実施されておりますが、近いところでは、上田市の丸子地区などでも、お年寄りによるボランティアの見守り隊などを実施しているところもありますが、その対策について、教育委員会として何かお考えがありますでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

次に、「学習にかかわる設備や道具が整っている」の項目については、そう思うととてもそう思うを合わせて94%と、大変満足されているように思われます。青木村の教育は、さきにも申し述べましたが、内外から大変評価され、村としても、教育にはかなり力を注いでいると思います。また、教育委員会においても大変な御努力をされて、ここまで来ていることを感じております。しかし、そう思われていない回答も6%ありますが、これについては、教育委員会ではどのようにお考えでしょうか。教育委員会の職員や保護者の方の設備等に関する予算要求に対して、予算づけが希望に沿っていないことが要因にあるのでしょうか。予算づけについては、どのように要望を取り上げ、予算を決定しているのでしょうか。また、前教育長が退任される際には、教育費を削減しないでいただきたいと何回もおっしゃられており、それがいまだに頭から離れません。村長さんの教育予算について配慮している点、どのような姿勢で臨んで予算を立てているかなど、お聞かせをいただきたいと思います。

さて、次に、話は変わりますが、小・中学校は義務教育で、原則無料ですが、修学旅行や給食費など、保護者の負担する費用はどのようなものになっているのですか、内容と金額等をお教えいただきたいと思います。

村では、準要保護等児童・生徒就学援助費や特別支援を平成28年度においても予算計上されておられます。私はこのことについて余り精通していませんので、勘違いしているところもあるかと思いますが、この就学援助制度の実施主体は、学校教育法において経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとされています。就学援助の対象者は、認定基準については各市町村が規定しているようですが、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者と市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める準要保護者に限定されているようです。

要保護者等に係る支援の概要について、市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は義務教育の円滑な実施に資することを目的として、就学困難な児童及び生徒に係

る就学奨励についての国の援助に関する法律、学校給食法、学校保健安全法等に基づいて、必要な援助を行っているところあり、要保護児童・生徒援助費補助金があるようです。補助対象品目としては、学用品費、体育実技用具費、新入学児童・生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、医療費、学校給食費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費となっております。

準要保護者に対する就学援助については、三位一体改革により、平成17年度より国の補助を廃止し、税源移譲、地方財政措置を行い、各市町村が単独で実施しているとのことですが、青木村ではどのような内容となっているのでしょうか。

子供がいて、経済的に困窮している家庭のことは、よく報道でも取り上げられております。生活保護を受けるほどではない、生活保護を受けたくない頑張っている家庭で、特に、ひとり親世帯などではいろいろと困っているようです。例えば、修学旅行代は就学援助で賄えても、女の子などでは、修学旅行に着ていく服や下着、宿でのパジャマなどの用意ができない。さらには、お小遣いの費用もとても捻出できないので参加することができなかった。また、部活に入ると、野球部などでは、スパイク、グラブなどで大金がかかります。生活にそれほど困窮していない普通の家庭でも、痛い出費です。ましてや、困窮家庭では、言わずもがなでございます。また、制服が高くて、注文をしたが買えず、入学式から学校を休んでしまった。ちなみに、3万円前後だと思います。食事もお腹いっぱい食べられない、給食だけが栄養補給の方法となってしまうなど、こういった報道を耳にするたび、どうにかならないものか、何とかしてあげられないだろうかと、いつも心を痛めているところでございます。

そのような児童・生徒は、当村においては該当する世帯があるのかどうか分かりませんが、これから日本一住みよい村として移住を考えておられる方などで、そのような方が来られた場合や、また、もしそのような状況の家庭が発生した場合については、何か対策をお考えになっているのでしょうか。高校生については奨学金があり、どうしても不足する場合はアルバイトをするなど方法はありますが、児童・生徒についてはそのような対処法もなく、就学援助費ではカバーできない費用も出てくるのではないかと思います。村としてのお考えはいかがでしょうか。

次に、また話が変わりますが、村長さんも大変御尽力をされております企業誘致ですが、失礼を申し上げ、気分を害されたら大変申しわけありませんが、この御時世では、実現は難しく、なかなか遠い道のりのことではないかと思うところでございますが、ちょっと夢のよ

うな話で恐縮でございますが、大学や専門学校、高等学校等の教育機関を誘致するのはいかがでしょうか。

県下では、77市町村のうち人口が増加しているのは3市町村のみです。その中の一つ、南箕輪村は、人口が増加している村で、今回の国勢調査では人口増加率は県下トップとのことでございます。定住促進、Iターン・Uターンなどの対策事業は実施していないとのことですが、昭和40年ごろから人口が増加し、若い人が多いとのことでございます。平成28年3月1日現在、人口は1万5,168人、世帯数は5,824世帯とのことで、当村と比較するのはちょっと無理があるかなとも思っております。どこからもよく聞きますが、「子育てするなら南箕輪村」と、村でありながら保育園、小学校、中学校はもちろんですが、上伊那農業高等学校、さらに信州大学農学部があります。

南箕輪村では、人口増加の要因は、さまざまなものが重なったことによるものではないかと3つの要件を掲げています。1つ目は、平たんな地形であり、中央道伊那インターがあり、交通の利便性に恵まれている。2つ目は、上伊那地域は製造業が盛んであり、近隣市町村も含めて働く場所があること。3つ目は、10年前にいいち早く始めた子育て支援により、子育てに優しい村のイメージが定着したとありますが、私は、大学・高等学校があることも人口増加の要因ではないかと考えました。

余談でございますが、南箕輪村では「21世紀に輝く女と男」と題した男女共同参画行動計画を平成13年度に策定し、男女共同参画社会実現のための目標と施策が具体化されました。この行動計画を実効あるものにし、男女がともに社会の対等な構成員として一人一人の人権を尊重しつつ、あらゆる分野に参画し、ともに喜び責任を分かち合いながら明るい村づくりを目指すため、ここに「男女共同参画都市」を宣言しますとうたわれております。これも人口増加の要因かどうかはわかりませんので、本当にこれは余談でございます。

お隣の筑北村でも、広域通信制・単位制の高等学校であります学校法人タイケン国際学園日本ウェルネス高等学校が設置されました。野球にも力を入れているとのことで、甲子園の出場でも決まれば、生徒が大勢来ることが予想され、筑北村の活性化が期待されます。

また、上田市においても、長野大学、上田女子短期大学があり、以前は山や田畑であったところが、今では学園都市となり、活気に満ちています。このごろ新潟の大学の薬学部の設置について上田市に打診があったようでございますが、ただいまは長野大学の上田市の公立大学法人化を検討しているところでもあり、市長は保留にされていると報道されておりました。このことを知ったとき、青木村に何でその打診が来なかったのだろうと、少々悔しく思

いました。

さて、当村にも、大学までとは言わず、もろもろの資格の取れる各種学校などの教育機関を誘致したらいかがでしょうか。青木峠新トンネルの開通もあるようですから、交通の便もよくなることでしょう。また、運賃低減バスもありますので、学生さんを集めやすくなります。山などの高台にある大学が結構あります。この青木村の自然にあふれた地で勉学に励まれたら、優秀な若者にあふれた活気ある村になるのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。村長さんのお考えをお聞かせください。

以上、ところどころに質問を交えました。村長さん、教育長さん、担当課長さんの御答弁をお願いいたします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 金井とも子議員から、青木村の教育について5項目の御質問をいただいております。私のほうから、2項目について答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、2項目めの一番最後に御質問がありました村長の教育予算に対する配慮についてでございますけれども、大前提といたしまして、村の全体の予算というのは、教育のみならず、福祉、産業など、全体のバランスを考えての予算編成をいたしているところでございます。その中であって、教育に対する配分というのは、県内の他の市町村、あるいは近隣の市町と比べまして、ある程度厚いのではないかと、厚い部分も相当あるというふうに思っております。そして、基本的な考え方で、何よりも、今御質問の中にもありましたように、小学校・中学校の教育というのは法で定めたところの義務教育であるという視点で予算編成に取り組んでおります。

一昨年、教育委員会制度の法律が変わりまして、地方教育法の制度が変わりまして、自治体の長が総合教育会議を招集したり、あるいは教育長を任命したりということで、村の教育に首長がかなりかかわることができるようになったわけでございます。そういう中で、村予算の中での教育予算につきましては、青木村の場合では、保小中一貫教育、あるいは、社会力の育成事業、あるいは、学力・体力の向上、そしてインクルーシブ教育の充実など、青木村の教育の5重点の子育て、それと、スローガンでありますあおきっ子教育ポイント5カ条を教育推進の基盤といたしまして、最重点課題の一つとして対応しているところでございます。これまで以上に、村長部局、あるいは教育委員会部局と強い連携を持ちまして、現状の把握と課題の整理を行いながら、それを共有してまいりたいと思っております。いずれにい

たしましても、子供が夢を持ち、目標に向かってチャレンジする、そんな子育てをできる青木村の教育に取り組んでまいりたいと思います。

次に、高校、あるいは大学、専門学校の誘致についてでありますけれども、企業誘致はなかなか難しいのではないかというお話について、まず答弁させていただきたいと思います。

143のトンネルの話が出まして、具体的に話が既に来ております。融資の話とか、県につないでくれとか、そのように非常に具体的なところまで来ておりますので、全く今までどおりではなくて、全くゼロではなくて、大分加速化してくるだろうという期待をいたしているところでございます。

国に27年度の予算の中で、地方交付金の加速化交付金の中でも、村の商工会工業部会を少し元気にする施策も補助の対象にしてほしいと手を挙げているところでございます。まだ予算がつくかどうかははっきりしませんけれども、1つは、企業誘致をすると同時に、今いる企業を大きくするというのも大事なところ、企業誘致よりは楽と言ったら失礼ですけども、取り組みやすいというふうに思っております。青木村商工会工業部会の皆さんとは、さいたまスーパーアリーナの関東圏では一番大きいと言われる商業見本市へ行ってみました。かなり成果もあったようで、昨年の成果では、ある1社では、50万円する機械がその場で2台売れたとか、その後埼玉県工業試験所から1台注文が来たというようなことで、工業系の企業誘致という点では、世界情勢、東南アジアの状況から見ると難しい点ではありますけれども、そういった点も踏まえながら取り組んでいきたいというふうに思っております。

御質問の大学等の誘致でありますけれども、今御質問にありましたように、この話題が、上田周辺ではかなり来ております。就学適齢期の人口を長野県の全体を見てみたいと思うんですが、5歳ピッチで輪切りにした人口でございまして、至近のデータで、0歳から4歳が8万3,000人、5歳から9歳が9万800人、10歳から14歳が9万9,000人、15歳から19歳が10万3,000人余、ちなみに、40歳から44歳が1万5,200人ということで、今の0歳から4歳と40歳から44歳の2つを比べてみると、1対2ぐらいの状況にあるわけでございます。

新たな学校を呼んでくるというのは、なかなか難しいかなとは思いますが、御質問の趣旨にあった若い人たちが青木村に来るということは、村の活性化にとっては大変素晴らしいことであります。今、村と若い人たちと学校との関係でありますけれども、信州大学の人文学部、それから長野大学とは、行政と大学の両者の活性化のために、お互いにそれぞれ活用し合うという包括協定を締結いたしてございます。年に何回か、研修とか村の行事への

参加をいただいております。それから、道の駅あおきには、愛媛、あるいは都内からインターンシップの学生も、これは人数はわずかではございますけれども、来ております。それから、ええっこ村の皆さんには大変御努力いただきまして、外国人の生徒さん、学生さんたちも1,000人単位で来村されております。それから、さきの議員さんにも担当課長から御説明申し上げましたように、東京農業大学からも包括協定の話が来ておりまして、その前に、東京農業大学が主催する国際短期農業研修というのが、青木村をフィールドとして、この秋には開催される予定でございます。あと、実績としては、埼玉県立伊奈中学校の皆さん、それから、坂戸市子ども会連絡協議会等々の実績があるわけでございます。

こうやって、毎年定期的に若い人たちが来村していただきますと、私どもにも刺激をいただいております。ふるさと公園あおき、道の駅の改修、新トンネル、若い人たちが来てくれやすい可能性も幾つかつくっておりますので、小さいことではありますけれども、こういったことを一生懸命やる中で、若い人たちがたくさん来てくれるということに期待をいたしているところでございます。それから、もう一つ、地域おこし協力隊の皆さんもいろいろアイデアを出してやってくれまして、青木村に若い人たちが来る施策についても取り組んでおります。

筑北村のことでもありますけれども、議員の皆さん方と研修に行ったので、同じデータを持ち合わせておられると思いますけれども、あそこは合併いたしまして、2つの小学校がいていたということと、一番違ったのは、松本と長野の中間にあって、JRの駅が3つあるということが、大きな違いではないかと思っております。両方からの通学が見込まれるということでもあります。それから、土地も建物も無償で貸し付けたそうでありまして、こういった点が、私どもも見習うところかなというふうに思います。

それから、上田にいろいろと大学の話が来ていたり、公立化の話がありますけれども、やはり、新幹線というのは大変大きな魅力ではないかと思えます。薬学部という話がありましたけれども、新潟方面からも、あるいは関東方面からも学生が呼べるということになりますので、そういったメリットを生かした誘致かと思えます。

専門学校とか大学がそのまま来るということではなくて、一定期間、青木村の持っている特性を学習の場として活用していただく、利用していただく、そのようなことがさらに広がればいいなと思っております。その一つに、ソニー財団の夏の勉強会がありますけれども、「科学の泉」ということで、これは、冠たるソニーがしておられるわけで、全国から来られます。昨年8月に行われ、ことしもぜひということでもありますので、そういう意味では、青

木村は、フィールドとしてはかなり利点があるというふうに思いますので、今後も、今議員がおっしゃいましたようなことを参考にしながら進めさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小林和雄君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） それでは、私のほうからも何点かお話ししたいと思います。

まず、最初の青木小学校の保護者アンケートによって、登下校や学校の安全対策で16%が心配しているのではないかとのことです。

安全対策はいかがかということに対してですけれども、青木小学校では、4月当初に通学路を各家庭に確認してもらって、危険箇所等を地図に落として明らかにしております。また、安全・安心の家を各地区で設定をして、毎年お願いをしているところであります。議員おっしゃるように、保護者の方の心配というのは、そうはいつでも、一人で歩く距離があるというところだと思うんです。

それについては、補導委員会というのが月1回行われていまして、私もその一員になっているんですが、その会長さんから、犬を飼って散歩をしているグループに声をかけて見守り隊をつくったらどうかという話がありまして、教育委員会のほうで依頼状というものを作成して、会長さんにお渡ししてあります。40枚お渡ししてありますので、これを散歩している方たちにお願ひして声をかけてもらおうと。ここには、不審な人や車等を見つけたら教育委員会に御連絡ください。それから、学校では挨拶を大事に指導しています。子供たちに会ったら挨拶をしていただけたらありがたいですということをお願いしてあります。そのようなことをして、対応しております。

私も丸子中央小におりましたので、丸子では見守り隊をやっているんですが、あそこで見守り隊ができるのは、ある一定の時間に大多数の子供たちが帰り道を通るんです。ところが、青木の場合は、児童センターがあるために時間もはっきりしませんし、通っても、何時間も待って1人来たかなぐらいのところで、見守り隊を結成するというのはちょっとそぐわないかなと思っているので、こういう形の依頼状を作成させていただきました。

次に、2点目の設備や道具はの問いに6%が不満である。教育委員会の考え方等についてということですが、学校教育に関して言いますと、設備等の充実は、大きな行政体と比較すると、青木村は間違いなく充実しております。例えば、タブレットパソコンとか、保健室や家庭科室のクーラーとか、要望が上がってきたものは、できるだけその要望に合った対応をするように、村長と相談しながら対応しております。ですから、自信を持って、他の

市町村と比べて遜色ない、かなりレベルの高い配置をしているとは言えると思います。

そうはいつでも、村長もお話しされましたが、予算編成というのはさまざまな検討を経て決定していくということですので、これからも、学校からの要望とか、教育委員会の意向を踏まえて、大事に考えていきたいと思っています。

次に、3点目、修学旅行、それから給食費などの保護者の負担の内容と金額についてであります。給食費は、小学校では低学年が260円、高学年が280円、それから、中学校では325円ということになっています。いずれも、施設の維持管理とか光熱費、人件費は全て村で負担しておりまして、保護者は食材費のみを負担をお願いしているところであります。なお、米粉パンは村が3分の2の補助を行っております。ということで、これも、村としてはできることをさせてもらっているかと思っています。

修学旅行ですが、小学校は1人3万7,434円、4,000円の小遣いもこの中に含まれています。それから、上田駅までのバスについては村のバスで対応しておりますので、このバス代はかかりません。それから、やはり、中学校は高くなり、8万4,065円ということになります。これは、生徒数が少ないためにバスの借り上げ料が高目になってしまう。今の3年生は、中型バスをクラスごとに借りて京都を回ったんですが、やはり、バスの借り上げ代が1人当たりは高くなるというところが、問題として語られました。

それから、学校費、学年費については、個人持ちのドリル、テスト等、個人持ちの教材費のみ学級費で対応しております。全体使用している紙等は、学校予算、つまり、村の予算で対応しています。小学校学年費は月に1,000円、中学校学年集金は月に4,000円と、中学校は高くなっています。中学校も、実験材料とかテストの印刷代、教科のファイル代等になっているんですが、中学校の学年集金が高目だというのは、テストのプリント代がかかるところなんです。これも、やはり、生徒数が少ないと1人の分担がふえてしまうというところが問題がありまして、これにつきましては、来年度から、テストプリントについては村が若干の補助をしようというふうに考えております。ここも、来年度から新しい取り組みというふうに考えています。

次に、困窮家庭や生活保護を受けていない家庭で保護が必要になっている家庭への支援はいかにかということですが、今、議員のお話にあったように、準要保護家庭がそれに該当すると思ひまして、その申請書を4月当初全家庭に配布して、必要な家庭には申請を出してもらっています。全ての家庭に、その情報は出しているところであります。給食費、修学旅行

費は、今お話にあったとおりであります。新入生のための準備品補助等、ざっと計算してみますと、合計して6割前後の補助ができていますかと思っています。

さらに、議員が言われました、青木ではないと思うけれども、そうはいつでも、服も買えないようなお子さんにはどうしたらいいかというようなことですが、もしそういうケースが発生したとなると、児童相談所を含めたさまざまな関係機関を交えた支援会議を行うことになると思います。そして、その中で知恵を絞って、その家庭に対してどういう支援ができるかということ、本当に丁寧に相談をしていくということになろうかと思っています。何度も言うんですが、青木は、本当に顔が見える関係ですので、相当な情報量が入ってまいりますので、そんな困る家庭が出ないように、前段階から対応してまいりたいと考えております。

最後に、大学や高校等の誘致であります、これは村長が丁寧にお答えいただきましたが、ちょっとつけ加えさせてもらいますと、先ほど話にありました筑北村のウェルネススポーツ大学から、青木村にも連携が図れないかという打診がありまして、今後どんなことができるか、向こうの大学の方、村長を交えて、どういうことを意向とされているのかということからお話をお聞きしたいというふうに思っています。

それから、若い人たちがいてくれるのはありがたいということは、まさにそのとおりでして、ダブりますが、信大の教育学部、人文学部、長野大学、文教大学、武蔵野美術大学の学生さんが、青木には本当にいろいろな形で訪れていただいていますし、本年度からは、上田高校が、スーパーグローバルハイスクールということを受けて、青木小学校、児童センターを訪問していただいて、交流をしています。児童・生徒の活動にいろいろな形で参画をしていただいて、大変ありがたいと思っています。若者の活躍というのは、児童・生徒にエネルギーを与えてもらっていると思いますので、これからもこういう関係は大事にしていきたいというふうに思っております。

以上、一括で回答させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（小林和雄君） 金井議員。

○1番（金井とも子君） ありがとうございます。

大変微に入り細に入り、詳しく御説明をいただきまして、ますます青木村の教育はすばらしいということを実感いたしました。

再質問をさせていただきたいのですが、青木村の教育は、先ほども申し上げましたように内外の評価も高いところでございますが、その後、他県、他市町村からの視察の状況とか講演会の依頼などございますでしょうか。その点だけ教えていただけるとありがたいですが。

○議長（小林和雄君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 視察は、今でもかなりございます。南箕輪村が子育てで大変有名な村と言われた、まさに、その南箕輪村からも、指導主事、係長さんが青木に見えられてまして、特に、インクルーシブについては勉強されて帰っていかれました。それから、先ほども言いましたが、3月15日には、信毎に青木の取り組みが特集となって組まれるということになっております。そういう視察は、これからも続くと思いますし、また、続くように声をかけていきたいと思います。

それから、呼ばれて発表したところでは、先ほどのインクルーシブのところで、2月10日に総合教育センターへ行って発表させていただきましたし、先週だと思ったんですが、信州上田医療センターの3階で行われた発達障害についての体制づくりについて、夜でしたけれども、青木の体制についてお話しさせていただきました。それから、圏域障害者支援センターが行っている発達部会というのがあって、そこでも30分時間をとらせていただいて発表させていただいたり、そのように、講演をお願いされるところは結構出ています。

それから、同じぐらいの頻度で、児童センターの高田所長さんが講演を依頼されまして、年に一、二回は、100人、200人の聴衆がおられるところの講演会で発表させていただいているというところであります。

今のところは、ざっとそんなところです。

以上であります。

○議長（小林和雄君） 金井議員。

○1番（金井とも子君） いろいろな講演会や視察もあったり、本当に素晴らしいと、ますますそのように思いました。村、教育委員会の常日ごろの教育に対する御努力に対して敬意をあらわすとともに、今後も住みよい村、ますますの活性化のために御尽力いただくことをお願いして、質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（小林和雄君） 1番、金井とも子議員の一般質問は終了しました。

通告のありました5人の議員の質問は全て終了いたします。

◎総括質疑

○議長（小林和雄君） 引き続いて会議を進めます。

これより平成28年度一般会計及び特別会計の予算についての総括質疑を行います。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

以上で総括質疑を終了いたします。

◎委員会付託

○議長（小林和雄君） 続いて、委員会付託を行います。

本会議に上程されました議案第18号から議案第25号までを常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 異議なしと認め、資料を事務局より配付いたします。

〔事務局資料配付〕

○議長（小林和雄君） それでは、井古田事務局長より内容について説明申し上げます。

○事務局長（井古田嘉雄君） それでは、今お配りしました資料のほう、1枚目をごらんいただきまして、議案番号が18号から25号まで、いずれも平成28年度の各会計の予算になっております。この案件につきまして、それぞれの委員会で御審議をいただきたいと思います。それ以外の、下段にあります1号から17号につきましては、最終日の審議、採決となりますので、よろしくお願いします。

次のページから最後のページにわたっておりますが、これが議案第18号、一般会計の内容をそれぞれ記載してございます。一番左側がページ、中ほどが各款、項、目、節に分かれたもの、右側に各委員会の名前が入っております。そんなことで御確認をし、御審議のほうをよろしくお願いいたしますと思います。

なお、1枚目に戻りまして、18号につきましては、各委員会ごとになりますが、19号から21号、それから23号から25号につきましては、社会文教委員会、議案第22号については総務建設委員会での審議となりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上で説明といたします。

○議長（小林和雄君） 何か御不明な点がございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） なければ、以上で委員会付託を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（小林和雄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

散会 午後 2時24分

平成 2 8 年 3 月 1 8 日（金曜日）

（ 第 3 号 ）

平成28年第1回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

平成28年3月18日（金曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議案第 1 号 青木村辺地対策総合整備計画の変更について
- 日程第 4 議案第 2 号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 5 議案第 3 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 4 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につい
て
- 日程第 7 議案第 5 号 青木村行政不服審査会条例について
- 日程第 8 議案第 6 号 信州昆虫資料館設置条例について
- 日程第 9 議案第 7 号 青木村不育症治療費給付金交付条例について
- 日程第10 議案第 8 号 リフレッシュパークあおきの指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第 9 号 青木村くつろぎの湯の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第10号 青木村老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第11号 青木村高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第12号 寄附採納について
- 日程第15 議案第13号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄すること
について
- 日程第16 議案第14号 平成27年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第17 議案第15号 平成27年度青木村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第18 議案第16号 平成27年度青木村別荘事業特別会計補正予算について
- 日程第19 議案第17号 平成27年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予
算について
- 日程第20 議案第18号 平成28年度青木村一般会計予算について
- 日程第21 議案第19号 平成28年度青木村国民健康保険特別会計予算について

日程第 22 議案第 20 号 平成 28 年度青木村簡易水道特別会計予算について

日程第 23 議案第 21 号 平成 28 年度青木村簡易水道建設特別会計予算について

日程第 24 議案第 22 号 平成 28 年度青木村別荘事業特別会計予算について

日程第 25 議案第 23 号 平成 28 年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について

日程第 26 議案第 24 号 平成 28 年度青木村介護保険特別会計予算について

日程第 27 議案第 25 号 平成 28 年度青木村後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 28 一般質問

追加日程第 1 議案第 26 号 平成 27 年度青木村一般会計補正予算について

出席議員（9 名）

1 番	金 井 とも子 君	2 番	宮 下 壽 章 君
3 番	沓 掛 計 三 君	4 番	片 山 順 雄 君
5 番	居 鶴 貞 美 君	6 番	内 藤 賢 二 君
7 番	小 林 和 雄 君	9 番	堀 内 富 治 君
10 番	山 本 悟 君		

欠席議員（なし）

欠 員（1 名）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	沓 掛 英 明 君
参 事 兼 総務企画課長 兼事業推進 室 長	井古田 嘉 雄 君	建設産業課長	片 田 幸 男 君
住民福祉課長 兼保健衛生 係 長	花 見 陽 一 君	教 育 次 長 兼 公 民 館 長	横 田 孝 君
保 育 園 長	多 田 治 由 君	会計管理者兼 税務会計課長	小宮山 俊 樹 君
建 設 産 業 課 建 設 係 長	横 沢 幸 哉 君	住 民 福 祉 課 課 長 補 佐 兼 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	宮 澤 章 子 君

住 民 福 祉 課 課 長 補 佐 兼 上 下 水 道 係 長	若 林 喜 信 君	建 設 産 業 課 農 業 振 興 係 長	奈 良 本 安 秀 君
住 民 福 祉 課 課 長 補 佐 兼 住 民 福 祉 係 長	宮 下 剛 男 君	総 務 企 画 課 総 務 係 長	稲 垣 和 美 君
税 務 会 計 課 資 産 税 係 長	高 柳 則 男 君	税 務 会 計 課 住 民 税 係 長	早 乙 女 敦 君
総 務 企 画 課 企 画 財 政 係 長	依 田 哲 也 君	建 設 産 業 課 商 工 観 光 係 長	小 林 利 行 君
総 務 企 画 課 事 業 推 進 室 長	塩 澤 和 宏 君	教 育 係 長	上 原 博 信 君
建 設 産 業 課 国 土 調 査 係 長	小 林 義 昌 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	井 古 田 嘉 雄	事 務 局 員	稲 垣 和 美
---------	-----------	---------	---------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（小林和雄君） 定刻になりましたので、本日の会議を開会いたします。

◎議事日程の報告

○議長（小林和雄君） 本日の日程は、最初に委員長報告を行い、議案第1号から議案第25号まで質疑、討論、採決の順で行います。

なお、道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業特別委員会の現在までの取り組みについても、経過報告として委員長報告を行います。

◎委員長審査報告

○議長（小林和雄君） それでは、各委員長より、委員会審議の内容について報告をお願いします。

最初に、総務建設産業委員会における質疑内容等について、委員長より報告をお願いします。

沓掛総務建設産業委員長。

○総務建設産業委員長（沓掛計三君） それでは、総務建設委員会に付託されました議案第18号 平成28年度青木村一般会計予算の認定についてを会議規則第74条の規定により報告いたします。

決定の理由。

歳入では入湯税、たばこ税の状況と今後の動向、地方債の発行利率、ふるさと寄附金の増額の理由、有料道路回数券個人負担金の状況について質疑が出されました。

また、歳出では、庁舎の空調設備更新について、例規集の委託業務、地域おこし協力隊の状況、消防設置工事、道の駅あおき高機能拠点化事業、農業の現状と担い手を含む振興策、松くい虫対策事業に係る経費、昆虫資料館の管理や活用方法などについて活発な建設的な質疑があり、村長を初め担当職員から説明がありました。

今後とも若者が安心して移住できる環境整備を進め、道の駅あおきを中心にした高機能拠

点化事業の確実な推進と、観光施設の適切な管理と活用を望むとの賛成討論があり、全員賛成にて決定することになりました。

続きまして、議案第22号 平成28年度青木村別荘事業特別会計予算の認定についてが審議になりましたけれども、特別意見等なく原案どおり認定することに決定しました。

以上、総務建設産業関係の委員会報告といたします。

○議長（小林和雄君） 続いて、社会文教委員会について委員長より報告をお願いします。

宮下社会文教委員長。

○社会文教委員長（宮下壽章君） それでは、社会文教委員会のほうに付託されました審査の結果、下記のとおり御報告申し上げます。

議案第18号 平成28年度青木村一般会計予算について、社会文教委員会関係について御報告いたします。

教育委員会関係では、保育園児数の今後の動向、保小中一貫教育、奨学金の状況などについて質疑応答がなされました。

住民福祉課関係では、福祉委員の活動、出産祝い金、臨時福祉給付金、衛生委員等の活動、不育症治療費給付金、新設するし尿処理施設の内容と状況、授産所の今後の運営動向などについて質疑応答がなされました。

少子化対策の充実や、各分野の教員の確保と適正な配置に予算措置したことを評価しますとの賛成討論がありました。全員賛成において原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第19号 平成28年度青木村国民健康保険特別会計予算についてですが、国民保険制度改正に向けての今後の動向について質疑があり、それに対し、平成30年度に予定されている財政運営主体の県への移行などについて答弁がなされました。討論がなく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第20号 平成28年度青木村簡易水道特別会計予算についてですが、水道の水質検査及び水質検査委託先機関、経営戦略策定委員料等の内容について質疑応答がなされました。討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第21号 平成28年度青木村簡易水道建設特別会計予算についてですが、質疑討論なく、全員賛成にて原案どおり認定することに決定いたしました。

議案第23号 平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてですが、浄化センターの機械設備、電気設備更新業務委託に関する質疑のほか、下水道施設の今

後の更新計画についての質疑応答がありました。討論なく、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第24号 平成28年度青木村介護保険特別会計予算についてですが、質疑討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

議案第25号 平成28年度青木村後期高齢者医療特別決算の認定についてですが、被保険者数の推移と今後の動向について質疑があり、それに対し、被保険者数は当面緩やかに増加する傾向にあると答弁がなされました。討論なく全員賛成にて、原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上、社会文教委員会に付託されました分について御報告いたしました。

○議長（小林和雄君） 続いて、道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業特別委員会における取り組み及び審議内容について委員長より報告をお願いします。

居鶴委員長。

○道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業特別委員長（居鶴貞美君） 道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業特別委員会における調査の結果を、下記のとおり会議規則第74条の規定により御報告を申し上げます。

平成27年9月定例議会において重点道の駅あおきの高機能拠点化プロジェクトについての調査研究機関として、全議員による道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト関連事業特別委員会を設置いたしました。これまでに計4回の特別委員会を開催してまいりました。

平成27年12月定例会以後の取り組み状況について報告をさせていただきます。

平成28年1月14日、第3回の特別委員会を開催し、村長、担当職員並びに設計委託会社から進められている基本計画、基本設計の進捗状況について説明がありました。委員からは、事業の実施時期、総事業費や工程、住民や利用者の意見の集約などについて意見が出されました。

平成28年3月2日、第4回の特別委員会を開催し、村長並びに担当職員から基本計画案について示され、また国の補助金の状況、今後の事業スケジュールなどについて説明がありました。委員からは、今回の整備対象エリア、駐車場のレイアウトや規模、全体事業費と実施工程について質問並びに意見がなされました。

道の駅あおき高機能拠点化事業は、今後の村の存続をかけた大きなプロジェクトです。青木村版総合戦略にも国道143号新トンネル化事業と並び、重点事業として掲げられております。

村では、広報あおきを通じて事業の内容について情報の提供をして意見の集約を進めているとのことですが、より多くの皆さんの意見を聞く中で計画を策定し、またその意見を計画に反映し、短期間でも慎重に事業内容を検討する中で整備を進めていただきますよう希望して、委員長報告いたします。

以上です。

○議長（小林和雄君） 委員長報告が終了しました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） これより、議案第1号 青木村辺地対策総合整備計画の変更についてを議題とし、質疑を行います。

質疑ありませんか。

杓掛議員。

○3番（杓掛計三君） 辺地対策事業はそれぞれ計画書でわかりますけれど、この中で青木の森の集会所1,000万ということですが、どの程度の集会所を考えているのか。安いなという感じが現状ですが、どの程度のものを考えているのか、お願いできますか。

○議長（小林和雄君） 塩澤課長。

○総務企画課事業推進室係長（塩澤和宏君） 御回答いたします。

現在、木造平屋建てを想定しております。

現在、青木の森別荘地の管理事務所と集会施設を兼ねた複合施設を予定しておるところです。ですので、規模につきましては、大体15坪程度から20坪程度で実施できればというふうに考えております。

以上です。

○議長（小林和雄君） 杓掛議員。

○3番（杓掛計三君） あそこも大分定住者もふえてきていますけれども、集まる場所がなかなかないという中で、その程度のものでよいかどうかは、今後また検討した中で計画を進めてもらえればと思います。よろしくお願いします。

○議長（小林和雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔全員挙手〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

よって、議案第1号 青木村辺地対策総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 次に、議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） この条例について何カ所かお聞きしたいと思います。

今回、まずどういう理由でこの条例を今議会に提出したのかどうか、この基本的な考え方を総務課長か村長のほうにお聞きできればと思います。よろしくお願いします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私の姿勢でありまして、この3年間もこういう形でお願いをしてまいりました。

予算編成のとき特に感じますのは、やはり財政大変厳しいということ実感いたします。そして、そういうことを議会の皆さんを初め、職員あるいは村民の皆さんに大変予算が厳しいので、財政が厳しいのでということでいろいろ我慢していただいているところもありますし、職員も御案内のとおり県下で一番低いラスパイレスの状況であります。

そういう中で、みずから身を切ると言うことが範を示すと言いましょいか、私の姿勢になるということで、毎回このような形でさせていただいております。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 村長のその姿勢というのはわかりますけれども、ただ今、国では安倍首相もそうですけれども、企業には給与アップをお願いしろと。そういう中で、また今回この後に職員給についても若干の費用改定があると。職員の給与改定の中には、勤勉手当も改定になっているわけでございます。この勤勉手当は村長や特別職にはついていないわけですが、この増額も入っている中で、私は何で村長がここでやる必要があるかという考え方なんですけれども、自分の姿勢だけというのではなくて、やはり報酬というものはその職務に対する対価として与えられるものであるもので、前回からやってきたからとか、そういう考え方での減額報酬をかけるということは、私の考え方からするとどうも合わないというのが現状です。

この考え方については、村長はどのように考えているのか、お聞きできればと思います。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ある意味で御配慮に感謝をしたいというふうに思います。

この額を決めるについては、県内の同様な人口規模等々を参考にさせていただきまして、平均的な額を出させていただいております。

それぞれ身の丈に合ったという言葉をよく財政のとき私も使わせていただきますけれども、いろいろ行政改革をしたり、あるいはみずから職員にあまり時間的な負担をかけないような配慮をしたり、いろいろする中の一環としてこれを出させていただいております。

次回からは今、沓掛議員がおっしゃったようなことも、参考にさせていただきたいと思います。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） しつこくていけないんですけれども、青木村もまだ財政再建団体が入るほどの財政ではないと思います。

また、村長の今回削った給料によって、減額する100万ちょっとくらいですか、計算してみないとわからないですけれども、そのような額かと思いますし、やはり見合った給料は当然の報酬としてもらうべきであるとともに、今回改定するに当たってこの間の総務委員会の中でも質問がありましたけれども、報酬審議会にかかっていないということでございます。報酬審議会をかけたの対策であればいいけれども、報酬審議会にかかっていない中でのもの

でありますので、やはり本当はやるべきではなかったかなという考え方を私は持っております。

できたら村長さんはそのお給料をもらって、たくさんもらったなと思ったら青木村で消費してもらえば、十分それは地域のためになるかと思っておりますので、この次からはその辺を踏まえた中でのこういう減額条例というのは慎重な扱いをしてもらえればと思います。お願いします。

以上です。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 私も杓掛議員の考え方に賛成であります。

前年も私はこの質問をしているわけでございますけれども、それが実行できなかったわけでありまして。非常に残念であります。

私が見ている範囲では村長にしる教育長にしる、それなりのしっかりした仕事をされていると言い切っても、私はいいであろうというふうに思います。

そういう面から考えてもこういうようなことがまた出てくれるわけでございまして、もう最初からこうでなくて、委員会の席でも私のほうから質問したんですけれども、報酬審議会等にかけてでもしっかりと方向づけをして、議会に出してくるべきだというふうに私は考えております。非常にお二人の気持ちはわかるわけでございますけれども、今そんなふうに私は考えております。

したがって、先日の委員会でも質問したら、総務課長は報酬審議会をしばらく開いておりませんということでございますから、怠慢じゃないですかというふうに私は申し上げたわけでございますけれども、やはりこういう問題は、そういうところできちんと整理をしておいて出してくるべきではないかというふうに考えているわけでありまして。

既に予算についても、委員会では十分検討されまして方向づけができていますわけでありまして。したがって、本年はとにかく報酬審議会を早々に開いていただきまして、この問題の検討やら全般的な検討をされる必要があるのではないかというふうに私は考えているわけでありまして。したがって、私はこの内容について変更しろということではなくて、来年度くらいに向けてきちんと村長は村長、教育長は教育長としての報酬がもらえるように、そういうふうに考えておりますが、よろしくをお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 審議会は村長の諮問機関でありますので、私のほうで今二人の議員から御質問いただいたことを受けまして、慎重に委員会を開催したいと思っております。

委員会の開催時期については、私もというか役場全体で県内の状況等を少し勉強させていただきながら、研究させていただきながら検討をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） ほかに質疑。

宮下議員。

○2番（宮下壽章君） 私も杓掛議員、それから堀内議員の意見に同感でございます、日ごろ村長の行動を見させていただいております。それから、杓掛教育長の行動も見させていただいておりますが、今現行の金額でもかえって少ないかなというくらいの働きをされておるのが現状だなと思います。

それから、今の現行の金額が決まったのも議会を通して決まっておる金額でございますので、なるべくそういったこと、自分のそれぞれの仕事をきちんとしていただいておりますので、先ほども杓掛議員が言ったようにその金額で村のほうで消費していただくような形をとっていただくようなことを考えていただきながら、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（小林和雄君） ほかにございませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について

ては、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

質疑がある方。

堀内議員。

○9番（堀内富治君） 引き続いて、また給与問題でございますけれども、前回の総研の中でも私のほうから申し上げてあるわけでありましてけれども、これ十分に村長も承知をされておりますけれども、青木村の職員の給与は安い。もうこれは何年も前からいろいろと言われてきた事項だというふうに考えております。

前村長の際も申し上げた経緯があったんですけれども、なかなか実行するわけにはいかなかった。こういうふうに私は思います。実行するにはいろいろな問題もあるというふうに私は北村村長から聞いているわけですが、そのとおりだというふうに内容的には十分な理解をしているわけではあります。現状だんだんとほかの市町村の職員の給与と差が開いていくと、こういうことなんです。業務はそんなに変わりはないわけでございますけれども、きちんとやっぱり仕事を職員の諸君にはやってもらっているわけでありまして。

そういう面から引き上げ全般の基本的なことについてはいいわけでございますが、加えて青木村職員の給与については、やはりしっかりと引き上げ対策をこういうような機会に考えていくべきではないかというふうに私は考えておりますが、村長の答弁をお願いします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 委員会の席でも、堀内議員のから御質問いただきました。

本当に県下で一番低い給料の職員、村役場でございます。周辺、上田が特に高くてラスパイレスが100.1でございます。おっしゃるとおり、上田の職員と青木の職員でどう違うかというところと全く違いがないわけでありまして、むしろいろいろのイベントだとか、きのうの火事もありましたけれども、そういう際には率先してやっている職員の姿を見るとこれでは申しわけないなという気持ちでいっぱいでございます。

一方では、これを上げることについては、国とか県からもいろいろと強い指導のある内容

でございますので、今２年近くかけていろいろ調整やらお願いやらをしまいいりました。一定の方向が出ましたので、今日この議会が終わりましたら全員協議会をお願いしまして、そこでまた御説明やら御同意をいただくような方向で今考えているところでございます。

いずれにしても、モチベーションが上がらないというようなところでは、なかなか仕事にも意欲も湧かないようなことも出てくるかと思いますので、早めに私のできる範囲内で対応してまいりたいと考えております。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○９番（堀内富治君） 難しい問題もあろうかと思いますが、ぜひひとつ早い機会にしっかりした方向づけが出来ますようにお願いをして終わります。よろしくお願いします。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第３号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第３号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第４号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第４号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての質疑を行います。

質疑のある方。

沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 条例の中身はともかくとして、今まで青木村に対してどのような事案があったのかどうか、最近。

○議長（小林和雄君） 稲垣総務係長。

○総務企画課総務係長（稲垣和美君） 今までの間ではございませんでした。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第5号 青木村行政不服審査会条例について質疑を行います。

質疑ある方。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第5号 青木村行政不服審査会条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第6号 信州昆虫資料館設置条例について質疑を行います。

質疑ある方。

居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 別表の入館料につきましてお聞きをいたします。

これは今までと同じ内容を踏襲したと、このようにもお聞きをしていますが、まず入館料で一般が300円と、このようになっております。実はネット検索すると中に200円というのが出ております。これ村とは関係ないかどうか分かりませんが200円ということで、信州昆虫資料館の入館料が200円が出ているところもございます。

それと、これも中学生以下が無料ということでもあります。この点、美術館とまず比較をいたしたときに、整合性の問題で当然美術館等の入館料を加味したことでこれは出てきているというふうには判断いたしますが、美術館と昆虫資料館と内容は当然違いますので、一概には言えないというふうに思います。

それで、美術館の場合は一般が200円です。それから高校生150円、児童100円、小学生未満が無料。それと、村外の小中学生は無料というふうにも聞いております。

今の美術館並びに昆虫資料館、このあたりをどのようにしてこのようにお決めになったかどうかお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 昨年12月にこの昆虫資料館を受けるというときに、皆さんにも公の席ではなく全員協議の席で、そのまま受けたい、受けさせてくれということをお願いして御了解いただいたというふうに承知しております。

そういう中で、先生は中学生以下無料でやったのは、何回も申し上げますように昆虫少年を育てたいと。たくさん入館者、あるいは入館料をたくさんとるというのではなくで、昆虫館でなくて昆虫資料館を大いに活用していただいてファール少年、昆虫少年を育てたいということで、先生の高い志で中学生以下が無料になっているというふうに承知しております。

そういうことで、村内のバランスをとらなきゃならないのと先生のその意思を受け継ぐという形で、今までと同じような形にさせていただきました。

冒頭の200円というところなんです、ちょっと私どものやった行為ではないのでよくわかりませんが、多分推測するに、今まで何年か前は200円だったのでそれがきているのかなと、こういうふうに思います。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） もう一つ、例えば縁故村等で村外の方も来ます。これ美術館の場合は無料というか100円かな。昆虫資料館に行けば無料ということですが、主旨とかそれはよく理解はもちろんしているわけなんです、この条例もいずれ見直しというか、そういうことも起こり得るのかなというような観点からひとつお聞きをしたいと思いますが、こういう文化的な施設、これは要するに営利とはまたちょっとかけ離れていたりしますが、昆虫資料館は52万5,000円だったか、28年度はこのように予算をとっているんですが、これをふやすとしたらもっと少し上げるとか、いろいろこう上田の動向を見たりすると入館料を上げているケースも見られるかなと思うんですが、基本的には中学生という判断もあるんですが、高校生以上は一般ということで300円になるわけなんです、これはあくまでも村内村外は変わらずという解釈で考えてよいかどうかお聞きをします。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 今、村長からもお話がございましたとおり、小川原医師の意

志を尊重して経営を引き継ぐということでございますので、村内外を問わずこちらの料金でスタートさせていただくということでございますので、お願いいたします。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 今回の条例、なかなか金がかかって大変な建物になっていくのかなということで、建物自身のこれからの管理や何かも大変かと思います。

それと、私にはこれ、昆虫資料館の昆虫と、後で一般会計の補正で出てくる先生から委託されるのかどうするのか図書館の本ですけれども、今回は何も上がってきていないんですけれども、図書館の本は整理してそれなりのことをやればいいけれども、昆虫資料館の資料というものはいろいろな先生方でかなり大切なものだということを言われてきております。その大切なものをもし湿気とか、最悪の場合は火災とか、そういうようなもので紛失した場合、どこのものなのか。建物は設置条例があって青木村のものでいいんですけれども、中身はどこのものなのかというのがまだはっきりしていないんですけれども、この点についてはこれからどういうふうに考えていくのか、寄附とか、はっきりしたものをどこかで立てないと、もしものことがあったとき大変じゃないかなと思いますけれども、そこら辺のところの考え方というのはどういうふうになっているのか、お聞きできればと思います。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 現在引き継ぎをしている中でいろいろな目録みたいなものがあるのかということでちょっと確認をしましたところ、全部の資料とかについてしっかりとしたものがございません。

そんなことで数も大変な数でございますので、これから順次整理をしまして、しっかりと先生と書面等で取り交わす中で引き継いでいくような方向を取っていきたいというふうに思っております。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 先生と書面を取り交わすとともに、最終的に私一番いいのは寄附なり何かの形で青木村の所有物にしておくのが一番いい方法じゃないかと思いますので、そこら辺のことを今回の古い図書にしろ、金額とかそういう問題ではなくて、確実なそういうような手順は踏んでもらいたいと思いますので、今回の資料館も4月から開館になるということですが、その間もかなり気をつけて管理運営していただければと思いますので、そこら辺のところを村長さん、よろしいですか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 非常に大事なことだというふうに思っております。

先生からは12月の段階で、昆虫資料館の中にあるもの全てを村に無料で寄附するというのをいただいておりますし、複数の者がそれを聞いております。そうは言いながらも、やはり文章で確認し合うということは大切だと思いますので、先生とは今そういう方向で詰めているところでございます。

今、御質問いただいたことは大事なことでありますので、しっかりやっていきたいと思えます。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 皆さん御案内のとおり本当に素晴らしい標本なので、青木村の宝としてこれからどういうふうに生かしていくかということなんですが、先生の意志を尊重してとにかく情報発信をして、今まで以上に、例えばホームページでもっとそのことをいろいろ今以上にやるとか、あるいは情報電話ですとか村の広報ですとか、あるいはパンフレットですとか、とにかくありとあらゆる機会を使って青木村にはこういうすばらしいものがあるんですよと、皆さん見に来てくださいと、学術的にもあるいは観光の資源としても大いに生かしていただきたいと、そのように思うんですけれども。

例えばけさの新聞なんかを見ていますと、北野美術館の所蔵品が県に寄附されるというような記事もありましたけれども、民間で何かそういったものを持っているというのはこういう経済情勢の中でも厳しいですし、あるいは2代目、3代目ということになってきますと、初代の人の意志を継いでいくというのも難しいという中で、これはこういう形もあるかなと私はずっと以前から思っていたんですけれども、現実になったんですが、とにかくいかにこの情報を発信して、一人でも多くの方に見てもらえるような方法、どんなことを考えていらっしゃるのかお聞きします。

○議長（小林和雄君） 片田課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 今、議員さんおっしゃいましたとおり、村が今度経営を引き継ぐことになります。

早速、ホームページ等を更新する中で情報発信をして、一人でも多くの方にこの存在、あるいは来訪していただけるようなことを考えていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第6号 信州昆虫資料館設置条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第7号 青木村不育症治療費給付金交付条例について質疑を行います。

堀内議員。

○9番（堀内富治君） この対象となる方は何人ぐらいおられるのか。それからもう一つ、予想される診察料と診療費はどのぐらいになるのか、お伺いをいたします。

○議長（小林和雄君） 花見住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 対象となる方でございますが、内容がやはり不育症ということございまして、こちらで改めて調査をしているものではございません。

やはり出産がなかなか難しいという案件のための給付事業でございまして、一番の事の初めにつきましては、役場のほうに問い合わせが1件ございまして、その関係でやはり少子化問題を村として本気で取り組んでいく中に、これを盛り込んでいこうということで進めてまいりました。

また、費用につきましてですが、なかなかさまざまな方法がございましていろいろござい

ます。やはりなかなか一概に幾らというものがございませんですが、近隣ではなくていろいろな費用がございますけれども、例えば夫婦の染色体検査では大体5万円前後くらいとか、あと女性のいろいろな検査などがございますが、数千円から数万円という単位のものがございます。

やはり病院によっていろいろな方法がございますので、検査費用については保険の対象になるもの、対象にならないものなどございますので、いろいろ加味する中でこの事業として取り組もうと思っております。

以上です。

○議長（小林和雄君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 給付の限度額も記されているわけですが、この辺も非常に判断が難しいかというふうに私は思いますけれども、金額は出ていますが、期間については限定はないのですか。

○議長（小林和雄君） 花見課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 期間については限定してございませんが、年間上限30万円ということで想定しておりまして、総額でその御夫婦に対しては100万円が上限ということで設定してございます。期間については、1年ごとに清算という形になりますけれども、何年かまでというふうには想定しておりません。

以上です。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

宮下議員。

○2番（宮下壽章君） 今、内容については花見課長のほうから説明いただいて承知しましたが、不妊症ということは皆さん重々御承知、村民の皆さんも御承知になっているかと思うんですが、この不育症というのは私も今回初めて聞いた言葉でございまして、これから少子化ということで一人でも多くのお子さんに青木村に誕生していただきたいということから、こういった不育症治療の給付ということを村が始めたんだよということを、村の皆さんに知っていただくような努力をぜひともお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（小林和雄君） 答弁いいですか。

○2番（宮下壽章君） お願いいたします。

○議長（小林和雄君） 花見課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） 議員さんのおっしゃるとおり、少子化対策ということでございますので、全般を通してまた村民にPRをしていきたいと思っております。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） こういうことを聞いてまた誤解じゃないけれども問題になっては私非常に困るんですけども、きょうは補佐がいますものでお聞きしたい。

不妊症、なかなか子供ができない御夫婦というのは、何か最近ふえているような気がしますけれども、昔よりもふえているような気がするんですけども、こういうような状況に至ってきているという食生活なのか社会現象なのか、そこら辺というのはどんな状況でこういうふうになってきたのかなというのをお聞きできればと思うんですけども。もしお答えできなければ結構でございます。

○議長（小林和雄君） 宮澤課長。

○住民福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長（宮澤章子君） 今、課長も申し上げたとおり、さまざまな要因だったりとか原因があるというところだと思うんですけども、私も医師ではありませんので、そのところははっきりこのような原因でということは申し上げることができない状況でございます。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） もう一度、不育症の定義というのをできるだけ短い言葉で教えてほしいのと、それから、これは産婦人科の先生が認定されるんでしょうか。あと、不妊と不育の両方の手当てといたしますか、その治療費なり、不育症の治療費を同時にいただけることもできるのかどうか。その3点をお聞きします。

○議長（小林和雄君） 花見課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） まず、1点目でございますが、不育症につきましては、妊娠はいたしますがその後に自然流産を繰り返してしまいまして、なかなか出産までにたどり着けない場合を不育症ということになってございます。

この認定に当たりましては、ドクターの判断によるものでございますので、それによりましてこちらに申請をいただくという形になります。

あと、不妊症治療も当然給付事業としてございますが、全くの別物でございますので、不妊症につきましては不妊症の治療に対するもの。また、この不育症につきましては、不育症

の治療ということでドクターに診察を受けていただいて、ドクターの申請に基づきましてこちらで対応させていただくということでございます。

以上です。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。質疑ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第7号 青木村不育症治療費給付金交付条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第8号 リフレッシュパークあおきの指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑ある方。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 村でたしか80万円でしたか、つけてお願いして管理していただいているわけなんですけれども、リフレッシュパークだけの去年の決算はどんな収支だったのか、収支全体という意味でなくて、リフレッシュパークだけでどんな数字があるのか、赤なり黒なり。

○議長（小林和雄君） 横田館長。

○教育次長兼公民館長（横田 孝君） 総額そのもののはっきりした数字は手元にございませ
んけれども、まず議員のおっしゃった80万円というものは、年間の中で当然大きな修理等が
出てきます。計画的に当然行うわけですが、それに対して村のほうから補助という形
で行っております。

それから、年間の関係の収支になりますが、2年前までは正直やや赤字経営でございまし
た。それが今回も指定管理をいたします市民組合の努力によりまして、経営の時間的なもの
ですとか、雇用のことですか、さまざま改善した結果、現在は黒字経営で進んでおります。
以上です。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 釣り堀というか、川のほうでお魚を釣っていることでお聞きしたい
のですが、沓掛議員さん、前に課長時代に大変御苦労されて上小漁協といろいろ交渉された
りして、結果的にあくまでもあそこは上小漁協の所管の中なのでということで、普通の人が
それなりに対価を払ってきたのに漁協の株主というかその方たちは、そういうことがなくて
も釣れたというようなことでちょっと問題があった時期があったんですが、今その辺は上小
漁協と何か約束事しましたっけね、あのとき。どんなあれでしたか。たしか覚書か。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 現在も河川特設釣り場というような位置づけの中で、そこか
ら下の河川とは区分けをしているということで御理解いただければと思います。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） いずれにしても村では少ないレクリエーションの場所なので、
ある程度公費がかかっても維持して何とか青木村に人が来てほしいということで、これから
も維持管理をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第8号 リフレッシュパークあおきの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第9号 青木村くつろぎの湯の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑ある方。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第9号 青木村くつろぎの湯の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第１０号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第10号 青木村老人福祉センターの指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑ありますか。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第10号 青木村老人福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第１１号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第11号 青木村高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑のある方。

ございませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第11号 青木村高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第12号 寄附採納について質疑を行います。

質疑ありますか。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第12号 寄附採納については、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第13号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて質疑を行います。

質疑ありますか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） これは権利放棄という形をとられるということなのですが、例えば負担金とか出資金とか、そういうふうなほかの形でやるというような選択肢はなかったのかどうか。権利放棄についてのメリット、この辺についてお聞きします。

○議長（小林和雄君） 井古田課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） このふるさと基金の権利放棄を始める初年度といいますか、その段階で協議等があったわけですがけれども、やはり各市町村の財政的なこともありましたでしょうし、それまでも県のほうから補助という形でここへ充てていたわけですがけれども、そんな経過の中でふるさと基金というものがあり、こういうところへ当然有効に利用できる基金ということでこれを選んだということだと思っております。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） かつてマイカルの関係での社債を買ったんですけれども、あの当時、副連合長も知らない間に事務局がこれを買って、結果的にマイナスになったという過去もあったんですけれども、その辺もあれでしょうか、加味されたというか、どうなんだろうかね。

○議長（小林和雄君） 井古田課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） おっしゃったとおり平成15年にということで記述がございますが、そこら辺も加味しての基金からの取り崩しだと解釈しております。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

宮下議員。

○2番（宮下壽章君）　こういう大切な資金でございますので山本議員もそういうことを聞き
したかったと思うんですが、ちょっとわからないところを教えていただきたいと思うんです
が、その当時の医師の確保事業ですとか、緊急資金の対応ということでいろいろ使っている
わけですが、1番の信大からの医師の確保事業ということで若手医師等の派遣という
ことですが、何人分ほどの派遣になるのか。

それからもう1点ですが、輪番病院ということでこちらのほうも救急搬送というこ
とでやっているんですが、この輪番制の病院が現在何病院ぐらいあるのか。時々やっぱ耳
にするのが、救急車等で行った場合でもなかなか輪番制のところではなく、とんでもない長
野市だとか、そちらのほうに行かなければならないということではありますが、輪番制病院と
いうことできちんとその役割を果たしてもらっているのかどうか、その辺のところを。

○議長（小林和雄君）　花見課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君）　ただいまのお話の関係でございますが、医師
の確保事業ということでございますが、これ直近ですと28年1月末現在では57名の先生が
確保できているということでございます。

ドクターにつきましては、常勤医師、または臨床医師などの先生方ということでございま
すが、この事業を始めるに当たりまして平成22年につきましては、そのドクターの関係は
36名だったということでございまして、事業効果はかなり上回っているというふうに考えてお
ります。

また、輪番病院につきましては、基本的に輪番病院というのは入院治療を必要とする重症
救急患者を対象に、平日の夜間18時から翌日8時までの時間帯及び休日について、上小管内
の10の病院が対応してございます。その後方支援ということでは信州医療センターが対応し
ていると。365日対応でございますが、そのような体制で上小管内を対応してございます。

また、救急搬送ということでございますので、やはり輪番病院は10ということでございま
して、その日のうちにどの病院ということで割り振ってございますので、やはり救急搬送の
件数が管内多い中で対応している中でございますので、なかなかすぐに、時間的には十分限
られた時間の中で救急搬送の対応はしているという状況ではございますが、実際そのような
お話があるということは、救急搬送の件数もふえていく中でそれも難しくなっている状
況なのかというふうに理解しております。

以上です。

○議長（小林和雄君）　ほかにありますか。よろしいですか。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第13号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについては、
原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第14号 平成27年度青木村一般会計補正予算について
質疑を行います。

質疑ある方。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 8ページをお願いします。

一番下の方ですが、国庫支出金の説明のほうで014の社会資本整備総合交付金、旧まちづくり交付金ですが、かなり金額が減額になっているんですが、これは事業費の減とたしかおっしゃいませんでしたか、もう一度御説明をお願いします。

○議長（小林和雄君） 依田係長。

○総務企画課企画財政係長（依田哲也君） こちら27年度で行う予定でございました4路線の
道路の改修工事につきまして、今回減額ということになりました。

内容といたしますと、前沖線と西洞線の2カ所が減額に伴いまして、今回の社会資本整備

総合交付金のほうも減額ということになっております。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○総務企画課企画財政係長（依田哲也君） 減額というのは、事業そのものはやるんだけど、金額が少なくなったという意味なのか。

○議長（小林和雄君） 依田係長。

○総務企画課企画財政係長（依田哲也君） すみません。先ほど申し上げたとおり、前沖線と西洞線の道路の改修工事を行わなかったために交付金のほうも減額したということでございますので、事業自体を行いませんので交付金もつかないというものでございます。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○総務企画課企画財政係長（依田哲也君） 必要があったから事業計画を立てて予算化したと思うんですが、やらなかった理由というのは何ですか。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 答えいたします。

この事業は5年間の計画の中で実施をしてきた事業でございます。ちょっと国費の問題で最終年度以前に大分もらい過ぎていた経過がございます。その中で精査をいたしまして、青木村にとってどこが一番この事業の国費をもらうのに得かなというところを検討をいたしまして、そういう選択の中で今回の事業計画からは落とさせていただいたと。また必要があれば、別の計画でやらなかった路線についてはまた対応していきたいというふうに御理解いただければと思います。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） すみません。戻っていただいて4ページの地方債の補正についてお聞きをいたしますが、一般補助施設整備等事業債、再度お聞きをするようなことになると思うんですが、まず利率についてどのくらいなのかどうかお聞きをいたします。

○議長（小林和雄君） 依田係長。

○総務企画課企画財政係長（依田哲也君） こちらのほうの利率でございますけれども、まだこれから協議する段階でございまして確定はしておりませんが、大体0.9%以下のものは利率で限られるのではないかと考えております。

○議長（小林和雄君） 居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） これからということなので、銀行というか金融機関もまだ決まっていなかったかなというふうには思われるんですが、大体予定というか、見通し的にはどのあたり、

政府系なのかどうなのかあたりがおわかりになれば、お願いしたいと思います。

○議長（小林和雄君） 依田係長。

○総務企画課企画財政係長（依田哲也君） 今のところ銀行系のところから借り受けるような予定で考えております。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） 歳出のほうでお願いしたいと思います。

13ページ、目の5の財産管理の関係なんですけれども、説明のほうの下から2番目、土地購入費の関係なんですけれども、2,133万4,000円減ということで、当初計画が3,000万とって、それで実質的には860万ほど購入ということなんですけれども、買う予定地が地主さんから断られたのか、また予定していたけれども全然事業を進めなかったのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小林和雄君） 依田総務課係長。

○総務企画課企画財政係長（依田哲也君） 3,000万は平成28年度においては1,000万ということで減額をさせていただいております。

今回のこの減額の二千数百万についてですが、実際にまず買ったところがふるさと公園の中の1筆を購入できたということでございます。これも当初は購入ができなかったところで借地の状態でいくという予定でしたが、地主さんのほうからのお話で実際に購入ができた。そのほかの件ですけれども、相談をかけているところは正直でございます。

ただ、今年年度の中ではそこら辺が間に合わなかったもので、ここで一旦年度の区切りをさせていただきたいということで、減額をお願いするものでございます。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） 委員会審議のときにもお伺いいたしましたけれども、村長の今後の土地の購入に関してはどのように進めていくのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 借地のところはなるべく買って、後の後年度負担を少なくしたいというのが基本的な考え方であります。

特に建物が建っているようなところ、あるいはどうしても運動公園の真ん中にあるようなところを優先順位で用地交渉をしております。

しかし、さまざまな家庭の事情がありまして、さっき答弁申し上げたようにぼっと意外なところから申し出があったりしておりますので、1年単位ではなくて数年単位の交渉をして

いって、なるべくその借地を村の土地にしていくような方向で考えてまいりたいと思っております。

○議長（小林和雄君） 内藤議員。

○6番（内藤賢二君） 当初で3,000万ほど予算計上を図りまして我々も算定したんですけれども、相当金額をまだ購入できなかったというような現状を捉えているわけなんですけれども、そんなことである程度の借りている土地の関係、随時公有財産ということで順次進めていただきたいということが私の願望でありますので、今後とも当初予算に見合った土地の購入、できるだけ達成できるような配慮で予算組みをしていただけるようお願いを申し上げます。
答弁はよろしいです。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 20ページのどっちでやればいいのかわからないんですけれども、簡易水道、上水道施設の繰出金でございます。

繰出金、これは維持費関係ですか、修繕関係で900万、1,000万近いものが出ていくわけなんですけれども、前にも私言いましたかと思うんですけれども、いろんな施設の更新の返す金はある程度は仕方がないかなと、これもちよっと問題になってくるかと思えますけれども、この維持費関係が1,000万も足りなくなるということは、やはり水道料金の根本的な問題が入ってくるかと思うんです。

ですから、ここら辺のところについて、やはり先ほどの報酬審議会じゃないんですけれども、高くするかしないかは別問題として、住民に水道についてはこのくらい金かかって、こういうふうになるんだよというようなのは、やはりわかってもらう必要性というのがあると思うので、ここら辺についてはこれからまだふえていく中で、それと今改良工事もやっておりますもので、これからの水道についてどのような考え方をしていくのか、また使用料の審議会等についてはどのようにして住民にこのくらいかかるかと。やはり特別会計ですので特別でやっていくのが建前ですので、そこら辺のところはどんなふうを考えているかお聞きできればと思います。

○議長（小林和雄君） 花見課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（花見陽一君） ただいま議員さんのおっしゃるとおりでございます、やはり修繕の関係、維持管理につきましては、やはり村における簡易水道におきましてはかなり負担になってきているのが現状でございます。

ただいまお話がありましたが、来年度に向けましてやはり消費税の関係もございまして、明確になり次第こちらとしましては水道料金に関する協議をしたいと思っております。その中で今後ですが、今年度は水量につきまして経営戦略策定ということで長期的にわたった維持管理などのものについての問題も検討するわけでございまして、今年度に結論が出るという話ではありませんが、やはりそういう資料も今年度つくり上げて、それを踏まえて長期的な考えを持つ中で、料金については慎重に検討する時期に来ているというふうには認識しております。

以上です。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） そのようにお願いできればと思います。

それと村長さんにお話なんですけれども、村長さんは簡易水道の理事ですか、役員をやっておられますけれども、なかなか国の消費税という言葉が出てきたんですけれども、水道は消費税の軽減措置の対象にならないのかどうか。これ企業が使うからだとか、いろいろな問題があると思います。低所得者が使うか、どういう人が使うかという振り分けは非常に難しいとはいいいながらも、確実に低所得者の人たちも使っていくもので、これがまた消費税が10%に上がっていくという、ここら辺は何とか国のほうへ言っていただいて、今言ったように地方の財政も、地方の簡易水道関係もかなり厳しい財政の中で運営しているもので、それを簡単に2%上がったからさあ上げますというと、水道料また上がったのかという話になりますもので、ここら辺はできるかどうかの問題なんですけれども、村長さん、少しはこんな議論というのも国にしてもらえれば嬉しいなという感じがします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問の前に、その前の質問にまずお答えしたいと思っておりますけれども、全国的にも簡易水道、普通の水道も含めて、だんだん更新時期に来ております。そしてまた、耐震工事もしなければならない。管を含めて施設がそういう状況になってきております。いろいろなところで議論をされたり、全国的な中で、いずれにしてもこの水道というのは目には見えない、美味しい水が飲めて当然、安全な水が飲めて当然というようなことで、なかなか政治の中でも議論されてこなかったんですが、いよいよそういうような状況では財政的にも持たなくなりました。

ということで、企業会計ということでありますので、先ほど花見課長からありましたような経営戦略、いわゆる運営計画をちゃんと立てなさいと、長期的に立てなさいと、こういう

ことになりました。村でも来年度予算を特別会計で御承認いただきました中でやることになっております。

今の御質問でありますけれども、軽減税率の中にも話題として出てこないくらい潜っちゃっていることで、私も国の簡易水道の全国協議会の中では、役員会の中では、当然そういうようなことを議論しております。昨年度は運よくと言いましょうか、財務省の副大臣に会いまして、こういうようなことを今まで厚生労働省の方々だけで、あるいは総務省の方々だけでありましたけれども、昨年はそういう方にもお会いして状況の全体を説明し、今、沓掛議員がおっしゃったようなことも項目の1つとしてお願いしているところでございます。

いずれにいたしましても、いろいろな形でこういった特別会計が一般会計からの持ち出しという状況は、今後多くなるという前提でありますので、抜本的な改革をどこかでする必要があるだろうというふうに思っております。いずれにしましても、来年度の経営戦略の報告を見ながら考えていくというふうに、今のところはスケジュールを立てております。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

堀内議員。

○9番（堀内富治君） 9ページに商工費の県補助金のところですが、説明のところで006外国人旅行者受入環境整備事業補助金ということで30万きております。また、23ページの支出のところでも、観光費の中で支払いをするという形になっておるわけですが、一般質問でもちょっと触れたわけですが、非常に観光の振興という面から考えると、外国人の対応に非常にこれから気を使わなければいけないだろうというふうに私は考えるわけですが、具体的にどのような対応をされるのか、質問をしたいと思います。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 今、御質問の県の補助金の関係は、御説明申し上げましたとおり、Wi-Fiの設備を田沢温泉でまだ未導入であった旅館2業者が、館内の整備をしたことに対しまして県から補助をいただいて補助金をお支払いしたという事業でございます。これによりまして、外国人の方は通信料なしに携帯電話等で通信ができるというものでございます。

これがまず1つでございますけれども、今、道の駅の拠点化を進めていく中でも、この辺が1つの国の条件といいますか、外国人の受け入れを積極的にやっていってくださいよというようなことの中で、この本補正でもお願いしてございますとおり、外国人の方にもわかり

やすい案内板でありますとか、パンフレット等の作成をまずそこら辺から着手していきたいということでございます。また、今後、そのほかのパンフレットですとか、そんなものにつきましても順次進めていく予定でございます。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 農業費、21ページですけれども、右の中で農業用機械購入、これはニンニクのふるいとり機械ということですが、今ニンニクについては北村村長さんもそこらじゅうお願いしながら特産物にしたいということで、そこらじゅうで植えてあるのを私も何人かは知っておりますけれども、この機械を買ったときにどのような、そういう個人のところにも使っていくのか、どのような利用方法を考えていくのか、そこら辺のところを。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） 機械につきましては現在も農業支援センターがトラクターですとか草刈り機等を保有しておりまして、これも一定の料金をいただく中で貸し出しをさせていただいているところでございます。

ですので、運用としましてはそのような形で一定の、例えば半日500円ですとか、ちょっとまだ金額はあれですけれども、そのような形で個人の方も十分御利用いただけるような形を考えております。

○議長（小林和雄君） 沓掛議員。

○3番（沓掛計三君） 皆さんかなり栽培している人たちもいて、これ金になるんだかやというような話もありますもので、これは使えるということを今栽培している人がある程度把握した上で、チラシなり紙なりというもので、掘るときはこういう方法がありますよというような方法だけは、周知はしていってもらえればと思います。よろしくお願いします。

○議長（小林和雄君） ほかにございますか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 9ページをお願いします。

7の農林水産業費国庫補助金なんですけど、1億5,000万円余について本当によかったなと、それから明るい見通しでよかったなと思っているんですが、この中でちょっと歳出のほうでは出てこないものですからこの関係でお聞きますが、太陽光発電のことですけれども、今度をつくる施設の中で自産自消、自分で作って自分で消費する自産自消という考え方の中で、コスト的に例えば買ったほうが電気安いよとかということもあるかもしれませんが、

こういう公の大勢の人が集まるところで自分で起こした電気を自分で使っているというのはすごい大きなPRの意味があると思いますので、そんなこともまたこれからいろいろお考えになる中で生かしていったほしいなと思うんですが、村長、課長のお考えをお聞きします。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今度の道の駅の農産物直売所もある程度広い屋根がありますので、考えていきたいとは思っております。

もう一つは、防災機能を持ったということをもう一つの付加としておりますので、そのとき使えるようにと思っております。

それで、小学校が防災機能を持った村で一番大きい基地になりますのでみずからやったんですが、中学校の体育館の屋根とか、図書館の屋根とか、いわゆる屋根貸しをしているんですよ。それがどうも一番私どもの村には合った方法でありまして、普段はそういうような屋根貸しをしますけれども、災害の際にはスイッチを入れれば使えるというようなことを含めて検討を今しつつございます。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第14号 平成27年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第１５号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第15号 平成27年度青木村簡易水道特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑のある方。

ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第15号 平成27年度青木村簡易水道特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第１６号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第16号 平成27年度青木村別荘事業特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑のある方。

山本議員。

○10番（山本 悟君） どこでお聞きしようかと私思っていたんですが、きょうの会議の冒頭、委員長報告がありまして、別荘のことについて報告がありましたけれども、特段質疑はなかったという御報告かと思えますけれども、これは委員の発言、それから委員外の発言、

どういうふうに解釈したらよいのかお聞きします。なかったということの内容を。

○議長（小林和雄君） 沓掛委員長。

○総務建設産業委員長（沓掛計三君） 事実上、確かに委員の発言はありましたけれども、委員外議員の発言については、あくまでも参考意見ということで私は受けとめておりますもので、今回、委員外議員のやつまで全部委員長報告の中に入れるということはちょっと違うのではないかという考え方の中で、私の判断の中で、質疑なしという判断をいたしました。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） それは判断の仕方でどちらでもいいと思うんですが、総務課長、どうなんでしょうか。今までのあれから言って。委員外の発言、もちろん委員さんもですけども、今後のひとつの基本になると思うのでね。

○議長（小林和雄君） 井古田事務局長。

○事務局長（井古田嘉雄君） 今、委員長のほうからも発言があったとおり、今回につきましてはそのとおりだと私も思います。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） そうするともう一度復唱といいますか、言いますけれども、委員外の発言はあくまでも参考意見であって、もちろん賛否には参加できませんし、もちろん討論もできませんしということなんですが、それが青木村議会としてのそういう解釈と、そういうことでもしあれでしたらここで確認をしてほしい。今、私が発言しているのは記録に残ることなので、ということで、じゃよろしいですか。もしあれでしたら、後でまたこのことで話してもらってもいいと思うんですが。

すみません、また後ほど。きょうでなくてもいいですから、いつかじゃそのことでみんなで話し合っ。いずれにしても、議員の意見が反映されるような形がとられれば私はいいと思うんですけども、よろしくお願いします。

○議長（小林和雄君） わかりました。

後で全協等でまた確認するようにいたします。

ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第16号 平成27年度青木村別荘事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第17号 平成27年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑ある方。

ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第17号 平成27年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 引き続き、審議を進めます。

議案第18号から議案第25号については先ほど各委員長より報告が済んでいる事件となります。

議案第18号 平成28年度青木村一般会計予算についてを議題とし、質疑に入ります。
質疑ありますか。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

居鶴議員。

○5番（居鶴貞美君） 平成28年度青木村一般会計予算について、賛成の立場から討論をいたします。

まち・ひと・しごとと地方創生の進化のため、村独自の創意工夫を生かした施策に力を注がれる予算編成で評価されます。

税務会計では、村税が2.8%の増。地方交付税は0.3%の減。国庫補助金は土木占拠委託金の増。また、26年の消費税3%増に伴う交付金の上乗せで11.9%の大幅増が見込まれる予算です。

総務企画課では、庁舎の空調設備更新、衛星系防災業務無線設備の公費負担金、地域おこし協力隊1名増員、若者定住促進事業、合併60周年記念事業等が予算化されました。新たに地方創生プロジェクト費が計上され、地域農業、移住・定住、婚活等に寄与が期待されます。

建設産業課関係では、地方創生の拠点となる高機能拠点化施設道の駅あおきの実務設計委

託費が計上されました。また、新たに村で運営する信州昆虫資料館の事業費、松くい虫防除、有害鳥獣駆除対策等の各種事業費が計上されました。

住民福祉課では、出産祝金が第1子から第4子まで5万円の増額、新たに第5子以上に35万円が新設され、また不育症治療の夫婦に対して30万円の支給を新設し、少子化対策に効果が期待されます。

教育委員会では、英語教育の充実からAET派遣事業の拡充により環境整備を図っております。小中学校の生徒数の減少による村費の教員による手厚い対応により、次世代への教育の充実が図られる予算で評価されます。

村財政の厳しい中で先々を見据え、活性化される予算編成であります。今後とも行財政改革を推進され、効率的な行財政運営を要望いたしまして、賛成討論いたします。

以上です。

○議長（小林和雄君） ほかに賛成等の方おりますか。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第18号 平成28年度青木村一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第19号 平成28年度青木村国民健康保険特別会計予算について質疑を行います。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第19号 平成28年度青木村国民健康保険特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第20号 平成28年度青木村簡易水道特別会計予算について質疑を行います。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第20号 平成28年度青木村簡易水道特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第21号 平成28年度青木村簡易水道建設特別会計予算について質疑を行います。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第21号 平成28年度青木村簡易水道建設特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第22号 平成28年度青木村別荘事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第22号 平成28年度青木村別荘事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第23号 平成28年度青木村特定環境保全公共下水道特別会計予算について質疑を行います。

質疑ある方。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第23号 平成28年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計予算については、
原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第24号 平成28年度青木村介護保険特別会計予算につ
いて質疑を行います。

質疑ある方。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第24号 平成28年度青木村介護保険特別会計予算については、原案のとおり可決さ
れました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 続いて、議案第25号 平成28年度青木村後期高齢者医療特別会計予
算について質疑を行います。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第25号 平成28年度青木村後期高齢者医療特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（小林和雄君） これより、追加日程を上程いたします。

事務局で資料を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（小林和雄君） ただいま資料をお配りしましたが、村長から議案第26号 平成27年度青木村一般会計補正予算についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 異議なしと認めます。

議案第26号を日程に追加し、追加日程第1とし議題とすることに決定いたしました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小林和雄君） 議案第26号 平成27年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

井古田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長兼事業推進室長（井古田嘉雄君） それでは、議案第26号について御説明申し上げます。

平成27年度青木村一般会計補正予算（第7号）。

平成27年度青木村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億4,628万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年3月18日提出。

青木村長、北村政夫。

5ページをごらんいただきたいと思います。

2の歳入になります。

款9、項1の1で、250万円を追加いたしまして12億2,634万7,000円とするもので、節1の中で普通交付税が見込みより増でございます。

次のページになりますが、3、歳出、款2総務費、項1総務管理費、目1財産管理費、250万円を追加して9,562万4,000円とするもので、節24の投資及び出資金で、出資金として250万円とするものでございます。

内容につきましては、村から道の駅の法人化に対しましての出資金という内容となっております。

また、事前に御説明申し上げました議案第18号の平成28年度の中でも計上してございます。今回の補正対応にかえさせていただいて、新年度の予算額につきましては改めて減額をさせていただきたいと思います。

以上、議案第26号について御説明申し上げます。

御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林和雄君） 提案者からの説明が終わりました。

質疑ありませんか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 村の出資金ということなんですが、総額の資本が幾らなのか。そうすればパーセントはすぐに出てくるんですが、それが1点。

それから、株式会社になってこれから公租公課の関係で税金がある程度、利益が出ればもちろんですけども、そうではなくても出てくるんですけども、公租公課の関係は現在ではどんな税額で、どの程度が想定されるのか、その2点をお尋ねします。

○議長（小林和雄君） 片田建設産業課長。

○建設産業課長（片田幸男君） お問い合わせの株式の関係でございますが、総額で750株、1株1万円で村がここにお示ししてありますとおり250株ということでございます。

○議長（小林和雄君） よろしいですか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 2点目の公租公課では、どの程度これから株式会社として税金を払うようになるのか。現時点で想定されるもので。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 2点目の御質問ですけども、まだそこまでいろんなことを想定しておりません。作業がそこまで進んでおりませんが、いずれにしても株式会社になるということとありますので、御質問のところは大いに期待する、あるいは期待できるようなことを私ども一生懸命やっていかなければならないと思っております。

現在でも純黒字に昨年度は組合としてもなっておりますので、赤字ではありません。すばらしい営業成績だと、黒字になったのはそういうふうに思っておりますので、今言ったようなことも今後大いに期待できるように頑張っていきたいと思っております。

○議長（小林和雄君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 3分の1の出資金ということで33%ですか、私はもうちょっと51%ぐらいあったほうがいろんな面で村の意思も通るしと思ったんですが、そういうふうなことも一応想定というか、決める段階ではいろいろ議論はあったんでしょうか。

○議長（小林和雄君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 議論いたしました。

それで、組合のほうから自主自立でやりたいと、困ったときぜひ助けてくれということで

はなくて、必ず退路を断って、自分たちが50%以上を出してしっかりやっていきたいからと、
こういうお話でございました。

しかし一方、いろいろ村の意見が通らないようでは困りますので、取締役の中に当初予定
しておりませんでしたけれども、私も取締役として入る、それから担当課長も入るというこ
とにしてございます。また、監査のほうには、議員という立場ではなくて、堀内富治さんに
さまざまな経験から監査役をお願いしてございます。

そういうことで、村の一件、組合だけが今言いました51%でちゃんとコントロールすべき
だという御質問の趣旨かと思えますけれども、そういうようなことでお互いにいいところど
りをしたと、こういう御理解をいただければと思います。

○議長（小林和雄君） ほかにありますか。ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（小林和雄君） 討論終結、採決を行います。

議案第26号 平成27年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり決定するこ
とに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（小林和雄君） 全員賛成。

議案第26号 平成27年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されま
した。

◎閉会の宣告

○議長（小林和雄君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小林和雄君） 異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成28年第1回青木村議会定例会を閉会とします。

閉会 午前10時45分